

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を  
令和3年4月15日（木）まで延長します

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間（令和3年2月16日～3月15日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日（木）まで延長することといたしました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、下記のとおり延長することといたしました。

○ 申告期限・納付期限

税 目	当 初	延 長 後
申 告 所 得 税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月15日(木)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	
贈 与 税	令和3年3月15日(月)	

○ 振替日

税 目	当 初	延 長 後
申 告 所 得 税	令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)

確定申告会場については、レイアウト・運営方法を昨年とは大幅に見直しており、換気・消毒・距離確保といった感染症対策や時間指定の入場整理券の導入等により三密回避を徹底することで、安心してご相談いただける環境整備を進めております。

なお、令和3年3月16日（火）以降は、会場によっては相談スペースの確保に制約が生じることも予想されます。会場での申告相談をご希望の方は、申告のご準備が整い次第、可能な範囲内でお早めの来場をお願いいたします。

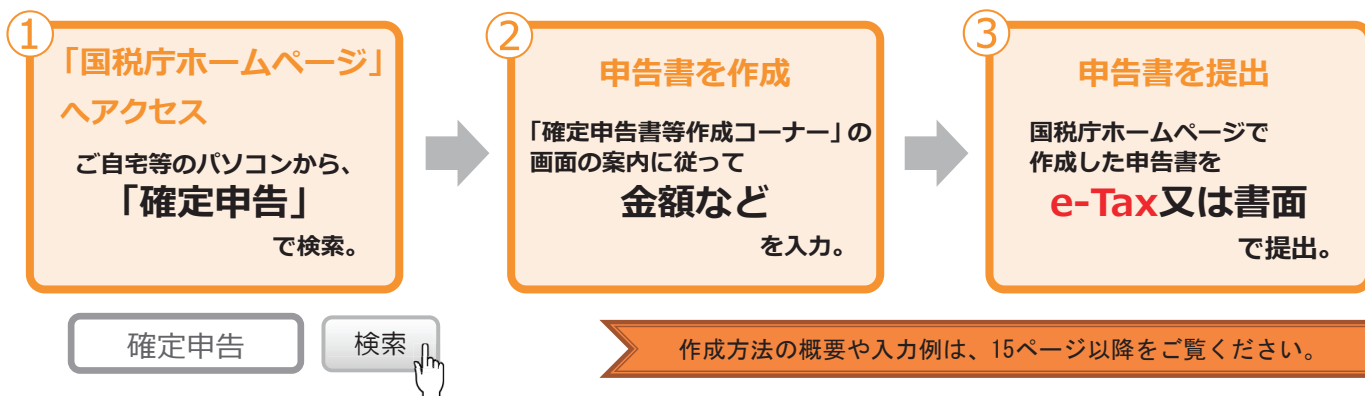
（参考）[確定申告会場への来場を検討されている方へ](#)

また、申告や相談に当たっては、ご自宅等からも e-Tax や電話相談・チャットボットをご利用いただけますので、感染症対策の観点からもぜひご利用ください。

# 令和2年分 贈与税の申告のしかた

- この冊子は、一般的な事項を説明しています。**目次**は、次ページをご覧ください。申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 令和2年分の贈与税の申告書の受付は、**令和3年2月1日(月)から同年3月15日(月)まで**です。
- 令和2年分の贈与税の納期限は、**令和3年3月15日(月)**です。

## 申告書は、「国税庁ホームページ」で作成できます！



## 贈与税の申告書には、「マイナンバー」の記載が必要です！

贈与税の申告書には、

### マイナンバー（12桁）の記載

申告書にはマイナンバー（個人番号）を記載する欄を設けており、申告をされる方（財産の贈与を受けた方）のマイナンバーの記載が必要です。

### 本人確認書類の提示又は写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告をされる方（財産の贈与を受けた方）の本人確認書類の提示又は写しの添付が**必要**です。

が必要です。

【本人確認書類の例】 例1 マイナンバーカード

例2 通知カード<sup>(注1)</sup> + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証<sup>(注2)</sup> など

(注) 1 「通知カード」は、その記載事項（氏名・住所など）に変更がない場合、又は正しく変更手続きが取られている場合に限り、確認書類として利用できます。

2 保険者番号及び被保険者等記号・番号部分が見えない程度にマスキング（塗りつぶし）をお願いします。

詳しくは、6ページをご覧ください。

**マイナンバーカードを利用して、ご自宅等のパソコンから e-Tax で送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません！**

詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」  
【<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>】をご覧ください。

### マイナンバーカードの取得方法

マイナンバーカードは郵便・パソコン・スマホなどにより申請でき、無料で取得できます。  
詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード 取得方法

検索

スマホによる申請方法はこちら！



# 目 次

## I はじめに

1 贈与税の概要	
(1) 暦年課税	2
(2) 相続時精算課税	4
2 贈与税の申告書の提出期間と提出先	6
3 贈与税の申告書の種類	6
4 マイナンバー（個人番号）の記載等について	6
5 贈与税の納付	7
6 贈与税の申告に誤りがある場合	9
7 参考	
(1) 贈与税の納税義務者及び納税義務の範囲の概要	10
(2) 贈与税の課税財産	11
(3) 信託に関する権利等の贈与	12
(4) 贈与財産の評価	12

## II 申告書の作成例等

1 「国税庁ホームページ」を利用した申告書の作成	15
2 贈与税の申告書の書きかた	18
3 申告書の作成例	
【事例1】 暦年課税（特例税率）を適用する場合	24
【事例2】 暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合	30
【事例3】 贈与税の配偶者控除の特例（暦年課税）を適用する場合	32
《贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート・添付書類》	33
【事例4】 相続時精算課税を適用する場合	34
《相続時精算課税を選択する場合のチェックシート・添付書類》	41
【事例5】 住宅取得等資金の非課税を適用し暦年課税を選択する場合	42
【事例6】 住宅取得等資金の非課税と住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税 選択の特例を適用する場合	48
○ 住宅取得等資金の贈与税の特例に係る「チェックシート」及び「添付書類」の区分	52
《A 住宅取得等資金の非課税のチェックシート・添付書類》	53
《B 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例のチェックシート・添付書類》	57
《C 住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）のチェックシート・添付書類》	61

次に掲げる事例に関する申告書の作成例や提出書類チェックシートなどは、国税庁ホームページに掲載しています。

- 農地等についての納税猶予及び免除の特例（暦年課税）を適用する場合
- 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例を適用し暦年課税を選択する場合

## III 主な特例の概要等

1 贈与税の配偶者控除の特例	65
2 住宅取得等資金の非課税	66
3 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例	69
4 震災に係る住宅取得等資金の非課税	71
5 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（教育資金の非課税）	73
6 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（結婚・子育て資金の非課税）	74
7 農地等についての納税猶予及び免除の特例	75
8 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等	77
9 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等	83
10 災害により被害を受けた場合	86
【参考】 贈与税（暦年課税）の税額の計算明細	87
相続時精算課税選択届出書（様式）	89
本人確認書類（写）添付台紙（様式）	91
取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の記載要領	93

## 暦年課税と相続時精算課税の概要図

財産の贈与を受けた人（「受贈者」といいます。）は、次の場合に、財産の贈与をした人（「贈与者」といいます。）ごとに相続時精算課税を選択することができます。

相続時精算課税を選択できる場合（年齢は贈与の年の1月1日現在のもの）

- ・ 贈与者 → 60歳以上の者（父母や祖父母など）
- ・ 受贈者 → 20歳以上で、かつ、贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人及び孫

※ これらの要件は、特例により緩和される場合があります。詳しくは5ページをご覧ください。

### 相続時精算課税を

選択する

#### 相続時精算課税

##### 【 贈 与 税 】

###### ① 贈与財産の価額から控除する金額

**特別控除額 2,500万円**

前年までに特別控除額を使用した場合には、**2,500万円**から既に使用した額を控除した残額が特別控除額となります。

###### ② 税率

特別控除額を超えた部分に対して、**一律20%の税率**を適用して計算します。

※ 「相続時精算課税」を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全て「相続時精算課税」が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

#### 相続時に精算

##### 【 相 続 税 】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算します。

その際、既に納付した贈与税相当額を相続税額から控除します。なお、控除しきれない金額は還付されます。

選択しない

#### 暦年課税

##### 【 贈 与 税 】

###### ① 贈与財産の価額から控除する金額

**基礎控除額 毎年110万円**

###### ② 税率

基礎控除後の課税価格に対して、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じ、

**「一般税率」又は「特例税率」**を適用して計算します。

※ 直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において20歳以上である場合には、「特例税率」を適用して計算します。

また、「特例税率」の適用がない財産については、「一般税率」を適用して計算します。

上記税率を適用した贈与税額の計算方法など、詳しくは2ページ以降をご覧ください。

##### 【 相 続 税 】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、原則として、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はありません。

ただし、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の価額（贈与時の時価）は加算しなければなりません。

その際、既に納付した贈与税額を相続税額から控除します。なお、控除しきれない金額は還付されません。



# I はじめに

## 1 贈与税の概要

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間に財産の贈与（法人からの贈与を除きます。）を受けた個人は、その贈与を受けた財産について、次に掲げるケースに応じて贈与税の申告をしなければなりません。

- ① 「暦年課税」を適用する場合には、その贈与を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超えるとき
- ② 「相続時精算課税」を適用するとき

（注） 人格のない社団や財団又は持分の定めのない法人は個人とみなされて贈与税がかかることがあります。この場合の贈与税額の計算方法等については、この「贈与税の申告のしかた」の説明と異なる点がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

### (1) 暦年課税

#### イ 概要

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（1年間に2人以上の人から贈与を受けた場合又は同じ人から2回以上にわたり贈与を受けた場合には、それらの贈与を受けた財産の価額の合計額）を基に贈与税額を計算する方式です。

その贈与を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超える場合には、贈与税の申告をする必要があります。

#### ロ 適用される税率

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から基礎控除額（110万円）を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じて、3ページの「贈与税の速算表」により「一般税率」又は「特例税率」のいずれかを適用して贈与税額を計算します。

##### (イ) 一般税率

直系尊属（父母や祖父母など）以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合や受贈者が贈与の年の1月1日において20歳未満である場合には、「一般税率」を適用して贈与税額を計算します。この「一般税率」の適用がある財産を「一般贈与財産」といいます。

##### (ロ) 特例税率

直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において20歳以上である場合には、「特例税率」を適用して贈与税額を計算します。この「特例税率」の適用がある財産を「特例贈与財産」といいます。

### ハ 「特例税率」の適用を受ける場合の手続

「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、財産の贈与を受けた人（受贈者）の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入すれば、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

- ① 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（110万円）を差し引いた後の課税価格が300万円を超えるとき
  - ② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（110万円）を差し引いた後の課税価格<sup>※</sup>が300万円を超えるとき
- ※ 「一般贈与財産」について配偶者控除の特例（65ページ参照）の適用を受ける場合には、基礎控除額（110万円）と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

## 二 計算方法（例）

### ○ 特例贈与財産（500万円）のみの贈与を受けた場合

**STEP 1** 1年間に贈与を受けた特例贈与財産の価額の合計額（課税価格）を計算します。

**STEP 2** 課税価格から基礎控除額（110万円）を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について下記の【速算表（特例贈与財産用）】により贈与税額を計算します。

課税価格 500万円				
110 万円	390 万円			
(基礎控除額)	(基礎控除後の課税価格)	(特例税率)	(控除額)	(贈与税額)
	390万円	× 15%	- 10万円	= 48.5万円

### ○ 一般贈与財産（100万円）と特例贈与財産（400万円）の両方の贈与を受けた場合

**STEP 1** 1年間に贈与を受けた一般贈与財産の価額\*と特例贈与財産の価額の合計額（合計贈与価額）を計算します。

\* 「一般贈与財産」について、配偶者控除の特例（65ページ参照）の適用を受ける場合には、配偶者控除額を控除した金額となります。

合計贈与価額 500万円	
100 万円	400 万円
一般贈与財産の価額 100万円	特例贈与財産の価額 400万円

**STEP 2** 合計贈与価額から基礎控除額（110万円）を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について下記の【速算表（一般贈与財産用）】により計算した金額に、一般贈与財産の価額が合計贈与価額のうち占める割合を乗じて、一般贈与財産に対応する贈与税額を計算します。

合計贈与価額 500万円				
110 万円	390 万円			
(基礎控除額)	(基礎控除後の課税価格)	(一般税率)	(控除額)	(税額)
	390万円	× 20%	- 25万円	= 53万円
(税額)	(一般贈与財産の価額が占める割合)		(一般贈与財産に対応する贈与税額)	
53万円	×	100万円 / 500万円	=	10.6万円 ……①

**STEP 3** **STEP 2**と同様に、合計贈与価額から基礎控除額（110万円）を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について下記の【速算表（特例贈与財産用）】により計算した金額に、特例贈与財産の価額が合計贈与価額のうち占める割合を乗じて、特例贈与財産に対応する贈与税額を計算します。

(基礎控除後の課税価格)	(特例税率)	(控除額)	(税額)
390万円	× 15%	- 10万円	= 48.5万円
(税額)	(特例贈与財産の価額が占める割合)		(特例贈与財産に対応する贈与税額)
48.5万円	×	400万円 / 500万円	= 38.8万円 ……②

**STEP 4** **STEP 2**と**STEP 3**で算出した税額を合計し、贈与税額を計算します。

$$10.6 \text{万円 (①)} + 38.8 \text{万円 (②)} = 49.4 \text{万円 (贈与税額)}$$

\* 暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、87、88ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」を活用ください。

### 贈与税の速算表（平成27年分以降用）

#### 【速算表（一般贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(一般税率)	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

#### 【速算表（特例贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

## (2) 相続時精算課税

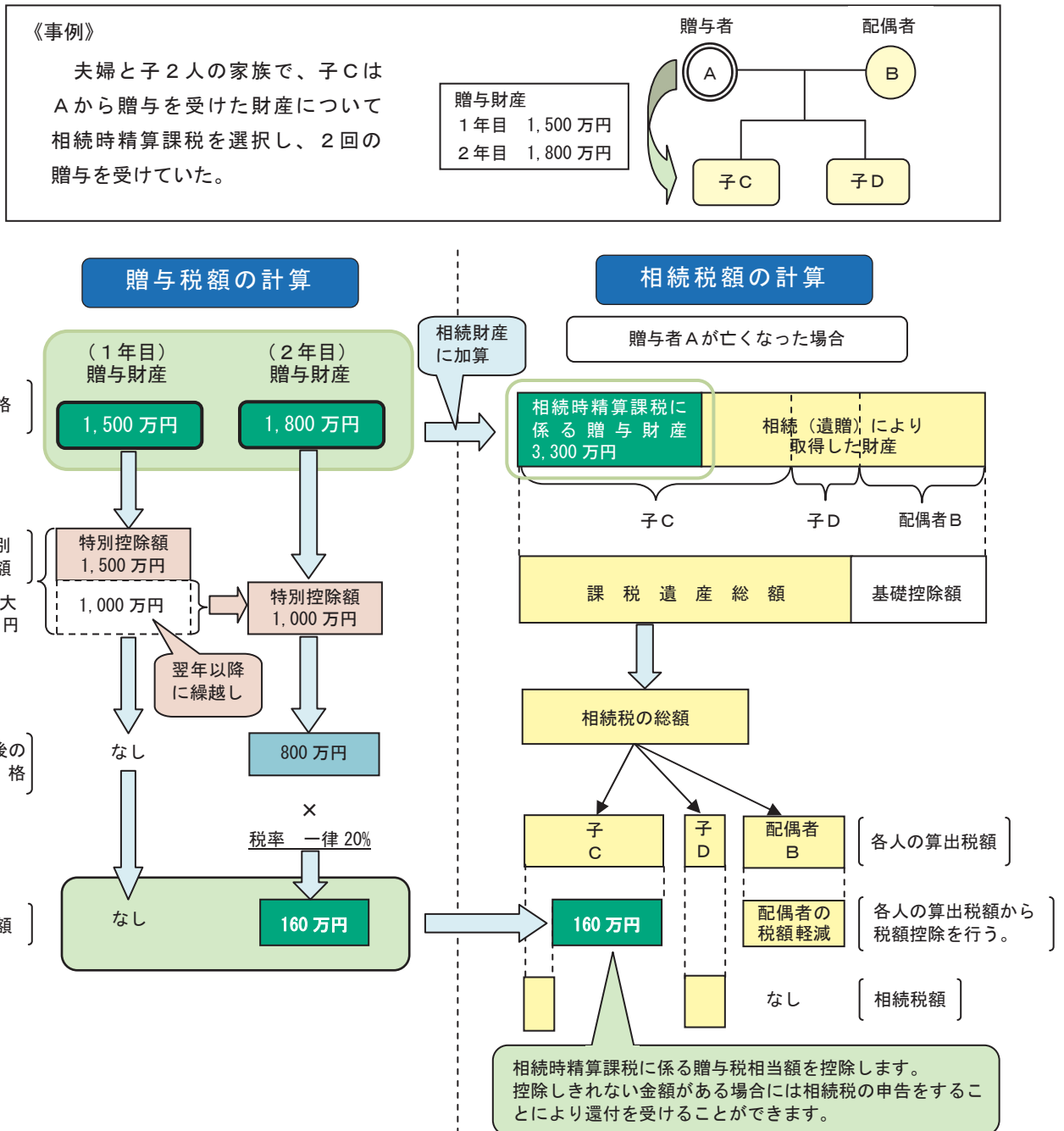
### イ 概要

特定の贈与者から贈与を受けた財産について暦年課税に代えて相続時精算課税を選択した場合には、その贈与者から1年間に贈与を受けた財産（「相続時精算課税適用財産」といいます。）の価額の合計額を基に贈与税額を計算し、将来その贈与者が亡くなった時にその相続時精算課税適用財産の価額（贈与時の時価）と相続又は遺贈を受けた財産の価額（相続時の時価）の合計額を基に計算した相続税額から、既に納付した相続時精算課税適用財産に係る贈与税相当額を控除した金額をもって納付すべき相続税額とする方式です（その控除により控除しきれない金額がある場合には、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。）。

相続時精算課税を選択した場合には、その選択に係る贈与者から贈与を受けた財産の価額が110万円以下であっても贈与税の申告をする必要があります。また、申告に際しては次の点に注意してください。

- ① この方式は、贈与者ごとに選択することができます。
- ② この方式を選択した場合には、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全て相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更はできません。

### ロ 相続時精算課税のしくみ



## ハ 適用要件

### (イ) 適用対象者等

贈与者	贈与をした年の1月1日において60歳以上（令和2年分の贈与については、昭和35年1月2日以前に生まれた人）の人（父母や祖父母など）であること。
受贈者	贈与を受けた年の1月1日において20歳以上（令和2年分の贈与については、平成12年1月2日以前に生まれた人）で、かつ、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫であること。

- (注) 1 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合には、贈与者が贈与をした年の1月1日において60歳未満の人であっても相続時精算課税の適用を受けることができます（69ページ参照）。
- 2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合には、受贈者が上記以外の人（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。）であっても相続時精算課税の適用を受けることができます（82、85ページ参照）。
- 3 その贈与者の養子となるなどの事由により、贈与を受けた年の途中でその贈与者の推定相続人となった場合には、推定相続人となった時より前にその贈与者から贈与を受けた財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。
- 4 その贈与者の子（養親）の養子となったことにより、贈与を受けた年の途中でその贈与者の孫となった場合には、孫となった時より前にその贈与者から贈与を受けた財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

### (ロ) 適用手続

相続時精算課税の適用を受けようとする人は、**贈与税の申告書の提出期間内**（6ページ参照）に「**相続時精算課税選択届出書**」（89ページ参照）を「**申告書第一表（兼贈与税の額の計算明細書）**」、「**申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）**」及び「**添付書類**」（41ページ参照）とともに受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、**贈与税の申告書の提出期間内に上記の申告書、届出書及び添付書類の提出がないときは、暦年課税が適用されます**（(注)1の場合に該当する人を除きます。）。

- (注) 1 上記の届出書は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、令和元年前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません（41ページの「添付書類」に掲げる書類も同様です。）。
- 2 令和元年前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている人であっても、その適用に係る贈与者以外の人から贈与を受けた財産について、相続時精算課税の適用を受けようとする場合は、贈与税の申告書の提出期間内に、新たに届出書等を提出する必要があります。
- 3 上記の手続は、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（69ページ参照）、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例措置の適用を受ける場合の相続時精算課税適用者の特例」（82ページ参照）又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合の相続時精算課税適用者の特例」（85ページ参照）の適用を受ける場合にも必要となります。
- 4 相続時精算課税の適用を受けようとしていた人が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡した場合や、財産の贈与を受けた年にその贈与に係る贈与者が死亡した場合などは、この「贈与税の申告のしかた」の説明と異なる点がありますので、詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】で確認されるか、税務署にお尋ねください。

## 二 計算方法

相続時精算課税を選択した贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額（課税価格）から**相続時精算課税の特別控除額**を控除した残額に20%の税率を乗じて贈与税額を計算します。

**相続時精算課税の特別控除額**とは、次の1又は2に掲げる金額のうちいずれか低い金額をいいます。

- 2,500万円（前年までにこの相続時精算課税の特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した残額）
- 相続時精算課税を選択した贈与者ごとの贈与税の課税価格

- (注) 1 **相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り控除することができます。**
- 2 控除しきれなかった特別控除額については、翌年以降に繰り越されます。



## 2 贈与税の申告書の提出期間と提出先

令和2年分の贈与税の申告書の受付は、

**令和3年2月1日(月)から令和3年3月15日(月)までです。**

贈与税の申告書は、受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

申告書は、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外收受箱へ投函する方法のほか、**e-Tax(電子申告)**で提出(送信)することができます。

税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんのでご注意ください。ただし、**一部の税務署**では**2月21日(日)**と**2月28日(日)**に限り日曜日でも、申告の相談及び申告書の受付を行います。

詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】で確認されるか、最寄りの税務署にお尋ねください。

(注)1 郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が申告書の提出期間内となるよう、お早めにご送付ください。

2 「信書便」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者又は特定信書便事業者による信書便をいいます。

3 申告書の提出期限に遅れて申告と納税をした場合には、原則として加算税及び延滞税がかかりますのでご注意ください。

なお、災害その他やむを得ない理由によって、提出期限までに申告、納付等ができないときは、申告、納付等の期限の延長制度があります。詳しくは86ページを参照してください。

4 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーライターを用意すれば、e-Taxを利用して提出できます。

また、事前に税務署で手続きいただければ、マイナンバーカードとICカードリーダーライターをお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

なお、印刷して郵送等により提出することもできます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

## 3 贈与税の申告書の種類

贈与税の申告書には、「第一表(兼贈与税の額の計算明細書)」、「第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)」と「第二表(相続時精算課税の計算明細書)」などがあります。使用する贈与税の申告書については、次の表のとおりとなっています。

なお、申告書とともに提出することとされている添付書類について重複する書類がある場合には、重ねて提出する必要はありません。

申告の内容	使用する申告書
暦年課税のみを申告する人	第一表
相続時精算課税のみを申告する人	第一表と第二表
暦年課税と相続時精算課税の両方を申告する人	第一表と第二表
「住宅取得等資金の非課税」(66ページ参照)と暦年課税を申告する人	第一表と第一表の二
「住宅取得等資金の非課税」(66ページ参照)と相続時精算課税を申告する人	第一表と第一表の二と第二表

(注)1 第一表の二は、1枚に記載できる贈与者は2人ですので、贈与者が3人以上の場合には複数枚を使用することになります。

2 第二表は、特定贈与者(相続時精算課税選択届出書に係る贈与者をいいます。以下同じです。)ごとに作成するため、特定贈与者が複数いる場合には、その人数分の枚数を使用することになります。

## 4 マイナンバー(個人番号)の記載等について

贈与税の申告書を提出する際には、提出の都度、マイナンバー(個人番号)の記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、税務署で本人確認(番号確認と身元確認)を行うため、申告をされる方(受贈者)の本人確認書類(7ページ参照)の提示又は写しの添付が必要となります。

(注)1 本人確認書類の写しを添付する場合には、「本人確認書類(写)添付台紙」(91ページ参照)などに貼って、提出してください。

2 ご自宅等のパソコンからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません。



マイナンバーカードの有無	本人確認書類	添付又は提示					
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード） ※ 写しを添付する場合には、表面及び裏面の写しが必要です。	本人確認書類の写しを、「本人確認書類（写）添付台紙」（91ページ参照）などに貼って、申告書と一緒に提出する。 又は 本人確認書類を、提出の際に提示する。					
マイナンバーカードをお持ちでない方	①番号確認書類 及び ②身元確認書類 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">① 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》</td> <td>・通知カード（注1） ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。） などのうち、いずれか1つ</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td>② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》</td> <td>・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証（注2） ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード などのうち、いずれか1つ</td> </tr> </table>		① 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	・通知カード（注1） ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。） などのうち、いずれか1つ	+		② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
① 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	・通知カード（注1） ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。） などのうち、いずれか1つ						
+							
② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証（注2） ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード などのうち、いずれか1つ						

- (注) 1 その記載事項（氏名・住所など）に変更がない場合、又は正しく変更手続が取られている場合に限りです。  
2 保険者番号及び被保険者等記号・番号部分が見えない程度にマスキング（塗りつぶし）をお願いします。

## 5 贈与税の納付

### (1) 納付すべき期限（納期限）

**令和2年分の贈与税の納期限は、令和3年3月15日(月)です。**

なお、納める贈与税額は、それぞれの課税方式（暦年課税・相続時精算課税）に区分して計算した額の合計額となります。

- (注) 納付が遅れた場合には、納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。  
なお、延滞税の割合は、次のとおりです。

【令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税】

	割合
① 納期限の翌日から2か月を経過する日まで	年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※）+1%」のいずれか低い割合
② 納期限の翌日から2か月を経過した日以後	年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※）+7.3%」のいずれか低い割合

※ 延滞税特例基準割合

平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合をいいます。）に、年1%の割合を加算した割合

### (2) 納付手続

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページの「国税の納付手続」【<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm>】をご覧ください。



左記のサイトは上のコードからもご覧いただけます。

**※ 申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納付通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。**

### イ ダイレクト納付

e-Taxにより申告書を提出した後、納税者ご自身の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落としにより電子納付する手続です。

ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、専用の届出書を提出していただく必要があります。

(注) 1 ダイレクト納付は、専用の届出書を提出してから利用可能となるまで1か月程度かかります。

2 ダイレクト納付により口座引落としが完了すると、e-Taxのメッセージボックスに「ダイレクト納付完了通知」が格納されますので、必ずご確認ください。

3 令和3年1月から専用の届出書はe-Taxにより提出できるようになりました。

## ロ インターネットバンキング等

インターネットバンキングやペイジー対応の金融機関のATM等を利用して電子納付する手続です。

ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行っていただく必要があります。

## ハ クレジットカード納付

インターネットを利用して「国税クレジットカードお支払サイト」から納付する手続です。

- (注) 1 納付税額に応じた決済手数料がかかります。  
2 金融機関やコンビニエンスストア、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

## ニ QRコードによるコンビニエンスストアでの納付

ご自宅のパソコンなどで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付する手続です。

- (注) 1 納付できる金額は30万円以下となります。  
2 「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

## ホ 金融機関又は税務署の窓口での納付

金融機関又は所轄の税務署の窓口で、現金に納付書を添えて納付する手続です。

- (注) 1 納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。  
2 納付書の記入方法は、納付書の裏面を参照してください。また、住所、氏名、税額、申告書を提出した税務署名など、必要事項の記入漏れがないよう、ご注意ください。

## (3) 贈与税の延納制度

贈与税は、納期限までに金銭で一時に納付することが原則ですが、納期限までに金銭で納付することが困難な事由がある場合で、一定の要件を満たしているときには、延納制度がご利用できます。

なお、延納の詳しい内容については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

### イ 延納の要件

次の表の要件の全てを満たす場合に、延納の許可が受けられます。

1	贈与税額が10万円を超えていること。
2	納期限までに金銭で納付することを困難とする事由があり、その納付を困難とする金額の範囲内であること。
3	納期限までに延納申請書及び担保提供関係書類を提出すること。
4	延納税額(利子税の額を含みます。)に相当する担保を提供すること。

- (注) 1 延納税額が100万円以下で、かつ、延納期間が3年以下である場合は、担保を提供する必要はありません。  
2 申請期限までに担保提供関係書類を提出できない場合は、所轄の税務署にご相談ください。

## ロ 延納期間及び延納利子税

### (イ) 延納期間

贈与税の延納期間は、申請に基づき、その者の事業の継続又は生活の状況等を考慮し、5年以内となります。

なお、延納年割額は、必ずしも各年均等である必要はありません。

### (ロ) 延納利子税

延納税額には、年6.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、延納特例基準割合(※)が年7.3%に満たない場合は、次の算式により計算した割合(0.1%未満の端数があるときはこれを切り捨て、0.1%未満の割合であるときは年0.1%の割合となります。)が適用されます。

【令和3年1月1日以後の期間に対応する延納利子税】

(算式)

$$6.6\% \times \frac{\text{延納特例基準割合(※)}}{7.3\%}$$

※ 延納特例基準割合

各分納期間の開始の日の属する年の利子税特例基準割合(平均貸付割合(7ページの5(1)※参照)に、年0.5%の割合を加算した割合をいいます。)

## ハ 担保の種類等

### (イ) 担保として適格な財産

延納の担保として提供できる財産の種類は、次の表に掲げる財産に限られます。

なお、延納の担保は、贈与を受けた財産に限らず、自己の固有の財産又は第三者が所有している財産であっても差し支えありません。

1	国債及び地方債
2	社債その他の有価証券で税務署長等が確実と認めるもの
3	土地
4	建物、立木等で保険に附したのもの
5	鉄道財団等
6	税務署長等が確実と認める保証人の保証

(注) 上記の表の2の有価証券のうち、取引相場のない株式については、次のいずれかに該当する事由がある場合に限り、担保として提供することができます。

- ① 贈与により取得した財産のほとんどが取引相場のない株式で、かつ、その株式以外に延納の担保として提供すべき適当な財産がないと認められること。
- ② 取引相場のない株式以外に財産があるが、その財産が他の債務の担保となっており、延納の担保として提供することが適当でないと認められること。

### (ロ) 担保として不適格な財産

担保となる財産は、その担保に係る国税を徴収できる金銭価値を有するものでなければならぬことから、一般的に次の表に掲げるようなものは担保として不適格とされます。

1	法令上担保権の設定又は処分が禁止されているもの
2	違法建築、土地の違法利用のため建物除去命令等がされているもの
3	所有権を争っている場合など、係争中のもの
4	売却できる見込みのないもの
5	共有財産の持分（共有者全員が持分全部を提供する場合を除きます。）
6	担保に係る国税の附帯税を含む全額を担保としていないもの
7	担保の存続期間が延納期間より短いもの
8	第三者又は法定代理人等の同意が必要な場合に、その同意が得られないもの

※ 贈与を受けた人が贈与税を納められないような場合には、財産を贈与した人に、贈与した財産の価額に相当する金額を限度として、贈与税を連帯して納付していただくことになります。

## 6 贈与税の申告に誤りがある場合

### (1) 誤って少なく申告した場合

贈与税の申告書を提出した後に、申告をしなかった財産や、評価の誤りなどがあつたため、課税価格や税額が少なかったことなどに気付いたときは、原則として、前に提出した贈与税の申告書に記載した課税価格や税額等を修正する修正申告書を提出することができます。

なお、修正申告書の提出により納付することとなる税額には、加算税及び延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

### (2) 誤って多く申告した場合

贈与税の申告書を提出した後に、上記(1)とは反対に計算や評価の誤りなどで課税価格や税額が多過ぎたことなどに気付いたときは、贈与税の申告書の提出期限から一定の期間に限り、誤っていた課税価格や税額等を正当な課税価格や税額等に直すために、更正の請求をすることができます。

詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】で確認されるか、税務署にお尋ねください。



## 7 参考

### (1) 贈与税の納税義務者及び納税義務の範囲の概要

贈与税の納税義務者及び納税義務の範囲の概要については、下表のとおりです。

贈与者	受贈者	国内に住所あり		国内に住所なし		
			短期滞在の 外国人 (※1)	日本国籍あり		日本国籍 なし
				10年以内に 住所あり	10年以内に 住所なし	
国内に 住所 なし	国内に住所あり	居住無制限納税義務者 (国内財産・国外財産ともに課税)		非居住無制限納税義務者 (国内財産・国外財産ともに課税)		
	短期滞在の 外国人(※1)		居住制限 納税義務者			非居住制限 納税義務者
	10年以内に 住所あり					(※3、4)
	一定の外国人 (※2)		居住制限納税義務者 (国内財産のみに 課税)			非居住制限 納税義務者 (国内財産のみに 課税)
	10年以内に 住所なし					

※1 出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格を有する人で、贈与前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の人

2 次の(1)又は(2)に掲げる人

(1) 国内に住所を有しなくなった日前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下である人  
(その期間引き続き日本国籍を有していなかった人に限ります。)

(2) 国内に住所を有しなくなった日前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年を超える人  
(その期間引き続き日本国籍を有していなかった人に限ります。)のうち同日から2年を経過している人

3 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に非居住外国人(平成29年4月1日から贈与の時まで引き続き国内に住所を有しない人であって、日本国籍を有しない人をいいます。)から贈与により財産を取得した場合において、その財産を取得した人がその取得時に国内に住所を有しない人で、かつ、日本国籍を有しない人であるときは、この表にかかわらず、非居住制限納税義務者に該当します。

4 贈与時に日本国籍を有しない非居住無制限納税義務者に該当した人が短期非居住贈与者<sup>(注)</sup>からの贈与により財産を取得した場合のその課税の対象となる財産は、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める財産となります。

(1) その人に係る短期非居住贈与者が国内に住所を有しなくなった日から2年を経過する日までに再び国内に住所を有することとなった場合 その贈与により取得した財産の全部

(2) その人に係る短期非居住贈与者が国内に住所を有しなくなった日から2年を経過した場合((1)に該当する場合を除きます。) その贈与により取得した財産のうち国内財産

(注) 「短期非居住贈与者」とは、贈与の時において国内に住所を有していなかったその贈与をした人であって、その贈与前10年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたことがある人のうち国内に住所を有しなくなった日前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年を超える人(その期間引き続き日本国籍を有していなかった人に限ります。)で、同日から2年を経過していない人をいいます。

#### ○ 贈与時に日本国籍を有しない非居住無制限納税義務者に該当した人が短期非居住贈与者から贈与により財産を取得した場合の贈与税の申告書の提出期間

贈与税の申告は、原則として、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に行うこととされていますが、上記※4に該当する場合のその贈与を受けた年分の贈与税の申告は、短期非居住贈与者以外の人からの贈与により取得した財産も含め、その期間ではなく、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間に行う必要があります(当該期間内に提出される申告書は、期限内申告となります。)

① 上記※4(1)に該当する場合 その短期非居住贈与者が国内に住所を有することとなった日の属する年の翌年2月1日から3月15日まで

② 上記※4(2)に該当する場合 その短期非居住贈与者が国内に住所を有しなくなった日から2年を経過した日の属する年の翌年2月1日から3月15日まで



## (2) 贈与税の課税財産

贈与税がかかる財産は、「イ 贈与を受けた財産」及び「ロ 贈与を受けたものとみなされる財産」です。

### イ 贈与を受けた財産

贈与を受けた財産とは、「あげましょう」「もらいましょう」という当事者間の契約により取得した土地、家屋、立木、事業（農業）用財産、有価証券、家庭用財産、貴金属、宝石、書画・骨とう、預貯金、現金などの一切の財産です。

- (注) 1 親の土地や家屋を無償で子の名義に変更したり、夫の株式を無償で妻の名義に変更した場合など、無償で不動産や有価証券などの財産の名義を変更した場合には、原則として、新たに名義人となった人が、その財産を贈与によって取得したものとされます。
- 2 親が買い入れた土地や家屋を子の名義で登記したり、夫が買った株式を妻の名義にした場合など、買い入れた不動産や有価証券などの財産の名義を他人名義にした場合には、原則として、その名義人となった人が、その取得資金を贈与によって取得したものとされます。
- 3 子や孫が、土地や家屋を取得するために親や祖父母から資金の援助を受けた場合には、その援助が贈与であるときはもちろん、その援助が貸借の形式をとっていても、その返済が「出世払い」や「ある時払いの催促なし」のように、実質的に贈与と認められるものであるときは、その資金を贈与によって取得したものとされます。
- 4 共働き夫婦が、土地や家屋を取得し、夫又は妻のどちらか一方の名義にした場合には、名義人となった人は、土地や家屋の取得に充てた資金のうち他の一方の人が負担した部分を、その人から贈与によって取得したものとされます。

### ロ 贈与を受けたものとみなされる財産

贈与を受けた財産ではなくても、次の表に掲げる財産又は利益は、贈与によって取得したものとみなされます。

1	委託者以外の人を受益者とする信託が行われた場合の信託受益権
2	保険料を負担した人以外の人を受け取った保険金（相続税が課税される保険金は除かれます。）
3	掛金や保険料を負担した人以外の人定期金の給付を受けることとなった場合の定期金の受給権
4	著しく低い価額で財産を譲り受けたことによる利益
5	債務の免除、引受け等を受けたことによる利益
6	1から5までに掲げる財産又は利益以外の経済的な利益を受けたことによる利益
7	教育資金の非課税（73ページ参照）の適用を受ける信託受益権又は金銭等に係る教育資金管理契約が終了した場合に非課税拠出額から教育資金支出額及び管理残額を控除した残額
8	結婚・子育て資金の非課税（74ページ参照）の適用を受ける信託受益権又は金銭等に係る結婚・子育て資金管理契約が終了した場合に非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額及び管理残額を控除した残額

### ハ 贈与税がかからない財産

贈与を受けた財産であっても、次の表に掲げる財産には贈与税はかかりません。

1	法人から贈与を受けた財産（贈与税ではなく所得税がかかります。）
2	扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために贈与を受けた財産で通常必要と認められる範囲内のもの
3	宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う人で一定の要件に該当する人が、贈与を受けた財産で、その公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの
4	学術に関する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして財務大臣の指定する特定の公益信託から交付された金品で財務大臣の指定するもの
5	学生や生徒に対する学資の支給を行うことを目的とする特定の公益信託から交付された金品
6	心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権
7	国会議員、地方公共団体の議会の議員、都道府県知事及び市町村長の選挙の候補者が、選挙運動に関して贈与を受けた金品などで、選挙管理委員会に報告されたもの
8	相続又は遺贈によって財産を取得した人が、その相続のあった年にその被相続人から贈与を受けた財産で、特定贈与財産（12ページ参照）に該当しないもの（贈与税ではなく相続税がかかります。）
9	社交上の香典や贈答品などで社会通念上相当と認められるもの
10	特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権で非課税の適用を受けるもの
11	住宅取得等資金の非課税（66、71ページ参照）の適用を受ける金銭
12	教育資金の非課税（73ページ参照）の適用を受ける信託受益権又は金銭等
13	結婚・子育て資金の非課税（74ページ参照）の適用を受ける信託受益権又は金銭等



### 「特定贈与財産」

特定贈与財産（11ページ）とは、贈与時において被相続人との婚姻期間が20年以上であるその被相続人の配偶者（既に被相続人からの贈与について贈与税の配偶者控除の特例の適用を受けたことがない人に限ります。）が、その被相続人から贈与を受けた居住用不動産又は金銭のうち、贈与税の配偶者控除の特例の適用があるものとした場合に、控除されることとなる金額（2,000万円が限度となります。）に相当する部分として、相続税の申告書において選択する部分をいいます。

なお、この特定贈与財産については、「贈与税がかからない財産」（11ページのハの8参照）には含まれませんので、贈与税の申告をしなければなりません。贈与税の配偶者控除の特例の要件については、65ページを参照してください。

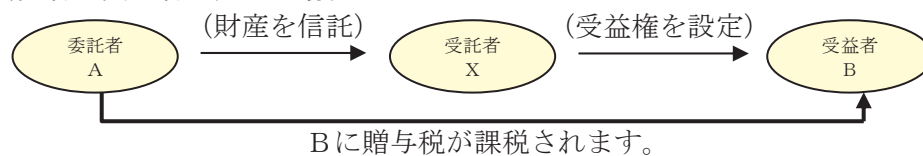
### (3) 信託に関する権利等の贈与

新たに信託の設定を行った場合などで、適正な対価を負担することなく受益権等を取得した場合には、贈与税の申告が必要となります。

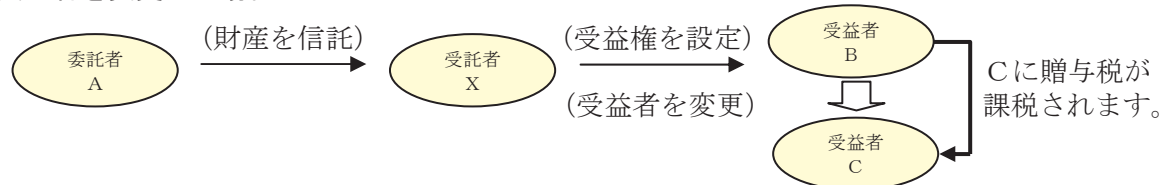
また、信託を設定する時点において受益者等の存しない信託で、将来、委託者の親族等が受益者となる信託の設定を行った場合（例えば、信託を設定した時点ではまだ生まれていない孫等を受益者として指定した場合）には、信託の受託者は、贈与税の申告が必要となります。

### 信託の設定等により贈与税の課税関係が生じるケース（例）

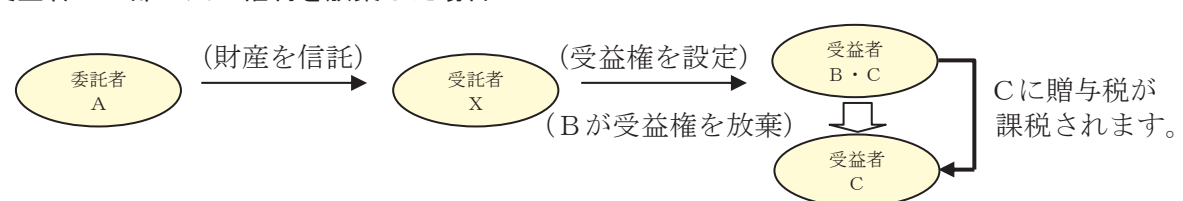
#### 1 委託者と受益者が異なる場合



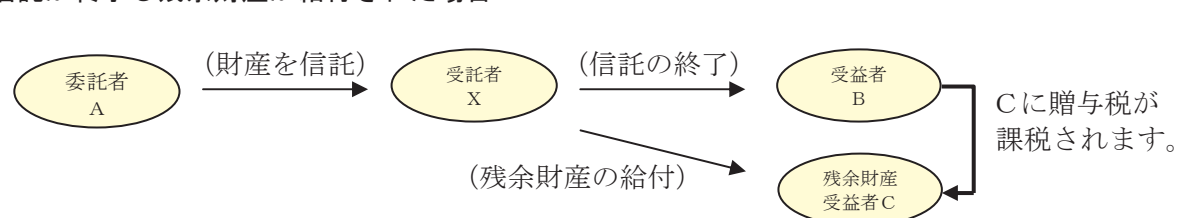
#### 2 受益者を変更した場合



#### 3 受益者の一部の人が権利を放棄した場合



#### 4 信託が終了し残余財産が給付された場合



### (4) 贈与財産の評価

贈与を受けた財産の価額は、原則として、贈与を受けた時の時価で評価します。

主な財産の評価のあらまは、次のとおりです。

詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】で確認されるか、税務署にお尋ねください。

#### イ 土地

##### (イ) 宅地

宅地の評価方式には、【路線価方式】と【倍率方式】という2つの方法があります。

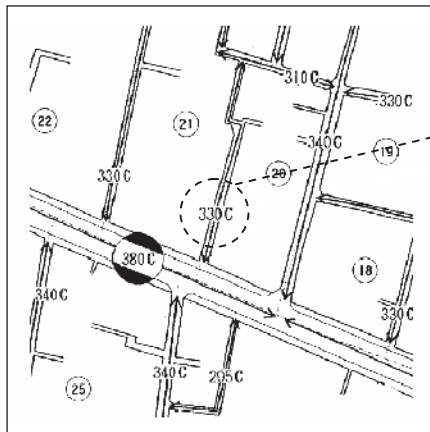
**【路線価方式】**

路線価が定められている地域の評価方法です。路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額（千円単位で表示しています。）のことで、「路線価図」で確認することができます。

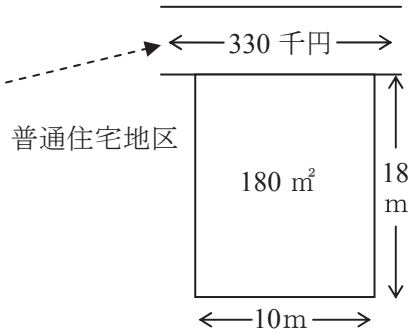
宅地の価額は、原則として、路線価をその宅地の形状等に応じた調整率で補正した後、その宅地の面積を掛けて計算します。

(注) 調整率には、「奥行価格補正率」、「側方路線影響加算率」などがあります。具体的な数値については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています「土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表」をご確認ください。

路線価図（抜粋）



(例)



(路線価) (奥行価格補正率) (面積) (評価額)

$33 \text{ 万円} \times 1.00 \times 180 \text{ m}^2 = 5,940 \text{ 万円}$

**【倍率方式】**

路線価が定められていない地域の評価方法です。宅地の価額は、原則として、その宅地の固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）に一定の倍率（倍率は「評価倍率表」で確認することができます。）を掛けて計算します。

評価倍率表（抜粋）

固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
路線	比準	比準	比準	比準		
路線	比準	比準	比準	比準		
1.1	純	13純	22			
1.1	純	11純	16純	19純	20	

(例)

(固定資産税評価額) (倍率) (評価額)  
 $1,000 \text{ 万円} \times 1.1 = 1,100 \text{ 万円}$

(注) 評価倍率表の「固定資産税評価額に乗ずる倍率等」欄に「路線」と表示されている地域については、路線価方式により評価を行います。

※ 「路線価図」や「評価倍率表」は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】で閲覧することができます（財産評価基準書 路線価図・評価倍率表【<https://www.rosenka.nta.go.jp>】）。

(ロ) 借地権等

借地権等の評価については次のとおりです。

借地権	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額に借地権割合を掛けて計算します。
定期借地権	原則として、贈与の時に於いて借地権者に帰属する経済的利益及びその存続期間を基として計算します。
貸宅地	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額から、借地権、定期借地権等の価額を差し引いて計算します。
貸家建付地	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額から、借家人の有する敷地に対する権利の価額を差し引いて計算します。

#### （ハ）田畑又は山林

原則として、固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）に一定の倍率（倍率は「評価倍率表」で確認することができます。）を掛けて計算します。

ただし、市街地にある田畑又は山林については、原則として付近の宅地の価額に比準して計算します。

#### ロ 家屋

家屋の評価については次のとおりです。

自用家屋	原則として、固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）により評価します。
貸家	原則として、固定資産税評価額から、固定資産税評価額に借家権割合と賃貸割合を乗じた価額を差し引いて計算します。

#### ハ 森林の立木

原則として、樹種、樹齢別に定めている標準価額（標準価額は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】で確認することができます（財産評価基準書 路線価図・評価倍率表【<https://www.rosenka.nta.go.jp>】。）を基として評価します。

#### ニ 事業用の機械、器具、農機具等

原則として、類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

#### ホ 上場株式

原則として、次の（イ）から（ニ）までの価額のうち、最も低い価額により評価します。

（イ）贈与を受けた日の終値

（ロ）贈与を受けた月の毎日の終値の月平均額

（ハ）贈与を受けた月の前月の毎日の終値の月平均額

（ニ）贈与を受けた月の前々月の毎日の終値の月平均額

（注）上場株式を負担付贈与又は対価を伴う取引により取得した場合には、その株式の価額は、取得日における最終価格（終値）によって評価します。

#### ヘ 取引相場のない株式、出資

原則として、その会社の規模の大小、株主の態様、資産の構成割合などに応じ、次のような方式により評価します。具体的には「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」（評価明細書の様式は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードすることができます。）を用いて評価します。

（イ）類似業種比準方式

（ロ）純資産価額方式

（ハ）（イ）と（ロ）の併用方式

（ニ）配当還元方式

#### ト 家庭用財産・自動車

原則として、類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

#### チ 書画・骨とう等

原則として、類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

※ 贈与財産の評価に当たって作成した評価明細書は、贈与税の申告書に添付してください。

## Ⅱ 申告書の作成例等

### 1 「国税庁ホームページ」を利用した申告書の作成

国税庁ホームページへアクセス！  
贈与により取得した財産などを入力！  
税額が自動計算され申告書作成に便利！

～国税庁ホームページを利用した申告書の作成手順～

I 生年月日や贈与により取得した財産などを入力します（17ページ参照）。

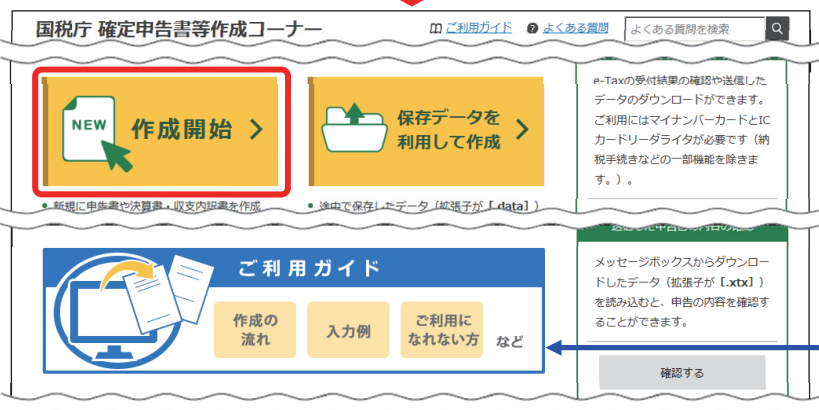
II e-Taxでデータ送信 又は 印刷して税務署に郵送等で提出します。

### ○ 国税庁ホームページにおける贈与税申告書の作成方法は、次のとおりです。

※ この画面は開発中の画面であり、実際にご利用になる際の画面と異なる場合があります。



国税庁ホームページトップの「令和2年分 確定申告特集」のバナーから、「令和2年分 確定申告特集」ページに進み、「確定申告書等の作成はこちら」をクリックします。



「作成開始」ボタンをクリックします。

e-Tax・書面提出の選択やパソコンの環境確認などの画面に順次進みますので、画面の案内に従って操作し、作成する申告書等の選択画面へ進みます。

### ご利用ガイド

「ご利用ガイド」をクリックすると、【作成の流れ】、【入力例】や【ご利用になれない方】などが確認できます。

#### 【入力例】

「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成する場合の具体的な入力例について、この冊子に記載のない事例も含めて掲載しています。

#### 【ご利用になれない方】

相続時精算課税を選択し、特定贈与者が5名以上いる場合や住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の贈与者が3名以上いる場合など、「確定申告書等作成コーナー」をご利用になれないケースについて掲載しています。

◆ 詳しくは、「ご利用ガイド」をご確認ください。

16ページへ

※ お使いのパソコン等の環境により、国税庁ホームページを利用して申告書を作成することができない場合があります。

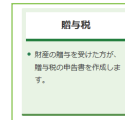


# はじめに

## ① 作成する申告書等の選択 画面で、贈与税を選択します。



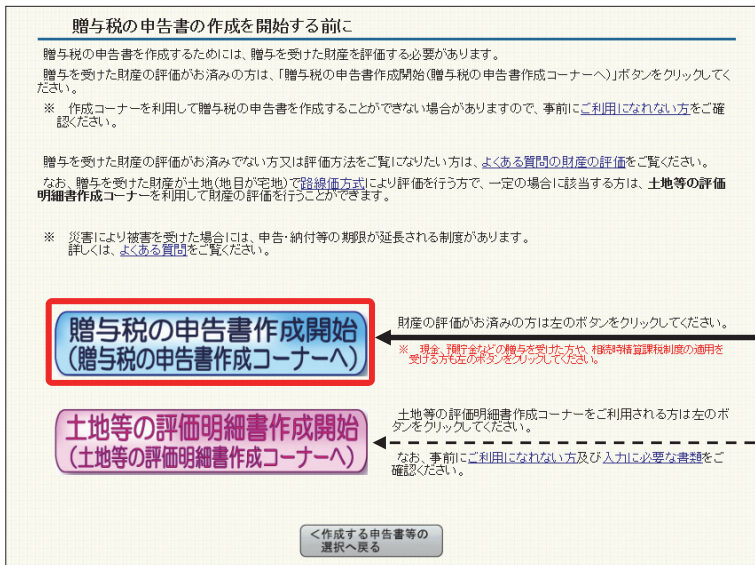
申告書の種類を選択する画面です。  
贈与税の申告書を作成する方は、



をクリックしてください。

※ **作成する申告書等の選択** 画面へのアクセス方法については、15ページを参照してください。

## ② 贈与税の申告書の作成を開始する前に 画面で、利用する作成コーナーの種類を選択します。



贈与税の申告書を作成する方は、

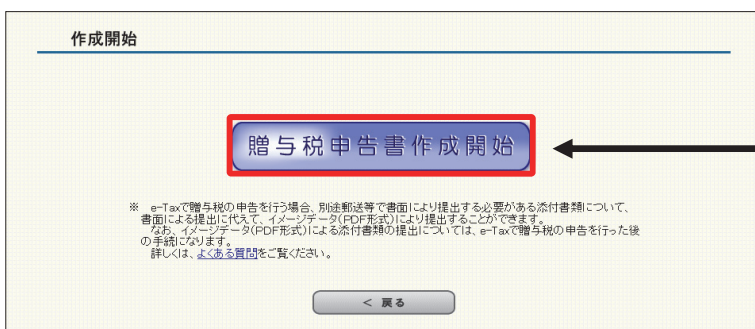
**贈与税の申告書作成開始 (贈与税の申告書作成コーナーへ)** を

クリックしてください。

### 参考

土地（地目が宅地）の贈与を受けた方で、路線価方式により評価を行うなど、一定の場合に該当する方は、「**土地等の評価明細書作成コーナー**」を利用して財産の評価を行うことができます。

## ③ 作成開始 画面で、贈与税申告書作成開始 をクリックします。



**贈与税申告書作成開始** を

クリックしてください。



# I 生年月日や贈与により取得した財産などを入力します。

## ① 提出方法の選択等 画面で、生年月日などを入力します。

**提出方法の選択等**

提出方法の選択

作成する申告書等の提出方法を選択してください。

【必須】

- e-Taxにより税務署に提出する。
- 印刷して税務署に提出する。

生年月日

あなた（財産を取得した方）の生年月日を入力してください。  
入力した生年月日は、申告書等への表示や特例の適用要件の判定に使用します。

生年月日  
【必須】  年  月  日

< 戻る      入力内容をクリア      **入力終了（次へ）>**

作成する申告書等の提出方法を選択してください。

申告される方（財産を取得した方）の生年月日を入力してください。  
入力した生年月日により、令和2年1月1日において20歳以上であるか判定します。

入力が終わったら、**入力終了（次へ）>**をクリックしてください。

## ② 取得財産の入力 画面で、課税方式などを選択して入力を開始します。

**取得財産の入力**

当画面の入力例

下のボタンの中から該当するものをクリックして、画面の案内に従って、入力を開始してください（入力が終了した項目については入力結果表がそれぞれ表示されます。）。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。  
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。

取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与  
（基礎控除額 110万円）

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産

配偶者控除の適用を受ける財産  
（配偶者控除額 最高 2,000万円）

相続時精算課税の適用を受ける財産  
（特別控除額 最高 2,500万円）

一般の贈与（暦年課税）の財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

配偶者控除の特例（暦年課税）の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

相続時精算課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 住宅取得等資金の非課税の適用を受けるには、贈与税の申告期限（令和2年分は令和3年3月15日（月）まで）に、贈与税の申告書及び寄付金控除を受ける者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

※ 相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り控除することができます。  
なお、贈与税の申告書を申告書の提出期間の経過後に提出される場合は、

一般の贈与（暦年課税）の財産を入力する場合には、**一般の贈与（基礎控除額 110万円）** をクリックします。

住宅取得等資金の非課税（※1）の適用を受ける金額を入力する場合には、**住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産** をクリックします。

贈与税の配偶者控除の特例（※2）の適用を受ける財産を入力する場合には、**配偶者控除の適用を受ける財産（配偶者控除額 最高 2,000万円）** をクリックします。

相続時精算課税（※3）の適用を受ける財産を入力する場合には、**相続時精算課税の適用を受ける財産（特別控除額 最高 2,500万円）** をクリックします。

- ※1 住宅取得等資金の非課税 …66ページ参照
- ※2 贈与税の配偶者控除の特例 …65ページ参照
- ※3 相続時精算課税 …4ページ参照

以下の各ボタンについては、この手引きに具体的な入力例を掲載しています。

**一般の贈与（基礎控除額 110万円）** 【事例1】 暦年課税（特例税率）を適用する場合 **24ページへ**

**相続時精算課税の適用を受ける財産（特別控除額 最高 2,500万円）** 【事例4】 相続時精算課税を適用する場合 **34ページへ**

**住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産** 【事例5】 住宅取得等資金の非課税を適用し暦年課税を選択する場合 **42ページへ**

## 2 贈与税の申告書の書きかた

※ 「『国税庁ホームページ』を利用した申告書の作成」については15ページを参照してください。

### (1) 申告書第一表

贈与税の申告をする全ての人を使用する申告書です。暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、87、88ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」を活用ください。

税務署長 令和〇〇年A贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書)		FD4728			
提出 事務受付 明治1 大正2 昭和3 平成4 令和5	住所 (電話)	税務署整理欄(記入しないでください)	第一表 (令和2年分以降用)		
マイナンバー(個人番号)又は法人番号の記入が必要です。	フリガナ	整理番号	(住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。)		
	氏名 (B)	補完			
	個人番号又は法人番号	申告書提出年月日	財産目録コード		
	生年月日 職業	災害等延長年月日	短期 確認 関与分 修正 枚数		
		出国年月日	処理 訂正 作成分		
		死亡年月日			
「i 特例贈与財産分」には、特例贈与財産を取得した場合に記入します。	私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。		「ii 一般贈与財産分」には、一般贈与財産を取得した場合に記入します。		
	i 特例贈与財産分				
	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日(フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一文字だけ記入してください。)	取得した財産の明細		財産を取得した年月日	
	住所	種類 細目 割合区分・税率等 数量 単価		過去に特例税率の適用を受けたために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。	
	フリガナ	所在場所等		過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。	
	氏名	円 倍		平成 年分	
	生年月日			令和 年分	
	住所				
	フリガナ				
	氏名				
生年月日					
特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)		①			
ii 一般贈与財産分					
住所		令和 年 月 日			
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所		令和 年 月 日			
フリガナ					
氏名					
生年月日					
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)		②			
配偶者控除額(右の事実に該当する場合には、... 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めに贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)(贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)		③			
【合計欄】		暦年課税分(③の控除後の課税価格)			
暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③)	④	課税価格の合計額(①+②+③)	⑬		
基礎控除額	⑤	差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑬-⑭)	⑭		
⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	農地等納税猶予税額	⑮		
⑥に対する税額(贈与税の速算表を使用して計算します。)	⑦	株式等納税猶予税額	⑯		
外国税額の控除額	⑧	特例株式等納税猶予税額	⑰		
医療法人持分税額控除額	⑨	医療法人持分納税猶予税額	⑱		
差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩	事業用資産納税猶予税額	⑲		
相続時精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者ごとの第二表の①の金額の合計額)	⑪	申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)	⑳		
相続時精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額)	⑫	この申告書が修正申告書である場合	㉑		
		申告期限までに納付すべき税額の増加額	㉒		
作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号		<input type="checkbox"/> 税理士法第30条の書面提出有 <input type="checkbox"/> 税理士法第33条の2の書面提出有			
		通信日付印 確認者印			

記号	欄	書きかた								
㉑	「 <u>      </u> 税務署長」	住所地を所轄する税務署名を記入します。								
	「 <u>  </u> 年 <u>  </u> 月 <u>  </u> 日提出」	申告書の提出年月日を記入します。								
	「令和 <u>  </u> 年分」	□の中に「2」と記入します。								
㉒	「住所」	住所、住所地の郵便番号及び電話番号を記入します。								
	「氏名」及び「フリガナ」	申告をする人の氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点(°)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。								
	「個人番号又は法人番号」	申告をする人のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を記入します。								
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」と記入します。 【例：昭和 58 年 9 月 21 日生まれの場合】 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>3</td><td>5</td><td>8</td><td>.</td><td>0</td><td>9</td><td>.</td><td>2</td><td>1</td></tr></table>	3	5	8	.	0	9	.	2
3	5	8	.	0	9	.	2	1		
「職業」	申告をする人の職業を記入します。									
㉓	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点(°)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。								
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」と記入します。 【例：昭和 24 年 11 月 3 日生まれの場合】 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>3</td><td>2</td><td>4</td><td>.</td><td>1</td><td>1</td><td>.</td><td>0</td><td>3</td></tr></table>	3	2	4	.	1	1	.	0
3	2	4	.	1	1	.	0	3		
㉔	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。 贈与者の続柄に応じて「1～5」のいずれかの数字を記入します。 「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。								
㉕	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。 【贈与者が直系尊属である場合】 贈与者の続柄に応じて「1～5」のいずれかの数字を記入します。 「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。 【贈与者が直系尊属以外である場合】 贈与者の続柄に応じて「6～8」のいずれかの数字を記入します。 「8」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。								
㉖	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、93ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。								
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産については、それぞれ次の事項を記入します。 イ 売掛金・・・相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称 ロ 船舶・自動車・・・登録機関の名称及び登録番号 ハ 有価証券・・・発行法人の所在地及び名称 なお、公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地及び名称 ニ 現金・・・・・・・・贈与者の住所 ホ 預貯金等・・・・預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地及び名称 へ 生命保険金・・・支払保険会社の所在地及び名称 ト その他の債権・・・債務者の住所又は所在地及び氏名又は名称								
	「数量」	面積、株数などを記入します。								
	「単価」	1平方メートル当たり、1株当たりなどその財産の1単位当たりの価額を記入します（固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。）。								
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。								
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。								
	「財産を取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。								
	「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。								
㉗	「過去の贈与税の申告状況」	過去に、特例税率の適用を受けるために㉓に記入した贈与者との続柄を明らかにする書類を税務署に提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します（提出をしていない場合には記入しません。）。								



(2) 申告書第一表の二

住宅取得等資金の非課税（66ページ参照）の適用を受ける人が使用する申告書です。

令和2年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

FD4746

提出用

		受贈者の氏名 <b>A</b>	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中 <b>B</b> 印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)			
住宅取得等資金	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
	住所 <b>C</b>		令和 <input type="text"/> 年 <b>D</b> 月 <input type="text"/> 日
	フリガナ 氏名		令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
	生年月日	続柄 <small>(直系尊属)</small> 1 父母 2 祖父 3 祖母 4 上記以外 5 <small>(別記の場合に記入します)</small>	
住宅取得等資金の合計額 <b>32</b>			
住宅取得等資金	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
	住所		令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
	フリガナ 氏名		令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
	生年月日	続柄 <small>(直系尊属)</small> 1 父母 2 祖父 3 祖母 4 上記以外 5 <small>(別記の場合に記入します)</small>	
住宅取得等資金の合計額 <b>33</b>			
非課税額の計算	住宅資金非課税限度額(注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <b>34</b>
	平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3) <b>35</b>		
	住宅資金非課税限度額の残額 (34-35) <b>36</b>		
	特別住宅資金非課税限度額(注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <b>37</b>
	令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3) <b>38</b>		
	特別住宅資金非課税限度額の残額 (37-38) <b>39</b>		
贈与者別の非課税の適用	32のうち非課税の適用を受ける金額 <b>40</b>		
	33のうち非課税の適用を受ける金額 <b>41</b>		
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (40+41) <small>(36)の金額と39の金額の合計額を限度とします。)</small> <b>42</b>		
	32のうち課税価格に算入される金額 (32-40) <small>(32に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)</small> <b>43</b>		
贈与者の課税価格に算入される金額	33のうち課税価格に算入される金額 (33-41) <small>(33に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)</small> <b>44</b>		

第一表の二(令和2年分用)(第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和2年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 <b>M</b>	提出した税務署	税務署
-------------------------------------	---------	-----

- (注2) 非課税限度額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
- (注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
- (注4) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄	整理番号 <input type="text"/>	名簿 <input type="text"/>	確認 <input type="text"/>
----------	---------------------------	-------------------------	-------------------------

\* 欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A4統一)(令2.10)

記号	欄	書きかた										
①	「受贈者の氏名」	申告をする人の氏名を記入します。										
②	「次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。」	住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。										
③	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点(゜)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。										
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和16年11月4日生まれの場合】 3 1 6 . 1 1 . 0 4										
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。 贈与者の続柄に応じて「1～5」のいずれかの数字を記入します。 「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。										
④	「住宅取得等資金を取得した年月日」及び「住宅取得等資金の金額」	贈与により住宅取得等資金を取得した年月日及びその金額を記入します。										
⑤	「新築・取得・増改築等に係る契約年月日」	住宅資金非課税限度額(③④の金額)がある場合に、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した年月日を記入します。										
	「住宅資金非課税限度額」	住宅資金非課税限度額(66ページ参照)の金額を記入します。										
⑥	「平成27年分から令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額」	③④欄に記載がある場合で、平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で、住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額があるときは、その金額を記入します(適用を受けていない場合は、記入しません。)(注)。各年分の非課税の適用を受けた金額は、次の欄に記載されています。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>申告書</th> <th>平成27年分</th> <th>平成28・29年分</th> <th>平成30年分</th> <th>令和元年分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>贈与税の申告書第一表の二</td> <td>③⑤欄</td> <td>③⑧欄</td> <td>③⑨欄</td> <td>④②欄</td> </tr> </tbody> </table>	申告書	平成27年分	平成28・29年分	平成30年分	令和元年分	贈与税の申告書第一表の二	③⑤欄	③⑧欄	③⑨欄	④②欄
	申告書	平成27年分	平成28・29年分	平成30年分	令和元年分							
贈与税の申告書第一表の二	③⑤欄	③⑧欄	③⑨欄	④②欄								
⑦	「住宅資金非課税限度額の残額」	③④の金額から③⑤の金額を控除した金額を記入します。										
⑧	「新築・取得・増改築等に係る契約年月日」	特別住宅資金非課税限度額(③⑦の金額)がある場合に、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した年月日を記入します。										
	「特別住宅資金非課税限度額」	特別住宅資金非課税限度額(66ページ参照)の金額を記入します。										
⑨	「令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額」	③⑦欄に記載がある場合で、令和元年分の贈与税の申告で、住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額(令和元年分の贈与税の申告書第一表の二④②の金額)があるときは、その金額のうち、平成31年4月1日以後に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結して住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額を記入します(適用を受けていない場合は、記入しません。)(注)。										
⑩	「特別住宅資金非課税限度額の残額」	③⑦の金額から③⑧の金額を控除した金額を記入します。										
⑪	「③②のうち非課税の適用を受ける金額」及び「③③のうち非課税の適用を受ける金額」	③⑥の金額及び③⑨の金額の合計額を超えないように住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を記入します。 なお、住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が2人以上いる場合には、各贈与者からの贈与について非課税の適用を受ける金額の合計額が③⑥の金額及び③⑨の金額の合計額を超えないように各贈与者ごとの住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を記入します。										
	「非課税の適用を受ける金額の合計額」	住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額の合計額を記入します(③⑥の金額及び③⑨の金額の合計額を超えることはありません。)										
⑫	「③②のうち課税価格に算入される金額」及び「③③のうち課税価格に算入される金額」	③②の金額から④①の金額を控除した金額及び③③の金額から④①の金額を控除した金額をそれぞれ記入します。 なお、それらの控除した金額に残額がある場合には、その金額を住宅取得等資金に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)に転記します。この場合には、申告書第一表又は第二表の贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記入は、贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。										
	⑬	「所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日」及び「提出した税務署」	令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日及び税務署名を記入してください。記入した場合には、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。									

(注) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合(住宅取得等資金の非課税の再適用(66ページ参照)の適用を受ける場合)には、この欄の記入は不要です。





記号	欄	書きかた								
㉑	「令和〇〇年分」	□の中に「2」と記入します。								
	「受贈者の氏名」	申告をする人の氏名を記入します。								
㉒	「次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。」	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(69ページ参照)の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。								
㉓	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点(゜)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。								
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。 贈与者の続柄に応じて「1～5」のいずれかの数字を記入します。 「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。								
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和16年11月4日生まれの場合】 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>3</td><td>1</td><td>6</td><td>.</td><td>1</td><td>1</td><td>.</td><td>0</td><td>4</td></tr></table>	3	1	6	.	1	1	.	0
3	1	6	.	1	1	.	0	4		
㉔	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、93ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。								
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産については、それぞれ次の事項を記入します。 イ 売掛金・・・相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称 ロ 船舶・自動車・・・登録機関の名称及び登録番号 ハ 有価証券・・・発行法人の所在地及び名称 なお、公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地及び名称 ニ 現金・・・贈与者の住所 ホ 預貯金等・・・預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地及び名称 ヘ 生命保険金・・・支払保険会社の所在地及び名称 ト その他の債権・・・債務者の住所又は所在地及び氏名又は名称								
	「数量」	面積、株数などを記入します。								
	「単価」	1平方メートル当たり、1株当たりなどその財産の1単位当たりの価額を記入します(固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。)								
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。								
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。								
	「取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。								
㉕	「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。								
㉖	「過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額」	過去の年分の申告で控除した特別控除額の合計額を記入します。 なお、過去の年分の申告で控除した住宅資金特別控除額(最高1,000万円)は、特別控除額に含まれませんのでご注意ください。								
㉗	「受贈者の住所及び氏名」	過去に提出した「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と過去に提出した贈与税の申告書に記載した住所・氏名が異なっている場合には、その年分の住所・氏名を記入します。								

### 3 申告書の作成例

#### 【事例1】 暦年課税（特例税率）を適用する場合

事例1

私は、祖父から現金 500 万円の贈与を受けました。祖父は直系尊属であり、令和 2 年 1 月 1 日において、私は 20 歳以上ですので、「特例税率」<sup>(注)</sup>を適用して暦年課税により申告します。

なお、私は、令和元年分の贈与税の申告において、祖父（国税一郎）からの贈与について、「特例税率」の適用を受けるために、贈与者との続柄を明らかにする書類を申告書に添付して麹町税務署へ提出しています。

(注) 「特例税率」については、2 ページを参照してください。

#### ○ 国税庁ホームページを利用する場合

#### ※ 手書きで作成する場合は、28ページへ

※ 一般の贈与がある方の入力（贈与者情報の入力）画面へのアクセス方法については15~17ページを参照してください。

### ① 一般の贈与がある方の入力（贈与者情報の入力）画面で、 贈与者の氏名、生年月日、住所などを入力します。

贈与者（財産をあげた方）の氏名（フリガナ・漢字）、続柄、生年月日及び住所を入力（選択）してください。  
選択した続柄により、贈与者が申告される方（財産を取得した方）の直系尊属であるか判定します。

入力が終わったら、**入力終了（次へ）>** をクリックしてください。

### ② 一般の贈与がある方の入力（取得財産の入力）画面で、 贈与により取得した財産の種類や価額などを入力します。

贈与を受けた年月日を選択してください。

贈与を受けた財産の①種類、②細目、③利用区分又は銘柄・名称等を選択してください。  
この事例では、贈与を受けた財産は現金ですので、①種類、②細目については「現金、預貯金等」を選択し、③利用区分又は銘柄・名称等については「現金」を選択します。

贈与を受けた財産の所在地を入力してください。  
なお、財産の所在地が国外である場合には、チェックボックスをチェックします。

**参考** 贈与を受けた財産が不動産、株式等である場合には、数量や単価などを入力し、**計算** をクリックすることにより、「財産の価額」欄に計算結果を表示させることができます。

贈与を受けた財産の価額を入力してください。

同じ贈与者からほかにも財産の贈与を受けている場合には、**財産の追加** をクリックし、同様の操作により贈与を受けた財産を入力してください。

入力が終わったら、**入力終了（次へ）>** をクリックしてください。

**③ 取得財産の入力（一般の贈与）** 画面で、入力内容を確認します。

取得財産の入力(一般の贈与) 当画面の入力例

贈与者名: 国税 一郎

入力内容を確認してください。  
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与財産の入力結果表

取得した財産の明細 種類 項目	財産を取得した年月日 財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
現金、預貯金等 現金、預貯金等 現金	令和2年9月19日 5,000,000円	修正	削除

①及び②の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。  
なお、**修正** 又は **削除** をクリックすることにより、入力内容の修正や削除ができます。

同じ贈与者から他の財産の贈与を受けている場合は、**一般の贈与(暦年課税)の財産を追加する** をクリックすることにより、②の画面が表示されますので、同様に入力してください。

確認が終わったら、**入力終了(次へ)** をクリックしてください。

**④ 取得財産の入力** 画面で、その他の財産がある場合は追加で入力します。

取得財産の入力 当画面の入力例

入力内容を確認してください。  
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。  
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。  
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与の入力結果表

No	贈与者	財産区分	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	国税 一郎	特別贈与財産	令和2年9月19日	現金、預貯金等	5,000,000円 円	修正	削除
2							
3							

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。  
  
※ 住宅取得等資金の非課税の適用を受けるには、贈与税の申告期限(令和2年又は令和3年3月15日(月))までに、贈与税の申告書及び本件書状を受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

配偶者控除の適用を受ける財産(配偶者控除額 最高2,000万円)

配偶者控除の特例(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

相続時精算課税の適用を受ける財産(特別控除額 最高2,500万円)

相続時精算課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。  
  
※ 相続時精算課税の特例(特別控除)は、控除を受ける金額が一定の事項を記載した贈与税の申告書と申告書の提出時期に提出した場合に限り控除することができます。  
なお、贈与税の申告書と申告書の提出時期の経過後に提出されるものではありません。

他の贈与者から贈与を受けた財産で、暦年課税の適用を受けるものがある場合には、**贈与者を追加する** をクリックすることにより、①の画面が表示されますので、同様に入力してください。

住宅取得等資金の非課税(66ページ参照)の適用を受ける金額を入力する場合には、**住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産** をクリックします。

贈与税の配偶者控除の特例(65ページ参照)の適用を受ける財産を入力する場合には、**配偶者控除の適用を受ける財産(配偶者控除額 最高2,000万円)** をクリックします。

すべての取得財産の入力が終わったら、**入力終了(次へ)** をクリックしてください。

相続時精算課税(4ページ参照)の適用を受ける財産を入力する場合には、**相続時精算課税の適用を受ける財産(特別控除額 最高2,500万円)** をクリックします。



5 贈与税額計算結果表示 画面で、贈与税額の計算結果を確認します。

**贈与税額計算結果表示**

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。  
 暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

取得した財産の明細 種類 / 細目 / 利用区分 / 銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額
現金、預貯金等 / 現金、預貯金等 / 現金	令和2年 9月 10日 5,000,000円
特例贈与財産の合計額 (1)	5,000,000円
一般贈与財産の合計額 (2)	円
配偶者控除額 (3)	円
暦年課税分の課税価格の合計額 (4)	5,000,000円
基礎控除額 (5)	1,100,000円
(5)の控除後の課税価格 (6)	3,900,000円
(6)に対する税額 (7)	485,000円
外国税額の控除額 (8)	円
医療法人持分税額控除額 (9)	円
差引税額 (10)	485,000円

相対特種課税分

相対特種課税分の課税価格の合計額 (11)	円
相対特種課税分の差引税額の合計額 (12)	円

農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特例株式等の納税猶予、医療法人持分的納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「納税猶予税額の入力」ボタンをクリックし、納税猶予税額を入力してください。

課税価格の合計額 (13)	5,000,000円
差引税額の合計額 (14)	485,000円
農地等納税猶予税額 (15)	円
株式等納税猶予税額 (16)	円
特例株式等納税猶予税額 (17)	円
医療法人持分的納税猶予税額 (18)	円
事業用資産納税猶予税額 (19)	円
申告期限までに納付すべき税額 (20)	485,000円

あなたが令和3年3月15日(月)までに納付すべき令和2年分の贈与税額は  
**485,000円** です。

【ご注意ください】  
 「特例税率」の適用を受ける場合で、(6)欄の「(5)の控除後の課税価格」が300万円を超えるときは、贈与税の申告書のまかに、「受贈者の戸籍の謄本又は抄本等の書類で、受贈者の氏名、生年月日及び受贈者が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類」を提出する必要があります。

なお、過去に特例税率の適用を受けるためにあなたとその贈与者との続柄を明らかにする戸籍の謄本などの書類を提出している場合には、右の「過去の贈与税の申告状況の入力」ボタンをクリックしてください。

過去の贈与税の申告状況の入力

< 戻る      入力データの一時保存 (印刷も同時実行)      入力終了(次へ) >

贈与を受けた財産について入力した内容が表示されますので確認してください。

「**計算結果の確認**」をクリックすると、(7)欄の「(6)に対する税額」の計算方法等が確認できます。この事例では、「特例税率」を適用して計算された贈与税額が表示されます。

暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「**控除額の入力**」をクリックし、控除額を入力してください。

農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特例株式等の納税猶予、医療法人の持分の納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「**納税猶予税額の入力**」をクリックし、納税猶予税額を入力してください。

納付すべき贈与税額が表示されますので確認してください。

「特例税率」の適用を受ける場合で、(6)欄の「(5)の控除後の課税価格」が300万円を超えるときは、贈与税の申告書とともに、「**贈与者との続柄を明らかにする書類等**」を提出する必要があります。

ただし、過去の年分において、同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるため当該書類を提出している場合には、「過去の贈与税の申告状況の入力」をクリックして過去の贈与税の申告状況を入力すれば、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

詳しくは2ページをご覧ください。

確認が終わったら、「**入力終了(次へ) >**」をクリックしてください。

**⑥ 住所・氏名等の入力** 画面で、  
住所・氏名・マイナンバー（個人番号）などを入力します。

**住所・氏名等の入力**

納付について

納付は、以下のいずれかの方法で行ってください。  
※申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。  
各納付方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

納付手続名	納付方法	期限	手数料
電子納税	e-Taxを利用してダイレクト納付又はインターネットバンキング等から納付する方法です。	令和3年3月15日(月)	不要です ※インターネットバンキング等を利用して納付される場合、利用のための手数料がかかる場合があります。
クレジットカード納付	「国税クレジットカードお支払サイト」(外部サイト)上での手続により、納付委託者へ国税の納付を委託する方法です。 ＜注意事項＞ クレジットカード納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、通関程度かかる場合があります。	令和3年3月15日(月)	納付税額に応じた決済手数料がかかります ※決済手数料は国の収入になるものではありません。
窓口納付	金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する方法です。 納付書は一部金融機関及び全国の税務署の窓口で用いています。	令和3年3月15日(月)	不要です

住所・氏名等

※ 所得税等で納税地の届出をされている方は、こちらをご参照ください。

- 郵便番号  
※「住所検索」ボタンをクリックすると、入力した郵便番号から確認できる住所、都道府県名及び税務署名が自動的に入力されます。  
※ 東日本大雪災により連絡されている方は、こちらをご確認ください。
- 住所  
※ 郵便番号から検索できなかった方は、「市区町村選択」ボタンをクリックして、都道府県市区町村を選択してください。  
※ 東日本大雪災により連絡されている方は、こちらをご確認ください。
- 申告書等を提出する税務署名  
【必須】  
税務署の所在地及び管轄区域
- 申告書等を提出する年月日  
【必須】
- あなた(財産を取得した方)の氏名 フリガナ  
【必須】
- あなた(財産を取得した方)の氏名 漢字  
【必須】
- マイナンバー(個人番号)  
※ マイナンバーカードなどから確認入力してください。
- 職業
- 電話番号

100 - 0003 **住所検索**

都道府県市区町村  
東京都千代田区  
高千穂区○丁目○番○号  
[都]○○町1-1-1  
[区]○○区○○丁目○番○号  
[全]全角数字以内(数字等も全角)

都道府県: [東京都] 税務署名: [国衙] 税務署

令和 3 年 2 月 3 日

[各全角カナ11文字以内]  
セイ: コウセイ (90) コピイ  
メイ: アラタク (90) シロウ

[各全角10文字以内]  
姓: 国税 (90) 国税  
名: 田太郎 (90) 太郎

[半角数字4桁] - [半角数字4桁] - [半角数字4桁]  
●●●● - ●●●● - ●●●●  
 マイナンバーの入力値を表示する。

[全角11文字以内]  
会社員 (90) 会社員

[半角数字合計14桁以内]  
0000 - 9999 - 9999

＜戻る 入力データの一時保存(作成を中断する場合) **申告書等作成終了 次へ＞**

納付手続は様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納期限までに納付手続を行ってください。  
※申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんのでご注意ください。

あなた(財産を取得した方)の

①郵便番号  
※ **住所検索** をクリックすると、入力した郵便番号から確認できる住所、都道府県名及び税務署名が自動的に入力されます。

②住所  
※郵便番号から検索できなかった方は、**市区町村選択** をクリックして都道府県市区町村を選択してください。

③申告書等を提出する税務署名

④申告書等を提出する年月日  
※書面提出の場合は、提出時に手書きしても差し支えありません。

⑤氏名のフリガナ

⑥氏名の漢字

⑦マイナンバー(個人番号)  
※マイナンバーカードなどから確認して入力してください。

入力が終わったら、**申告書等作成終了 次へ＞** をクリックしてください。

⑧職業

⑨電話番号  
について、入力してください。

Ⅱ 画面の案内に従って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署に提出してください。

○ 手書きで作成する場合

事例 1

麹町 税務署長 令和 02 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書) F D 4 7 2 8

提出用	住所	〒XXXX-XXXX (電話 XXXX - XXXX - XXXX) 千代田区霞が関〇〇丁目〇番〇号 ABCビル585号室	税務署整理欄(記入しないでください。)	整理番号	名簿
	フリガナ	コクセイイソウタロウ	補完	申告書提出年月日	財産細目コード
明治1	氏名	国税 壮太郎	災害等延長年月日	短期	確認
大正2	個人番号又は法人番号	XXXXXXXXXX	出国年月日	処理	厚労
昭和3	生年月日	3 5 6 . 0 9 . 2 5	死亡年月日	訂正	修正
平成4	職業	会社員		修繕	枚数
令和5				件数	

第一表 (令和2年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と一緒に提出してください。)

私は、租税特別措置法第70条の2の第5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特別税率)の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日(フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)	種類	取得した日	課税標準額	税率	課税額	財産を取得した年月日	財産の価額(単位:円)
住所: 千代田区霞が関3丁目1番1号 氏名: 国税 一郎 生年月日: 3 0 5 . 1 1 . 0 3 続柄: 父 住所: 千代田区霞が関3丁目1番1号	現金、預貯金等	令和02年09月19日	5000000			令和02年09月19日	5000000
特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ① 5000000							

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

過去に特別税率の適用を受けるために、左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、「提出した年分」及び「税務署名」を記入します。

住所	氏名	続柄	生年月日	課税標準額	税率	課税額	財産を取得した年月日	財産の価額(単位:円)
							令和 年 月 日	
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②								
配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、□に「○」を記入し、(最高2,000万円) (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) ③								

⑦欄の税額の計算方法等については、申告書第一表控用の裏面をご確認ください。

【合計欄】		暦年課税分(③の控除後の課税価格)		課税価格の合計額	
暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③)	④	5000000		5000000	⑬
基礎控除額	⑤	1100000			⑭
⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	3900000		4850000	⑮
⑥に対する税額(贈与税の速算表)を使用して計算します。	⑦	4850000			⑯
外国税額の控除額	⑧				⑰
医療法人持分税額控除額	⑨				⑱
差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩	4850000			⑲
相続時精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額)	⑪			4850000	⑳
相続時精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者ごとの第二表の④の金額の合計額)	⑫				㉑
差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額	⑳				㉒
申告期限までに納付すべき税額(⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)	㉑				
申告期限までに納付すべき税額の増加額	㉒				

転記します。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有  
 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印 確認者(命)

(資5-10-1-1-A4統一) (令2.10)



「特例贈与財産」(2ページ参照)のみを贈与により取得し、「特例税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、87ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」は、申告書と併せて提出する必要はありません。

### 贈与税(暦年課税)の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税(暦年課税)の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません(申告書と併せて提出する必要はありません。)

国税庁ホームページでは、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

#### ● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	㉑	5,000,000 円
基礎控除額	㉒	1,100,000 円
㉓の控除後の課税価格【㉑-㉒】	㉔	3,900,000 円
㉔に対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	㉕	485,000 円

(例) 特例贈与財産 6,000,000 円を取得した場合  
 特例贈与財産の価額の合計額(㉑)から基礎控除額(㉒)を控除した課税価格(㉔)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(㉕)を計算します。

㉑6,000,000 円 - ㉒1,100,000 円 = ㉔4,900,000 円  
 ㉔4,900,000 円 × 20% (特例税率) - 300,000 円 (控除額) = ㉕680,000 円

#### 【速算表(特例贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000 千円以下	4,000 千円以下	6,000 千円以下	10,000 千円以下	15,000 千円以下	30,000 千円以下	45,000 千円以下	45,000 千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	—	100 千円	300 千円	900 千円	1,900 千円	2,650 千円	4,150 千円	6,400 千円

<ご注意ください!> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

- ① 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100 千円)を差し引いた後の課税価格が3,000 千円を超えるとき
  - ② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100 千円)を差し引いた後の課税価格\*が3,000 千円を超えるとき
- \* 「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100 千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

平成 28 年分以降用

(特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用)

特例贈与財産の価額の合計額(㉑5,000,000 円)から基礎控除額(㉒1,100,000 円)を控除した課税価格(㉔3,900,000 円)に【速算表(特例贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた特例税率(15%)及び控除額(100,000 円)を使用して贈与税額(㉕485,000 円)を計算します。

#### 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合

「一般贈与財産」(2ページ参照)のみを贈与により取得し、「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、87ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算してください。



【事例2】暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合

私は、母から現金 300 万円、兄から上場株式 500 株の贈与を受けました。  
 母は直系尊属ですが、兄は直系尊属ではありません。令和 2 年 1 月 1 日において、私は 20 歳以上です。  
 「一般税率」及び「特例税率」<sup>(注)</sup>を適用して暦年課税により申告します。  
 なお、私は、母(甲野花子)からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。  
 (注) 「一般税率」及び「特例税率」については、2 ページを参照してください。

事例 2

神奈川 税務署長 令和 02 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書) F D 4 7 2 8

提出用 3 年 2 月 16 日提出 (電話 XXX - XXX - XXXX)

住所 横浜市港北区〇〇△丁目×番×号

フリガナ コウノオサム

氏名 甲野 修

個人番号又は法人番号 〇〇〇〇××××××××

生年月日 343.05.24 職業 自営業

税務署整理欄 (記入しないでください)

整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 名簿 〇〇〇〇〇〇〇〇

補完 〇〇〇〇〇〇〇〇 簿 〇〇〇〇〇〇〇〇

申告書提出年月日 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 財産細目コード 〇〇〇〇

災害等延長年月日 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 短期処理 〇〇

出国年月日 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 訂正 〇〇

死亡年月日 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 修正 〇〇

確定 〇〇

開封 〇〇

修正 〇〇

枚数 〇〇

第一表 (令和 2 年分以降用)

私は、租税特別措置法第 70 条の 2 の 5 第 1 項又は第 3 項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率 (特例税率) の特例の適用を受けます。

種類	贈与者の住所・氏名 (フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 (フリガナの濁点 (・) や半濁点 (゜) は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)	取得した財産の明細 (種類・課税目・期限区分・税額) 単価	財産取得した年月日 (単位: 円)	過去の贈与税の申告状況	
				課税価格	申告年
現金、預貯金等	目黒区〇〇△丁目×番×号 甲野 花子 (直系尊属) 2 317.11.04	現金、預貯金等	令和 02 年 09 月 25 日 3000000	〇	〇
有価証券 上場株式等	世田谷区〇〇△丁目×番×号 甲野 武 (直系尊属) 8 341.12.24	〇〇株式会社 500 株 3,000 円	令和 02 年 01 月 15 日 1500000	〇	〇
特例贈与と財産の価額の合計額 (課税価格) ①				3000000	
一般贈与と財産の価額の合計額 (課税価格) ②				1500000	
配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、... 〇 私、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) (最高 2,000 万円) ③				0	
暦年課税分 (③の控除後の課税価格) (単位: 円)				4500000	
基礎控除額 ⑤				1100000	
⑤の控除後の課税価格 ⑥				3400000	
⑥に対する税額 ⑦				416666	
外国税額の控除額 ⑧				0	
医療法人持分税額控除額 ⑨				0	
差引税額 (⑦-⑧-⑨) ⑩				416666	
相対時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額) ⑪				0	
相対時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の⑩の金額の合計額) ⑫				0	
課税価格の合計額 (①+②+③) ⑬				4500000	
差引税額の合計額 (納付すべき税額) (⑩+⑫) ⑭				416666	
農地等納税猶予税額 ⑮				0	
株式等納税猶予税額 ⑯				0	
特例株式等納税猶予税額 ⑰				0	
医療法人持分納税猶予税額 ⑱				0	
事業用資産納税猶予税額 ⑲				0	
申告期限までに納付すべき税額 (⑬-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲) ⑳				416666	
この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 ㉑				0	
申告期限までに納付すべき税額 の増加額 ㉒				0	

⑦欄の税額の計算方法等については、申告書第一表の裏面を「確認してください」。

相対時精算課税分

転記します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

転記します。

## 贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

（注）この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するもので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

国税庁ホームページでは、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

### ● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 （申告書第一表の①の金額）	㊦	3,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 （申告書第一表の②の金額）	㊧	1,500,000円
配偶者控除額 （申告書第一表の③の金額）	㊨	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【㊦+㊧-㊨】 （申告書第一表の④の金額）	㊩	4,500,000円
基礎控除額	㊪	1,100,000円
㊩の控除後の課税価格【㊩-㊪】 （申告書第一表の⑤の金額）	㊫	3,400,000円
㊫の金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】 を使用して計算します。	㊬	410,000円
特例贈与財産に対応する税額 【㊫×㊦/㊩】	㊭	273,333円
㊫の金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（一般贈与財産用）】 を使用して計算します。	㊮	430,000円
一般贈与財産に対応する税額 【㊫×（㊧-㊨）/㊩】	㊯	143,333円
税額（㊬+㊮） （申告書第一表の⑦欄に転記します。）	㊰	416,666円

（例）特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合

（特例贈与財産の価額（㊦）と一般贈与財産の価額（㊧）の合計額（㊩）から基礎控除額（㊪）を控除した課税価格（㊫）に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算した税額（㊬・㊮）について、それぞれ（1）及び（2）のとおり按分計算し、その合計額（㊰）を計算します。

- 特例贈与財産に対応する税額（㊬及び㊭欄の計算）  
 $13,900,000円 \times 40\%$ （特例税率） $- 1,900,000円$ （控除額） $= 5,360,000円$   
 $5,360,000円 \times (5,000,000円 / 15,000,000円)$   
 $= 1,786,666円$ （注：1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）
- 一般贈与財産に対応する税額（㊮及び㊯欄の計算）  
 $13,900,000円 \times 45\%$ （一般税率） $- 1,750,000円$ （控除額） $= 4,505,000円$   
 $4,505,000円 \times (10,000,000円 - 0円) / 15,000,000円$   
 $= 3,003,333円$ （注：1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）
- 贈与税額の計算（㊰欄の計算）  
 $1,786,666円 + 3,003,333円 = 4,790,000円$

#### 【速算表（特例贈与財産用）】

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限り、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

#### 【速算表（一般贈与財産用）】

「特例税率」の適用がない財産（「一般贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（一般税率）	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

特例贈与財産の価額（㊦3,000,000円）と一般贈与財産の価額（㊧1,500,000円）の合計額（㊩4,500,000円）から基礎控除額（㊪1,100,000円）を控除した課税価格（㊫3,400,000円）に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた税率及び控除額を使用して計算した税額（㊬410,000円・㊮430,000円）について、それぞれの財産の価額に対応する税額（㊭273,333円・㊯143,333円）を計算し、その合計額（㊰416,666円）を計算します。

【事例3】贈与税の配偶者控除の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、夫から居住している家屋とその敷地の贈与を受けました。なお、婚姻届を提出してから20年以上経過しており、贈与を受けた家屋とその敷地に今後も居住する予定です。贈与税の配偶者控除の特例（注1）の適用を受けます。また、夫は直系尊属ではありませんので、「一般税率」（注2）を適用して暦年課税により申告します。

- (注) 1 特例の概要については、65ページを参照してください。  
2 「一般税率」については、2ページを参照してください。

事例3

神戸

3年2月9日提出

令和02年分贈与税の申告書(兼贈与税の額)の計算明細書

F D 4 7 2 8

提出用	住所 神戸市中央区〇〇△丁目×番×号	整理番号	名簿
フリガナ ヘイモト キョウコ	氏名 丙本 京子	補完	事務
個人番号 又は 法人番号	個人番号 又は 法人番号	申告書提出 年月日	短期 処理
生 年 日	生 年 日	災害等延長 年月日	訂正
3 1 9 . 0 2 . 2 0	3 1 9 . 0 2 . 2 0	出 国 年 月 日	修正
職業 無職	職業 無職	死 亡 年 月 日	枚数

第一表 (令和2年分以降用)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

□にレ印を記入します。

配偶者控除の対象となる「居住用不動産の価額」と「贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額」の合計額を記入します。

配偶者控除の金額を記入しますが、2,000万円を超える場合には2,000万円と記入します。

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、87、88ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」を活用ください。

相続時精算課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例を受けます。

種類	取得した財産の明細	財産を取得した年月日	財産の価額(単位:円)
住所	神戸市中央区〇〇△丁目×番×号	令和02年05月08日	270,000
フリガナ	ヘイモト サブ ロー	令和02年05月08日	222,750
氏名	丙本 三郎	令和02年05月08日	745,600
生 年 日	3 1 9 . 0 2 . 1 0	3 1 9 . 0 2 . 1 0	124,210
住所	神戸市中央区〇〇△丁目×番×号	令和02年05月08日	745,600
フリガナ	ヘイモト サブ ロー	令和02年05月08日	745,600
氏名	丙本 三郎	令和02年05月08日	745,600
生 年 日	3 1 9 . 0 2 . 1 0	3 1 9 . 0 2 . 1 0	745,600

特別贈与財産の価額の合計額(課税価格) ① 270,000

一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ② 230,200

配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、レにレ印を記入します。私は、今回の贈与者からの贈与について、初めに贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)(最高2,000万円) ③ 230,200

暦年課税分(③の控除後の課税価格)

暦年課税分の課税価格の合計額(①+(②-③))	4 3020600	課税価格の合計額(①+②+③)	13 23020600
基礎控除額	5 1100000	差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩+⑪)	14 1920000
⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	6 1920000	農地等納税額	15 00000
⑥に対する税額	7 1920000	株式等納税額	16 00000
外国税額の控除額	8 00000	特例株式等納税額	17 00000
医療法人持分税額控除額	9 00000	医療法人持分納税額	18 00000
差引税額(⑦-⑧-⑨)	10 1920000	事業用資産納税額	19 00000
相続時精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者ごとの第二表の⑩の金額の合計額)	11 00000	申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)	20 1920000
相続時精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者ごとの第二表の⑫の金額の合計額)	12 00000	この申告書が修正申告書である場合	21 00000
		申告期限までに納付すべき税額の増加額	22 00000

住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表のと、相続時精算課税の申告は申告書第一表と、一併に提出してください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出用  
税理士法第33条の2の書面提出用

通信日付印  
確認者印

(資5-10-1-1-A4統一)(令2.10)

## 令和2年分 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、令和2年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除(2,000万円控除)の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者はあなたの配偶者（夫又は妻）ですか。	はい	いいえ
2	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は20年以上ですか。	はい	いいえ
3	これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。	はい	
		いいえ	
4	【3で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	いいえ	はい
5	贈与を受けた財産は不動産（土地等・家屋）又は金銭ですか。	はい	いいえ
6	【贈与を受けた財産のうちに不動産がある人のみ記入してください。】 その不動産は、国内にある不動産ですか。	はい	いいえ
7	【贈与を受けた財産のうちに金銭がある人のみ記入してください。】 その金銭を令和3年3月15日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。	はい	いいえ
8	6又は7の不動産に現在居住していますか。又は令和3年3月15日までに居住する見込みですか。	はい	いいえ
9	今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	はい	いいえ

## 贈与税の配偶者控除の特例の添付書類

この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書等に、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添付書類	
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限り、ます。）
2	受贈者の戸籍の附票の写し（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限り、ます。）
3	登記事項証明書などで受贈者が控除の対象となった居住用不動産を取得したことを証する書類



【事例4】相続時精算課税を適用する場合

私は、祖母から宅地（自用地、路線価地域）と上場株式 5,000 株の贈与を受けました。  
 令和2年1月1日において、祖母は60歳以上、孫である私は20歳以上ですので、相続時精算課税<sup>(注)</sup>を選択して申告します。

(注) 制度の概要については、4ページを参照してください。

○ 国税庁ホームページを利用する場合

※ 手書きで作成する場合は、38ページへ

※ 特定贈与者（財産をあげた方）等の入力 画面へのアクセス方法については15～17ページを参照してください。

1 特定贈与者（財産をあげた方）等の入力 画面で、  
 特定贈与者の氏名、住所、生年月日などを入力します。

事例  
4

特定贈与者（財産をあげた方）等の入力

特定贈与者の人数が2名以上の場合は、まず1名を入力し、後の「取得財産の入力」画面の「特定贈与者を追加する」ボタンから他の特定贈与者を入力してください。

(1) 特定贈与者の氏名 フリガナ  
 【必須】  
 氏名フリガナ: [フリガナ]  
 セイ: [フリガナ]  
 メイ: [フリガナ]  
 ※ 「セイ」と「メイ」欄の合計で14文字以内

(2) 特定贈与者の氏名 漢字  
 【必須】  
 姓: [漢字]  
 名: [漢字]

(3) 特定贈与者の住所  
 【必須】  
 住所: [住所]  
 〒 [郵便番号]

(4) 特定贈与者の生年月日  
 【必須】  
 昭和 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

(5) 特定贈与者の続柄  
 【必須】  
 続柄: [続柄]

(6) あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の直系尊属(子や孫など)である推定相続人又は孫ですか。  
 【必須】  
 はい  いいえ

(7) (1)の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるのは初めてですか。  
 【必須】  
 はい  いいえ

養子縁組などにより年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった方は、次の事項を入力してください。

推定相続人又は孫となった理由 [理由]  
 推定相続人又は孫となった年月日 昭和 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

過去に(1)の特定贈与者から贈与を受けた財産(相続時精算課税の適用を受けた財産に限ります。)の申告状況について入力してください。

過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円) [金額] 円

< 戻る    入力内容をクリア    入力終了(次へ) >

特定贈与者（財産をあげた方）の氏名（フリガナ・漢字）、住所、生年月日及び続柄を入力（選択）するとともに、(6)及び(7)の質問事項について「はい」又は「いいえ」を選択してください。

選択した内容に基づき、特定贈与者が申告される方（財産を取得した方）の直系尊属であるか判定します。

年の途中で(1)の特定贈与者の推定相続人又は孫となった方は、養子縁組などの「推定相続人又は孫となった理由」及び「推定相続人又は孫となった年月日」を入力してください。

過去に(1)の特定贈与者からの贈与について、相続時精算課税の適用を受けたことがある方は、その過去に特定贈与者から贈与を受けた財産（相続時精算課税の適用を受けた財産に限ります。）の申告状況について入力してください。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

参考

推定相続人とは、相続が開始した場合に、第一順位で相続人となるべき者をいいます。

例えば、配偶者と子と孫がいる場合には、配偶者と子が推定相続人となります（贈与税の相続時精算課税制度では、贈与を受けた年の1月1日現在で20歳以上の直系尊属である推定相続人又は孫が対象となりますので、この場合には子と孫について適用を受けることができます。）。

## ② 相続時精算課税適用財産の入力 画面で、

贈与により取得した財産の種類や金額などを入力します。

相続時精算課税適用財産の入力 当画面の入力例

入力方法、用語等についてお分かりにならない部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。 (1/30件目を入力中)

1 贈与を受けた財産について入力してください。

(1) 財産を贈与により取得した日 **【必須】** 令和 2 年 7 月 3 日

(2) 贈与を受けた財産の種類 **【必須】** ① 種類 土地(路線価地域)

(3) 贈与を受けた財産の細目 **【必須】** ② 細目 宅地

(4) 贈与を受けた財産の利用区分又は銘柄、名称等 **【必須】** ③ 利用区分 銘柄・名称等 自用地

(5) 財産の所在地 **【必須】** ④ 全角の文字列(1行) 依拠に〇〇△目×番

2 不動産、株式等の贈与を受けた場合には次の項目を入力してください。 財産の評価方法はこちら

計算ボタンをクリックすると、③の【財産の価額】に反映されます。

財産の数量(m<sup>2</sup>、株数等) **【10桁以内】** ⑤ 8550 (m<sup>2</sup>、株数等)

持分割合 **【各桁以内】** ⑥

財産の単価 (路線価方式の土地の1㎡当たり、株式の1株当たり) **【10桁以内】** ⑦ 300,000 円 計算

固定資産税評価額 **【10桁以内】** ⑧

持分割合 **【各桁以内】**

固定資産税評価額に掛ける倍数 **【4桁以内】** 計算

3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。

財産の価額 **【必須】** ⑧ 25,950,000 円

※ 特定贈与者の情報を変更せず、財産を追加する場合は、「財産の追加」ボタンをクリックしてください。

財産の追加 入力終了(次へ) >

贈与を受けた年月日を選択してください。

贈与を受けた財産の①種類、②細目、③利用区分又は銘柄・名称等、④所在地を選択(入力)してください。

この事例では、贈与を受けた財産は宅地と上場株式です。最初に宅地に関する情報を入力します。①種類については「土地(路線価地域)」、②細目については「宅地」、③利用区分又は銘柄・名称等については「自用地」を選択し、④所在地を入力します。

贈与を受けた財産の⑤数量、⑥持分割合(持分がある場合)、⑦単価を入力してください。入力後 **計算** ボタンをクリックすると、⑧「財産の価額」欄に自動的に計算結果が表示されます。

この事例では、最初に宅地に関する情報を入力します。⑤財産の数量については宅地の面積を、⑦財産の単価については路線価方式の土地の1㎡当たりの単価(注)を入力します。

(注) 原則として、路線価をその宅地の形状等に応じた調整率で補正した後の価額となります。贈与財産の評価については12ページを参照してください。

### 参考

「(2) 贈与を受けた財産の種類」について「土地(倍率地域)」を選択した場合は、「固定資産税評価額」欄に土地の固定資産税評価額を入力します。「持分割合」欄は持分がある場合に「はい」を選択後、持分割合を入力します。「固定資産税評価額に掛ける倍数」欄には固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を入力します。

同じ贈与者から他にも財産の贈与を受けている場合には、**財産の追加** をクリックし、同様の操作により贈与を受けた財産の入力を行ってください。

この事例では、宅地に関する情報をすべて入力し、**財産の追加** をクリックした後、上場株式に関する情報を入力します。①種類については「有価証券」、②細目については「上場株式等」を選択し、③利用区分又は銘柄・名称等については上場株式の銘柄、④所在地については金融機関の名称・支店名、⑤財産の数量については株数、⑦財産の単価については株式の一株当たりの単価を入力します。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

### ③ 取得財産の入力（相続時精算課税）画面で、入力内容を確認します。

取得財産の入力(相続時精算課税) 当画面の入力例

特定贈与者名: 乙沢 陽子

入力内容を確認してください。  
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

特別控除額を控除する財産の入力結果表

取得した財産の明細 種別 項目 利付戻金・利息控除等	財産を取得した年月日 財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
土地 宅地 自用	令和2年7月3日 25,950,000円	修正	削除
有価証券 上場株式等 〇〇株式会社	令和2年10月16日 1,450,000円	修正	削除

相続時精算課税の適用を受ける財産を追加する

< 戻る 入力終了(次へ)>

①及び②の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。  
なお、「修正」又は「削除」をクリックすることにより、入力内容の修正や削除ができます。

同じ特定贈与者から他の財産の贈与を受けている場合には、「相続時精算課税の適用を受ける財産を追加する」をクリックすることにより、②の画面が表示されますので、同様に入力してください。

確認が終わったら、「入力終了(次へ)>」をクリックしてください。

事例 4

### ④ 取得財産の入力画面で、その他の財産がある場合は追加で入力します。

取得財産の入力 当画面の入力例

入力内容を確認してください。  
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。  
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。  
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

相続時精算課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	特定贈与者	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	乙沢 陽子	令和2年7月3日 令和2年10月16日	土地 有価証券	25,950,000円 1,450,000円	修正	削除

特定贈与者を追加する

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

一般の贈与  
(基礎控除額 110万円)

一般の贈与(暦年課税)の財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税  
の適用を受ける財産

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 住宅取得等資金の非課税の適用を受けるには、贈与後の申告期間(令和2年分は令和3年3月15日(月)までに贈与後の申告書及び交付書等を受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

配偶者控除の適用を受ける財産  
(配偶者控除額 最高2,000万円)

配偶者控除の特例(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

< 戻る (提出方法の選択等へ) 入力データの一時保存 (作成を中断する場合) 入力終了(次へ)>

他の特定贈与者から贈与により財産を取得している場合には、「特定贈与者を追加する」をクリックすることにより、①の画面が表示されますので、同様に入力してください。

一般の贈与(暦年課税)の財産を入力する場合には、「一般の贈与(基礎控除額 110万円)」をクリックします。

住宅取得等資金の非課税(66ページ参照)の適用を受ける金額を入力する場合には、「住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産」をクリックします。

贈与税の配偶者控除の特例(65ページ参照)の適用を受ける財産を入力する場合には、「配偶者控除の適用を受ける財産(配偶者控除額 最高2,000万円)」をクリックします。

すべての財産の入力が終わったら、「入力終了(次へ)>」をクリックしてください。



**5 贈与税額計算結果表示** 画面で、贈与税額の計算結果を確認します。

**贈与税額計算結果表示**

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。  
 暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額」の入力ボタンをクリックし、控除額を入力してください。  
 なお、相続時精算課税分に係る外国税額の控除額のある方は、「相続時精算課税の計算結果を見る」ボタンから入力してください。

取られた財産の明細		財産を取得した年月日	財産の価額
種類 / 細目 / 利用区分 / 特例等			
<b>I 特別贈与財産分</b>			
特別贈与財産の合計額	(1)		円
<b>II 一般贈与財産分</b>			
一般贈与財産の合計額	(2)		円
配偶者控除額	(3)		円
暦年課税分の課税価格の合計額	(4)		円
基礎控除額	(5)		円
(5)の控除後の課税価格	(6)		円
(6)に対する税額	(7)		円
外国税額の控除額	(8)	<input type="button" value="控除額の入力"/>	円
医療法人持分税額控除額	(9)	<input type="button" value="控除額の入力"/>	円
差引税額	(10)		円
相続時精算課税分の課税価格の合計額	(11)		27,400,000円
相続時精算課税分の差引税額の合計額	(12)		480,000円

※ 相続時精算課税分に係る外国税額の控除額のある方は、上のボタンから入力してください。

農地等の納税者、株式会社等の納税者、特別株式会社等の納税者、医療法人持分納税者又は事業用資産の納税者の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「適予税額の入力」ボタンをクリックし、納税者税額を入力してください。

課税価格の合計額	(13)		27,400,000円
差引税額の合計額	(14)		480,000円
農地等納税者税額	(15)	<input type="button" value="適予税額の入力"/>	円
株式会社等納税者税額	(16)	<input type="button" value="適予税額の入力"/>	円
特別株式会社等納税者税額	(17)	<input type="button" value="適予税額の入力"/>	円
医療法人持分納税者税額	(18)	<input type="button" value="適予税額の入力"/>	円
事業用資産納税者税額	(19)	<input type="button" value="適予税額の入力"/>	円
申告期限までに納付すべき税額	(20)		480,000円

あなたが令和3年3月15日(月)までに納付すべき令和2年分の贈与税額は  
480,000円です。

贈与を受けた財産について入力した内容に基づく金額が表示されますので確認してください。

をクリックすると、相続時精算課税の計算明細書を確認することができます。  
 相続時精算課税分に係る外国税額の控除額を入力される方についても、 をクリックしてください。

確認が終わったら、 をクリックしてください。

**ご注意ください**  
 贈与税額が0円であっても、**相続時精算課税の適用を受ける場合には、期限内申告が必要です。**

事例 4

**6 住所・氏名等の入力** 画面で、住所・氏名・マイナンバー（個人番号）などを入力します。  
 (27ページ参照)

II 画面の案内に従って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署に提出してください。



○ 手書きで作成する場合

板橋 税務署長 令和02年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書) F D 4 7 2 8

提出用 明治1 大正2 昭和3 平成4 令和5	住所	〒xxx-xxxx (電話 xxx-xxx-xxxx) 板橋区〇〇△丁目×番×号	税務署整理欄 (記入しないでください)
	フリガナ	オツサワ ハナコ	整理番号
	氏名	乙沢 花子	補完
	個人番号 又は 法人番号	△△△△××××××××××	申告書提出年月日
	生年月日	3/59/08/28 職業 自営業	災害等延長年月日

第一表 (令和2年分以降用)

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細	財産を取得した年月日
住所	種類 目 数量 単価	財産の価額
住所	所在地等	円
フリガナ		令和 年 月 日
氏名		円
生年月日		平成 令和 年分
住所		円
フリガナ		令和 年 月 日
氏名		円
生年月日		平成 令和 年分
特例贈与財産の価額の合計額 (課税価格)		①

住所	円	令和 年 月 日
フリガナ		
氏名		円
生年月日		平成 令和 年分
住所		円
フリガナ		令和 年 月 日
氏名		円
生年月日		平成 令和 年分
一般贈与財産の価額の合計額 (課税価格)		②
配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、... 〇 否は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)		③

【合計欄】		暦年課税分 (③の控除後の課税価格)		課税価格の合計額	
暦年課税分の課税価格の合計額 (①+(②-③))	④	2740000	13	2740000	13
基礎控除額	⑤	1100000	14	4800000	14
⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)	⑥	1640000	15	000000	15
⑥に対する税額	⑦	000000	16	000000	16
外国税額の控除額	⑧	000000	17	000000	17
医療法人持分税額控除額	⑨	000000	18	000000	18
差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩	000000	19	000000	19
相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の①の金額の合計額)	⑪	2740000	20	4800000	20
相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額)	⑫	4800000	21	000000	21
この申告書が修正申告書である場合			22	000000	22

暦年課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

転記します。

転記します。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有  通信日付印・確認者印

税理士法第33条の2の書面提出有  確認者印

(資5-10-1-1-A4統一) (令2.10)

事例4

- 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」（89ページ参照）の提出が必要となります。

「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（69ページ参照）の適用を受けない場合には□にレ印を記入する必要はありません。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

事例4

令和 02 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

F D 4 7 3 5

提出用

第二表（令和2年分以降用）（第二表は必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

		受贈者の氏名		乙沢 花子					
次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。 (単位：円)									
相 続 時 精 算	特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。</small>		左の特定贈与者から取得した財産の明細		財産を取得した年月日				
	住所		種類	細目	利用区分・銘柄等				
	豊島区〇〇△丁目△番△号		土地	宅地	自用	数量			
	板橋区〇〇△丁目×番		86.50㎡	300,000	円	単価			
フリガナ		有価証券	上場株式等	〇〇株式会社	5,000株	290	円	倍	財産の価額
氏名		千代田区〇〇町×丁目×番×号		△△証券△△支店	令和 02 年 07 月 03 日				
乙沢 陽子		〇〇証券		△△支店	〇〇 25950000				
続柄		父 1、母 2、祖父 3		祖母 4、11~4以外 5		令和 02 年 10 月 16 日			
生年月日		3 11 . 01 . 10		明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4		〇〇 14500000			
財産の価額の合計額（課税価格）		23		〇〇 27400000					
特別控除額の計算		24		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇					
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）		25		〇〇 25000000					
特別控除額の残額（2,500万円-24）		26		〇〇 25000000					
特別控除額（23の金額と25の金額のいずれか低い金額）		27		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇					
翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円-24-26）		28		〇〇 24000000					
税額の計算		29		〇〇 4800000					
26の控除後の課税価格（23-26）【1,000円未満切捨て】		30		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇					
28に対する税額（28×20%）		31		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇					
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）		31		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇					
差引税額（29-30）		31		〇〇 〇〇 〇〇 〇〇					
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況		申告した税務署名		控除を受けた年分		受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）			
		署		平成 年分					
		署		平成 年分					
		署		平成 年分					
		署		平成 年分					

↑... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

- ◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

* 税務署整理欄	整理番号	〇〇〇〇	名簿	〇〇〇〇	届出番号	〇〇〇〇	—	〇〇〇〇
	財産細目コード	〇〇〇	確認					

\* 欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一) (令2.10)

相続時精算課税選択届出書

(令和2年分以降用)

事例4

令和 3 年 2 月 24 日 板橋 税務署長	住所 又は 居所	〒×××××××× 電話( ××× - ××× - ×××× ) 板橋区〇〇△丁目×番×号
	フリガナ	オツザワ ハナコ
	氏名 (生年月日)	乙沢 花子 (印) (大・昭・平 59 年 8 月 28 日)
	特定贈与者との続柄	孫

私は、下記の特定贈与者から令和 2 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	豊島区〇〇△丁目△番△号
フリガナ	オツザワ ヨウ コ
氏名	乙沢 陽子
生年月日	明・大・昭・平 11 年 1 月 10 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、相続時精算課税の適用を受けるときは、記入は要しません。

3 添付書類

次の書類が必要となります。  
 なお、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。  
 (書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

- (1) 受贈者の氏名、生年月日
- (2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(※) 1 租税特別措置法第70条の6の8(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7(相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

2 租税特別措置法第70条の7の5(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例)の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8(相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	(印)	電話番号	
-------	-----	------	--

※	税務署整理欄	届出番号	—	名簿						確認	
---	--------	------	---	----	--	--	--	--	--	----	--

※欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一)(令2.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

令和2年中に特定贈与者(6ページの3(注2)参照)の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときは、記入は要しません。

Q & A 相続時精算課税選択届出書は贈与者ごとに作成する必要がありますか。

問: 私は祖父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、祖父と母それぞれに作成しなければならないのでしょうか。

答: 祖父と母それぞれに作成する必要があります。相続時精算課税選択届出書は、贈与をした人ごとに作成しなければなりません。

## 令和2年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、令和2年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者は、昭和35年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成12年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ

(注) 1 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和35年1月3日以後に生まれた人の場合には、「令和2年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート」(57ページ又は59ページ参照)を使用してください。

2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(78ページ参照)又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(83ページ参照)の適用を受ける場合は、3の要件を満たさない場合であっても相続時精算課税の適用を受けることができます。「『非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例』のチェックシート」又は「『個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除』のチェックシート」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載)を併せて使用してください。

## 相続時精算課税の添付書類

相続時精算課税(69ページの「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を含みます。)の適用を新たに受ける場合(5ページの(ロ)の(注2)参照)には、相続時精算課税選択届出書に次の書類(贈与を受けた日以後に作成されたものに限りません。)を添付して提出しなければなりません。

### 添付書類

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

- (1) 受贈者の氏名、生年月日
- (2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(注)1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(83ページ参照)の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「(1)の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(78ページ参照)の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「(1)の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(注) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

### Q & A 不動産取得税はかかりますか。

問： 相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税(地方税)はかかるのでしょうか。

答： 贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税(地方税)はかかります。詳しくは都道府県税事務所にお尋ねください。



【事例5】住宅取得等資金の非課税を適用し暦年課税を選択する場合

私は、自分の住宅用の家屋の新築をするために、父から現金2,000万円の贈与を受けました。家屋の種類は、省エネ等住宅(67ページ参照)であり、その家屋の新築に係る契約を令和2年10月2日に締結し、同年中に完成し居住を始めています。この家屋の新築の対価の額に含まれる消費税等の税率は10%でした。この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税(注1)を適用し、「特例税率」(注2)を適用して暦年課税により申告します。なお、私は、父(札幌太郎)からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

- (注) 1 特例の概要については66ページを、「チェックシート」及び「添付書類」については53ページ及び54ページのA-1を参照してください。  
2 「特例税率」については、2ページを参照してください。

○ 国税庁ホームページを利用する場合

※ 手書きで作成する場合は、46ページへ

※ 非課税の適用要件チェック(その1) 画面へのアクセス方法については15~17ページを参照してください。

1 非課税の適用要件チェック(その1) 画面で、住宅取得等資金の非課税についての適用要件をチェックします。

事例5

非課税の適用要件チェック(その1) 当画面の入力例

※ このチェックは住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例における適用要件チェックを兼ねていません(下記1及び下記の項目1から項目3までについては、除きます。)

1 平成27年分から令和元年分までの「住宅取得等資金の非課税」の適用有無を選択してください。  
【必知】  
あなたは、平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか。  
 いいえ  はい

2 資金の使途について選択してください。  
【必知】  
住宅用の家屋の新築若しくは取得をしましたが、又は既に居住している家屋の増改築等を行いましたか。  
 新築又は取得  増改築等

3 特例適用要件チェック  
※ 既に特例の適用要件に該当することを確認済みの方(災害に関する税制上の措置の適用を受ける方を除きます。)、は、「特例適用要件確認済として次へ」をクリックしてください。  
下の要件の確認を省略した画面に進むことができます。

チェック	はい	いいえ
1 あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系単属(子や孫など)ですか。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
2 あなたの令和2年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下ですか。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
3 あなたは、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
4 新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築(これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をし、又はこれらの人から取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をしたものですか。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
5 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)(注1)をし、又は取得(その敷地の用に供される土地等の取得を含みます。)(注2)をし、贈与を受けた金額をその対価に充てましたか。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
6 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了(新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。)(注3)をし、又は住宅用の家屋の取得をしていますか。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
7 新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 新築又は取得をした住宅用の家屋の登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)を入力してください。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
8 住宅用の家屋の取得のための金銭の贈与を受けた方 【住宅用の家屋の「取得」をした人のみチェックしてください。】 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内(耐火建築物の場合は25年以内)に建築されたもの ※ 「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして「耐震基準適合証明書」などにより証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(上記の及び③のいずれにも該当しないものに限り)で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことに基づき「建築物の耐震改修の計画の認定申請書」などの申請書等に基づいて都道府県知事などに申請し、令和3年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことに基づき、「耐震基準適合証明書」などの証明書等により証明されたもの	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
9 贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限附帯控除者又は(同項第2号に掲げる非居住無制限附帯控除者である場合には、「はい」を選んでください。)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
10 あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合には、令和3年12月31日までに遷移なくその家屋に居住する見込みですか。)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>

平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告における「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無について、「いいえ」又は「はい」を選択してください。

住宅取得等資金の使途について、「新築又は取得」又は「増改築等」のどちらかを選択してください。

既に特例適用要件を確認済である場合は、「特例適用要件確認済として次へ」をクリックし、次の画面に進んでください。  
以降の質問事項のチェックを省略することができます。

※ 「災害に関する税制上の措置」の適用を受ける方は、「特例適用要件確認済として次へ」をクリックせず、適用要件の確認を行ってください。

特例適用要件を確認済でない場合は、質問事項について「はい」又は「いいえ」を選択してください。

入力が終わったら、「入力終了(次へ) >」をクリックしてください。

## ② 非課税の適用要件チェック（その2） 画面で、適用要件をチェックします。

非課税の適用要件チェック(その2) 当画面の入力例

1 住宅の種類についての入力

あなたが新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅に該当しますか？ **はい**  いいえ

2 契約年月日の入力

住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結をした年月日を入力してください。

住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結をした年月日 **令和 2年 10月 2日**

※ 平成の年分から令和元年までの贈与者の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた方の入力方法については、こちらをご参照ください。

上記で「平成21年4月1日以後」の日付を入力した方は、その住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率を選択してください。

消費税等の税率 **10%**  10%以外

3 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出についての入力

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、提出年月日及び提出先税務署名を選択してください。

(1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 **令和 3年 2月 28日**

(2) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した税務署 **都道府県:北海道 税務署名:札幌中**

< 戻る  入力内容をクリア  **入力終了(次へ) >**

贈与を受けた住宅取得等資金で、新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅に該当する場合は「はい」を、該当しない場合は「いいえ」を選択してください。

住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結をした年月日を入力してください。

住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率について、「10%」又は「10%以外」を選択してください。

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、提出年月日等の入力をしてください。

入力が終わったら、「**入力終了(次へ) >**」をクリックしてください。

## ③ 非課税の適用を受ける財産の入力 画面で、贈与者の氏名、住所、生年月日などを入力します。

非課税の適用を受ける財産の入力 (省エネ等住宅 特別住宅資金非課税限度額 1,500万円) 当画面の入力例

他の贈与者から受けた贈与についても住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、「取得財産の入力」画面又は後に表示される「取得財産の入力(非課税)」画面の「贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する」ボタンから入力してください。

入力方法、用語等についてお分かりにならない部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。

1 贈与者(財産をあげた方)の入力方法を選択してください。

● 新たに贈与者を登録する  
贈与者(財産をあげた方)について入力してください。

(1) 贈与者の氏名 フリガナ **【各全角カタ1文字以内】  
セイ: 伊藤君  
メイ: 花子**

(2) 贈与者の氏名 漢字 **【各全角0文字以内】  
姓: 伊藤  
名: 花子**

(3) 贈与者の住所 **【全角40文字以内】  
札幌市中央区△△△△×丁目×番×号**

(4) 贈与者の生年月日 **昭和 21年 5月 10日**

(5) 贈与者の続柄 **【その他は全角0文字以内】  
父**

2-1 財産を取得した日、金額等を入力してください。(1回目)

(1) 財産を贈与により取得した日 **令和 2年 9月 18日**

(2) 財産の所在地 **【全角40文字以内】  
札幌市中央区△△△△×丁目×番×号**

(3) 住宅取得等資金の金額 **【10桁以内】  
20,000,000円**

2-2 財産を取得した日、金額等を入力してください。(2回目以降)

(1) 財産を贈与により取得した日 **令和 2年 月 日**

(2) 財産の所在地 **【全角40文字以内】**

(3) 住宅取得等資金の金額 **【10桁以内】**

3 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を入力してください。

○特別住宅資金非課税限度額は 15,000,000 円です。

非課税の適用を受ける金額(最高1,500万円) **【10桁以内】  
15,000,000円**

※ 上記1の贈与者に係る金額のみ入力してください。

< 戻る  入力内容をクリア  **入力終了(次へ) >**

②の画面で入力した、住宅の種類、契約年月日及び消費税等の税率に応じて非課税限度額が異なります。

この事例では、住宅の種類は省エネ等住宅に該当し、契約年月日は令和2年10月2日であり、消費税等の税率は10%であることから、非課税限度額は1,500万円です。

贈与者(財産をあげた方)の氏名(フリガナ・漢字)、住所、生年月日及び続柄を入力(選択)してください。

贈与を受けた年月日を選択してください。

贈与を受けた財産の所在地を入力してください。財産の所在地には、預貯金の場合は金融機関の名称、支店名、所在地等を入力し、現金の場合には贈与者の住所を入力してください。

なお、財産の所在地が国外である場合には、チェックボックスをチェックします。

住宅取得等資金の金額を入力してください。

贈与者からの贈与により取得した住宅取得等資金について非課税の適用を受ける金額を入力してください。

この事例では1,500万円が限度となります。

入力が終わったら、「**入力終了(次へ) >**」をクリックしてください。



#### 4 課税制度選択 画面で、適用する課税制度をクリックします。

**課税制度選択**

取得した財産の金額について、住宅取得等資金の非課税適用後の残額がありますので、適用する課税制度を選択してください。  
 なお、今回の贈与者から令和元年分以前の年分に贈与により取得した財産について相続時精算課税の適用を受けている方は、「相続時精算課税」のボタンをクリックしてください。

**暦年課税** ← 暦年課税の適用を受ける場合は左のボタンをクリックしてください。

**相続時精算課税** ← 相続時精算課税の適用を受ける場合は左のボタンをクリックしてください。

< 戻る

入力を行った贈与者ごとに、住宅取得等資金の非課税適用後の残額（課税価格に算入される金額）について課税制度を選択します。  
 この事例では **暦年課税** を選択します。

今回の贈与者から贈与により取得した財産について、令和元年分以前の年分において相続時精算課税の適用を受けている方は、暦年課税の適用を受けられませんので **相続時精算課税** をクリックしてください。

#### 5 取得財産の入力（非課税） 画面で、入力内容を確認します。

**取得財産の入力(非課税)**

当画面の入力例

入力内容を確認してください。  
 取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受ける金額	課税価格に算入される金額 ※(非課税制度)	修正ボタン	削除ボタン
1	札幌 太郎	20,000,000円	15,000,000円	5,000,000円 暦年課税	修正	削除

贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する ← 他の贈与者から住宅取得等資金の贈与がある場合には、左のボタンをクリックしてください。

< 戻る (適用条件チェックへ)

**入力終了(次へ)>**

③及び④の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。  
 なお、**修正** 又は **削除** をクリックすることにより、入力内容の修正や削除ができます。

他の贈与者から住宅取得等資金の贈与がある場合は、**贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する** をクリックし、③の画面にて  **新たに贈与者を登録する** を選択した上で、同様に **入力済みの贈与者から追加する** を入力してください。

確認が終わったら、**入力終了(次へ)>** をクリックしてください。

#### 6 取得財産の入力 画面で、非課税の適用を受ける財産以外の財産がある場合は、追加で入力します。

**取得財産の入力**

当画面の入力例

入力内容を確認してください。  
 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。  
 該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。  
 取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受ける金額	課税価格に算入される金額 選択した課税制度	修正ボタン	削除ボタン
1	札幌 太郎	20,000,000円	15,000,000円	5,000,000円 暦年課税	修正	削除

贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する

上の入力結果表に表示されている項目以外を修正する場合は右のボタンをクリックしてください。 **修正(適用条件チェックへ)**

**一般の贈与の入力結果表**

No	贈与者	財産区分	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	札幌 太郎	特別贈与財産	令和2年9月18日	現金、預貯金等	5,000,000円 円	修正	削除
2							

贈与者を追加する

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

**配偶者控除の適用を受ける財産** (配偶者控除額 最高2,000万円) ← 配偶者控除の特例(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

**相続時精算課税の適用を受ける財産** (特別控除額 最高2,500万円) ← 相続時精算課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与後の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り適用することができます。

< 戻る (提出方法の選択等へ)

入力データの一時保存 (作業を中断する場合は)

**入力終了(次へ)>**

一般の贈与（暦年課税）の財産を入力する場合には、**贈与者を追加する** をクリックします。

贈与税の配偶者控除の特例（65ページ参照）の適用を受ける財産を追加入力する場合には、**配偶者控除の適用を受ける財産** (配偶者控除額 最高2,000万円) をクリックします。

相続時精算課税（4ページ参照）の適用を受ける財産を追加入力する場合には、**相続時精算課税の適用を受ける財産** (特別控除額 最高2,500万円) をクリックします。

確認が終わったら、**入力終了(次へ)>** をクリックしてください。

事例5

**7 贈与税額計算結果表示** 画面で、贈与税額の計算結果を確認します。

**贈与税額計算結果表示**

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。  
 暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

取得した財産の明細		財産を取得した年月日
種別 / 科目 / 新旧区分 / 受取先		前高所得年
現金、預貯金等 / 現金、預貯金等 / 住宅取得等資金		令和2年9月18日
		5,000,000円
		円
特別贈与財産の	特別贈与財産の価額の合計額 (1)	5,000,000円
		円
		円
一般贈与財産の		
一般贈与財産の価額の合計額 (2)		円
		円
配偶者控除額 (3)		円
暦年課税分の課税価格の合計額 (4)		5,000,000円
基礎控除額 (5)		1,100,000円
(5)の控除後の課税価格 (6)		3,900,000円
(6)に対する税額 (7)		485,000円
外国税額の控除額 (8)		円
医療法人持分税額控除額 (9)		円
差し税額 (10)		485,000円
相続時精算課税分		
相続時精算課税分の課税価格の合計額 (11)		円
相続時精算課税分の差し税額の合計額 (12)		円
農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特別株式等の納税猶予、医療法人持分納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「猶予税額の入力」ボタンをクリックし、納税猶予税額を入力してください。		
課税価格の合計額 (13)		5,000,000円
差し税額の合計額 (14)		485,000円
農地等納税猶予税額 (15)		円
株式等納税猶予税額 (16)		円
特別株式等納税猶予税額 (17)		円
医療法人持分納税猶予税額 (18)		円
事業用資産納税猶予税額 (19)		円
申告期限までに納付すべき税額 (20)		485,000円

あなたが令和3年3月15日(月)までに納付すべき令和2年分の贈与税額は  
 485,000円です。

< 戻る      入力データの一時保存 (作業を中断する場合)      **入力終了(次へ) >**

住宅取得等資金の非課税の適用後の残額について選択した課税制度に基づく計算結果が表示されているか確認してください。  
 この事例では暦年課税を適用し、特例税率を適用して計算した贈与税額が表示されます。

**計算結果の確認** をクリックすると、(7)欄の「(6)に対する税額」の計算方法等が確認できます。この事例では、「特例税率」を適用して計算された贈与税額が表示されます。

**住宅取得等資金の非課税の計算結果を見る** をクリックすると、住宅取得等資金の非課税の計算明細書を確認することができます。

確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

**ご注意ください**  
 贈与税額が0円であっても、  
**住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には、期限内申告が必要です。**

事例5

**8 住所・氏名等の入力** 画面で、  
 住所・氏名・マイナンバー（個人番号）などを入力します。  
 (27ページ参照)

Ⅱ 画面の案内に従って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署に提出してください。



○ 手書きで作成する場合

札幌中 税務署長  
3年2月24日提出

令和02年分贈与税の申告書(兼贈与税の額)  
(の計算明細書)

F D 4 7 2 8

提出用 事務受付用 明治1 大正2 昭和3 平成4 令和5	住所	〒XXXX-XXXX (電話 XXX-XXXX-XXXX) 札幌市中央区△△条△丁目×番×号	税務署整理欄(記入しないでください)	整理番号		名簿	
	フリガナ	サツホロシロウ	補完			事案	
	氏名	札幌 史郎	申告書提出年月日			短期確認	
	個人番号又は法人番号	XXXXXXXXXX	災害等延長年月日			処理	
	生年月日	351.08.08	出国年月日			訂正	
	職業	会社員	死亡年月日			作成券枚数	

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

I 暦年課税	i 特例贈与財産分	私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。	取得した財産の明細	財産を取得した年月日	令和02年09月18日
	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点(・)や中濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間一字空けて記入してください。	種類	金額	単位	備考
	住所 フリガナ 氏名 生年月日 続柄 住所 フリガナ 氏名 生年月日 続柄	現金・預貯金等 現金・預貯金等 現金(住宅取得等資金)	円	倍	過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。
特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)		①	円		5000000
II 一般贈与財産分	ii 一般贈与財産分	私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)	配偶者控除額	(最高2,000万円)	円
	住所 フリガナ 氏名 生年月日 続柄 住所 フリガナ 氏名 生年月日 続柄				
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)		②	円		
配偶者控除額		③	円		

転記します。(注)④又は④が0の場合には「I 暦年課税分」に記入する必要はありません。

I 暦年課税	【合計欄】		暦年課税分(③の控除後の課税価格)	(単位:円)
	④	円	5000000	
	⑤	円	1100000	
	⑥	円	3900000	
	⑦	円	485000	
	⑧	円		
	⑨	円		
	⑩	円	485000	
	⑪	円		
	⑫	円		
III 合計	⑬	円	5000000	
	⑭	円	485000	
	⑮	円		
	⑯	円		
	⑰	円		
	⑱	円		
	⑲	円		
	⑳	円	485000	
	㉑	円		
	㉒	円		

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、87、88ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」を活用ください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有  通信日付印  
 税理士法第33条の2の書面提出有  確認者印

(資5-10-1-1-A4統一) (令2.10)

事例5

令和2年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

F D 4 7 4 6

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

非課税限度額(住宅資金非課税限度額、特別住宅資金非課税限度額)は66ページを参照してください。

事例5

提出用

受贈者の氏名		札幌 史郎	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。			
<input checked="" type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者の続柄・生年月日 (フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一文字空けて記入してください。)	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
住所 札幌市中央区△△条×丁目×番×号	札幌市中央区△△条×丁目×番×号	令和 02 年 09 月 18 日 20000000	
フリガナ 氏名 サツホ ロタロウ	氏名 札幌 太郎	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
生年月日 3 2 1 0 5 1 0	続柄 1 (直系尊属) 2 父母 3 祖父母 4 父母上記以外 5 (5)の場合に記入します	住宅取得等資金の合計額 32 20000000	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者の続柄・生年月日 (フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一文字空けて記入してください。)	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
住所		令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
フリガナ 氏名	氏名	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
生年月日	続柄	住宅取得等資金の合計額 33	
住宅資金非課税限度額(注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	34
住宅資金非課税限度額の残額(34-35)	平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)		35
特別住宅資金非課税限度額(注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 02 年 10 月 02 日	37
特別住宅資金非課税限度額の残額(37-38)	令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)		38
②のうち非課税の適用を受ける金額			40
③のうち非課税の適用を受ける金額			41
非課税の適用を受ける金額の合計額(40+41) (36)の金額と(39)の金額の合計額を限度とします。			42
②のうち課税価格に算入される金額(32-40) (32に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)			43
③のうち課税価格に算入される金額(33-41) (33に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)			44

第一表の二 (令和2年分用) (第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和2年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	3・2・24	提出した税務署	札幌中 税務署
----------------------------	--------	---------	---------

- (注2) 非課税限度額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
- (注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
- (注4) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

\* 欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A4統一)(令2.10)

(注)「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額

ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

**【事例6】住宅取得等資金の非課税と住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例を適用する場合**

私は、自分の住宅用の家屋の新築をするために、父から現金3,300万円の贈与を受けました。家屋の種類は、省エネ等住宅(67ページ参照)であり、その家屋の新築に係る契約を令和2年4月13日に締結し、同年中に完成し居住を始めています。この家屋の新築の対価の額に含まれる消費税等の税率は10%ではありませんでした。この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税(注)を適用し、相続時精算課税を選択します。父は60歳未満であるため、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。

(注) 特例の概要については66ページ及び69ページを、「チェックシート」及び「添付書類」については53ページ及び54ページの(A)-1と57ページ及び58ページの(B)-1を参照してください。

名古屋北 税務署長  
3年2月18日提出

令和02年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書)

FD4728

提出用 事務受付印 明治1 大正2 昭和3 平成4 令和5	住所	〒xxxx-xxxx (電話 xxx - xxx - xxxx) 名古屋市北区〇〇丁目×番×号	整理番号		名簿	
	フリガナ	ナゴヤイチロウ	補完		事業	
	氏名	名古屋 一郎	申告書提出年月日		財産目録コード	
	個人番号又は法人番号	XXXXXXXXXX	災害等延長年月日		短期	
	生年月日	3620101	死亡年月日		短期	

第一表 (令和2年分以降用)

I 暦年課税分	特例贈与財産分	住所	令和 年 月 日
		氏名	父 姓 名
I 暦年課税分	一般贈与財産分	住所	令和 年 月 日
		氏名	父 姓 名
特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)		①	
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)		②	
配偶者控除額(右の事実該当する場合には、... <input type="checkbox"/> 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)		③	

暦年課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

II 相続時精算課税分	暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③)	④	
	基礎控除額	⑤	11000000
	⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	
	⑥に対する税額(贈与税の速算表を使用して計算します。)	⑦	
	外国税額の控除額	⑧	
	医療法人持分税額控除額	⑨	
	差引税額	⑩	
	相続時精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額)	⑪	23000000
	相続時精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額)	⑫	0
	課税価格の合計額(①+②+①)	⑬	23000000
	差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩+⑫)	⑭	0
	農地等納税額	⑮	0
株式等納税額	⑯	0	
特例株式等納税額	⑰	0	
医療法人持分納税額	⑱	0	
事業用資産納税額	⑲	0	
申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)	⑳	0	
差引税額の合計額(納付すべき税額の増加額)	㉑	0	
申告期限までに納付すべき税額の増加額	㉒	0	

申告書第二表の⑳(50ページ参照)から転記します。

申告書第二表の㉑(50ページ参照)から転記します。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有  
 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印  
確認者印

事例6

令和2年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

FD4746

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

非課税限度額 (住宅資金非課税限度額、特別住宅資金非課税限度額) は66ページを参照してください。

申告書第二表の財産の価額 (50ページ参照) に転記します。

提出用

税務文付 税印		受贈者の氏名	名古屋 一郎
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
住所 名古屋市北区〇〇丁目×番×号	名古屋市北区〇〇丁目×番×号	令和02年06月06日	0330000000
フリガナ 氏名 名古屋 吾郎	続柄 1 (直系尊属) 1 父 2 母 3 祖 父 4 祖 母 5 上記以外	令和 年 月 日	
生年月日 337.03.05			
明治1 大正2 昭和3 平成4	住宅取得等資金の合計額	32	0330000000
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
住所		令和 年 月 日	
フリガナ 氏名	続柄 1 (直系尊属) 1 父 2 母 3 祖 父 4 祖 母 5 上記以外	令和 年 月 日	
生年月日			
明治1 大正2 昭和3 平成4	住宅取得等資金の合計額	33	
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額(注2) 新築・取得・増改築等に 係る契約年月日 平成 02 年 04 月 13 日	34	0100000000
	平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)	35	
	住宅資金非課税限度額の残額(34-35)	36	0100000000
	特別住宅資金非課税限度額(注2) 新築・取得・増改築等に 係る契約年月日 平成 年 月 日	37	
	令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)	38	
	特別住宅資金非課税限度額の残額(37-38)	39	
贈与者別の非課税の計算	32のうち非課税の適用を受ける金額	40	0100000000
	33のうち非課税の適用を受ける金額	41	
	非課税の適用を受ける金額の合計額(40+41) (36の金額と39の金額の合計額を限度とします。)	42	0100000000
贈与される金額の計算	32のうち課税価格に算入される金額(32-40) (32に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	43	0230000000
	33のうち課税価格に算入される金額(33-41) (33に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	44	

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和2年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	3・2・18	提出した税務署	名古屋北 税務署
----------------------------	--------	---------	----------

- (注2) 非課税限度額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
- (注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
- (注4) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

\* 欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A4統-) (令2.10)

(注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。  
 ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。  
 ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)  
 ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額  
 ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

事例6



- 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第一表の二（「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人のみ）及び第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」（89ページ参照）の提出が必要となります。
- 申告書第二表は、特定贈与者（6ページの3（注2）参照）ごとに作成します。

令和02年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

F D 4 7 3 5

提出用	税務受印		受贈者の氏名 <b>名古屋 一郎</b>				
	次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税の特例の適用を受けます。 (単位：円)						
相続時精算課税	特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>フリガナの濁点(〃)や半濁点(〃)は半分とし、姓と名の間は一文字空けて記入してください。</small>		左の特定贈与者から取得した財産の明細		財産を取得した年月日		
	住所	種類	細目	利用区分・続柄等	数量	単価	財産の価額
		所在場所等	固定資産税評価額	倍数			
	住所	現金・預貯金等	現金・預貯金等	(住宅取得等資金)			令和02年06月06日
	フリガナ	申告書第一表の二のとおり					23000000
	氏名	名古屋 吾郎					令和〇〇年〇〇月〇〇日
	続柄	<input type="checkbox"/> 父①、母②、祖父③ <input type="checkbox"/> 祖母④、①～④以外⑤					令和〇〇年〇〇月〇〇日
	生年月日	<input type="checkbox"/> 明治①、大正②、昭和③、平成④					〇〇〇〇〇〇〇〇
	財産の価額の合計額（課税価格）			⑳	23000000		
	特別控除額の計算			㉑	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）		〇〇〇〇〇〇〇
特別控除額の残額（2,500万円-㉑）			㉒	25000000			
特別控除額（㉒の金額と㉓の金額のいずれか低い金額）			㉓	23000000			
翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円-㉓）			㉔	20000000			
㉓の控除後の課税価格（㉓-㉔）【1,000円未満切捨て】			㉕	000			
㉕に対する税額（㉕×20%）			㉖	000			
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）			㉗	000			
差引税額（㉕-㉖）			㉘	000			
税分	上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況		申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）		
	署	平成	年分				
	署	平成	年分				
	署	平成	年分				

「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合には、□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

申告書第一表の二の④（49ページ参照）から転記します。

申告書第一表の⑪（48ページ参照）に転記します。

申告書第一表の⑫（48ページ参照）に転記します。

↑... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

○ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

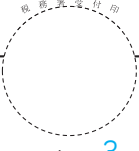
* 税務署整理欄	整理番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	名簿	〇〇〇〇〇〇〇〇	届出番号	〇〇〇〇〇〇	-	〇〇〇〇〇〇
	財産細目コード	〇〇〇〇〇〇〇〇	確認					

\* 欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一)(令2.10)

相続時精算課税選択届出書

(令和2年分以降用)

 令和 3 年 2 月 18 日 名古屋北 税務署長	住所 又は 居所	〒×××-××××電話(×××-×××-××××) 名古屋市北区〇〇丁目×番×号
	フリガナ	ナゴヤ イチロウ
	氏名 (生年月日)	名古屋 一郎 (印) (大・昭・平 62 年 1 月 1 日)
	特定贈与者との続柄	長男

私は、下記の特定贈与者から令和 2 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	名古屋市北区〇〇丁目×番×号
フリガナ	ナゴヤ ゴロウ
氏名	名古屋 吾郎
生年月日	明・大・昭・平 37 年 3 月 5 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 添付書類

次の書類が必要となります。

なお、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

- (1) 受贈者の氏名、生年月日
- (2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(※) 1 租税特別措置法第70条の6の8((個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除))の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

2 租税特別措置法第70条の7の5((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例))の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	(印)	電話番号	
-------	-----	------	--

※ 税務署整理欄	届出番号	-	名簿							確認
----------	------	---	----	--	--	--	--	--	--	----

※欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一)(令2.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

令和2年中に特定贈与者(6ページの3(注2)参照)の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

事例6

これらの事例のほか、

- ・ 農地等についての納税猶予及び免除の特例(暦年課税)を適用する場合
- ・ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例を適用し暦年課税を選択する場合

に関する申告書の作成例や提出書類のチェックシートなどを国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。

○ 住宅取得等資金の贈与税の特例に係る「チェックシート」及び「添付書類」の区分

下に掲げる表の区分に応じて使用するチェックシートが異なります。なお、各特例のチェックシートの裏面には、その適用に必要な書類の一覧が記載されています。また、震災に係る住宅取得等資金の非課税を適用する場合には、「㉔震災に係る住宅取得等資金の非課税」の「チェックシート」及び「添付書類」を使用しますので、詳しくは税務署にお尋ねください。なお、㉔のチェックシートは国税庁ホームページに掲載しています。

「㉑住宅取得等資金の非課税」の概要については66ページを、「㉒住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の概要については69ページを、「㉔震災に係る住宅取得等資金の非課税」の概要については71ページを参照してください。

適用を受けようとする特例の種類  住宅用の家屋の取得等の態様	㉑ 住宅取得等資金の非課税	㉒ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例
	〔非課税限度額については、66ページを参照してください。〕	〔贈与者が60歳未満であっても相続時精算課税を選択できる特例です。〕
	㉓ ㉑の適用に係る災害に関する税制上の措置	㉔ ㉒の適用に係る災害に関する税制上の措置
	〔下の※を参照してください。〕	〔下の※を参照してください。〕
新築 〔請負契約（注文住宅）などにより住宅用の家屋を新築した場合〕	㉑-1 (53ページ)	㉒-1 (57ページ)
取得 〔建売住宅や分譲マンションを売買契約などにより住宅用の家屋として購入した場合〕	㉑-1 (53ページ)	㉒-1 (57ページ) + ㉓-1 (61ページ)
増改築等 〔住宅用の家屋に対して増築又は改築などの工事をした場合〕	㉑-2 (55ページ)	㉒-2 (59ページ) + ㉓-2 (63ページ)

- (注) 1 「新築」には、令和3年3月15日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和3年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。
- 3 「増改築等」には、令和3年3月15日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 4 「㉑住宅取得等資金の非課税」又は「㉔震災に係る住宅取得等資金の非課税」と「㉒住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」とを併用して適用する場合には、それぞれの特例用のチェックシートによりチェック項目や添付書類を確認する必要があります。

※ 「㉓住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」の概要

「㉑住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人が次の①若しくは②に該当することとなった場合又は「㉒住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」若しくは「㉔震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人が次の②に該当することとなった場合には、各特例の適用要件が一部緩和されます。詳しくは、各特例の概要（66ページから72ページまで）を参照してください。

- ① 平成21年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合
- ② 令和2年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合
  - イ 令和3年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等ができなかった場合
  - ロ 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合

令和2年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **A-1 新築又は取得用**

このチェックシートは、令和2年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「12」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、61ページの「令和2年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシートC-1 **新築又は取得用**」（以下「チェックシートC-1」といいます。）を併せてご使用ください。

- ① 平成21年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合
  - ② 令和2年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合
    - イ 令和3年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合
    - ロ 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合
- ※1 上記①に該当する人の「『非課税限度額』に関する事項」は、チェックシートC-1で確認してください。  
 ※2 上記②イに該当する人は、「『住宅用の家屋の新築又は取得』に関する事項」の「取得をした」を「取得をする」に、「『非課税限度額』に関する事項」の「『No.12』に掲げる書類により証明されたもの」を「『No.12』に掲げる書類により証明される見込みであるもの」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成12年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたの令和2年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	はい

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
6	令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
7	令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋の取得をしていますか。 (注) 1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和3年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。 3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する（共有持分を有する場合も含まれます。）ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。	はい	いいえ
8	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
9	【住宅用の家屋の「取得」をした人のみ記入してください。】 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内（耐火建築物の場合は25年以内）に建築されたもの (注) 「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして54ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。)で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき54ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和3年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、54ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の③の証明書等により証明がされたもの	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

10	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの者の概要については10ページをご覧ください。	はい	いいえ
11	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和3年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	はい	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

12	右表の契約の締結日の区分に応じた非課税限度額を○で囲んでください。 (注) 「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、54ページの「添付書類一覧A-1」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。	住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結日	イ 右のロ以外の場合		ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合	
			省エネ等住宅	左記以外の住宅	省エネ等住宅	左記以外の住宅
		平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円		
		平成28年1月1日から平成31年3月31日まで	1,200万円	700万円		
		平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	1,200万円	700万円	3,000万円	2,500万円
	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	1,000万円	500万円	1,500万円	1,000万円	

(注) 次の場合に該当する場合には、このチェックシートの「No.12」の「非課税限度額」と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。  
 ・ 平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている場合  
 ・ 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約が2以上あるとき

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。



令和2年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **A-1** **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、令和2年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.1～12」は、53ページのチェックシートA-1の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1	○ <b>受贈者の戸籍の謄本</b> などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	<input type="checkbox"/>
3	○ <b>源泉徴収票</b> など令和2年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	<input type="checkbox"/>
4	平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告書の控えなどで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確認してください。（注）添付書類として提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5・12	○ 住宅用の家屋の <b>新築に係る工事の請負契約書の写し</b> や <b>売買契約書の写し</b> などで次の内容を明らかにする書類 ① 新築に係る契約又は取得の相手方（新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。） ② 新築又は取得に係る契約の締結をした年月日 ③ 新築又は取得に係る対価等の額及びこれらの額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額（新築又は取得に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合のみ必要となります。）	<input type="checkbox"/>																									
7・8・9	<p><b>【令和3年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】</b></p> <p>① <b>住宅用の家屋に関する登記事項証明書</b>                      (注)1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。                      2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。</p> <p>② 次に掲げる<b>いずれか</b>の書類（取得した家屋が、チェックシートA-1の「9」の③に該当する場合のみ必要となります。）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">a</td> <td style="width:45%;">耐震基準適合証明書</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">b</td> <td>建設住宅性能評価書の写し</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">c</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注)1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限り、                      2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の前2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り、                      3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の前2年以内に締結されたものに限り。</p> <p>③ 次に掲げる<b>いずれか</b>の申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等（取得した家屋が、チェックシートA-1の「9」の④に該当する場合のみ必要となります。）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;"></th> <th style="width:45%;">申請書等</th> <th style="width:50%;">証明書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">a</td> <td>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</td> <td>耐震基準適合証明書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">b</td> <td>耐震基準適合証明申請書（仮申請書）</td> <td>耐震基準適合証明書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">c</td> <td>建設住宅性能評価申請書（仮申請書）</td> <td>建設住宅性能評価書の写し</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">d</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限り、証明書等は、令和3年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限り、                      2 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り。</p>	a	耐震基準適合証明書		b	建設住宅性能評価書の写し		c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類			申請書等	証明書等	a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書	b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書	c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し	d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類	<p><b>【令和3年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】</b></p> <p>① <b>新築に係る工事の請負契約書の写し</b>などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類</p> <p>② <b>新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類</b>（工事の完了予定年月の記載があるものに限り）</p> <p>③ <b>新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</b></p>	<input type="checkbox"/>
a	耐震基準適合証明書																										
b	建設住宅性能評価書の写し																										
c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類																										
	申請書等	証明書等																									
a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書																									
b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書																									
c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し																									
d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類																									

○「受贈者の居住」に関する事項

11	<p><b>【令和3年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】</b></p> <p>① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類</p> <p>② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
----	--	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

12	<p><b>【新築又は取得した住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】</b></p> <p><b>【令和3年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】</b></p> <p>○ 次に掲げる<b>いずれか</b>の書類</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">a</td> <td style="width:45%;">住宅性能証明書</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">b</td> <td>建設住宅性能評価書の写し</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">c</td> <td>①及び②の書類</td> <td>① 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定長期優良住宅建築証明書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">d</td> <td>①及び②の書類</td> <td>① 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定低炭素住宅建築証明書</td> </tr> </table> <p>(注)1 「住宅性能証明書」は、建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得の場合には、その家屋の取得の前2年以内又は取得の日以降にその証明のための家屋の調査が終了したものに限り、                      2 「建設住宅性能評価書の写し」は、次に掲げるもののいずれかの性能を有することが証明されるものに限り、                      3 c及びdについては、新築又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得の場合に限り。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">①断熱等性能等級4 ②一次エネルギー消費量等級4又は5 ③耐震等級2又は3 ④免震建築物</td> <td style="width:50%;">⑤高齢者等配慮対策等級3、4又は5</td> </tr> </table>	a	住宅性能証明書		b	建設住宅性能評価書の写し		c	①及び②の書類	① 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定長期優良住宅建築証明書	d	①及び②の書類	① 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定低炭素住宅建築証明書	①断熱等性能等級4 ②一次エネルギー消費量等級4又は5 ③耐震等級2又は3 ④免震建築物	⑤高齢者等配慮対策等級3、4又は5	<p><b>【令和3年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】</b></p> <p>○ <b>新築をした住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</b></p>	<input type="checkbox"/>
a	住宅性能証明書																
b	建設住宅性能評価書の写し																
c	①及び②の書類	① 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定長期優良住宅建築証明書															
d	①及び②の書類	① 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し ② 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定低炭素住宅建築証明書															
①断熱等性能等級4 ②一次エネルギー消費量等級4又は5 ③耐震等級2又は3 ④免震建築物	⑤高齢者等配慮対策等級3、4又は5																

令和 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ

受贈者の氏名：

令和2年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **A-2 増改築等用**

このチェックシートは、令和2年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「13」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、63ページの「令和2年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシート◎-2『増改築等用』（以下「チェックシート◎-2」といいます。）を併せてご使用ください。

- ① 平成21年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合
- ② 令和2年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合
  - イ 令和3年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の増改築等ができなかった場合
  - ロ 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合
    - ※1 上記①に該当する人の「『非課税限度額』に関する事項」は、チェックシート◎-2で確認してください。
    - ※2 上記②イに該当する人は、「『住宅用の家屋の増改築等』に関する事項」の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「工事に要した」を「工事に要する」に、「『非課税限度額』に関する事項」の「No.13」に掲げる書類により証明されたものを「No.13」に掲げる書類により証明される見込みであるものに代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成12年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたの令和2年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	はい

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
6	令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
7	令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
8	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
9	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、56ページの「添付書類一覧A-2」の「No.9」に掲げる書類により証明されたものですか。	はい	いいえ
10	増改築等に係る工事に要した費用の額は100万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

11	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか <sup>(注)</sup> 。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの者の概要については10ページをご覧ください。	はい	いいえ
12	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和3年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	はい	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

13	右表の契約の締結日の区分に応じた非課税限度額を○で囲んでください。	住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結日	イ 右のロ以外の場合		ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合	
	(注) 「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、56ページの「添付書類一覧A-2」の「No.13」に掲げる書類により証明されたものをいいます。		省エネ等住宅	左記以外の住宅	省エネ等住宅	左記以外の住宅
		平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円		
		平成28年1月1日から平成31年3月31日まで	1,200万円	700万円		
		平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	1,200万円	700万円	3,000万円	2,500万円
		令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	1,000万円	500万円	1,500万円	1,000万円

(注) 次の場合に該当する場合には、このチェックシートの「No.13」の「非課税限度額」と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。  
 ・ 平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている場合  
 ・ 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約が2以上あるとき

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

令和2年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **A-2** **増改築等用**

この添付書類一覧は、令和2年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.1～13」は、55ページのチェックシートA-2の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1	○ <b>受贈者の戸籍の謄本</b> などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	<input type="checkbox"/>
3	○ <b>源泉徴収票</b> など令和2年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	<input type="checkbox"/>
4	平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告書の控えなどで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確認してください。 (注) 添付書類として提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5 13	○ 住宅用の家屋の <b>増改築等に係る工事の請負契約書の写し</b> などで次の内容を明らかにする書類 ① 増改築等に係る工事の契約の相手方（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。） ② 増改築等に係る工事の契約の締結をした年月日 ③ 増改築等に係る対価等の額及びこれらの額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額（増改築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合のみ必要となります。）	<input type="checkbox"/>
7 8	【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ <b>住宅用の家屋に関する登記事項証明書</b> (注)1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取付したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。	<input type="checkbox"/>
9	【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げる <b>いずれか</b> の書類 a <b>確認済証の写し</b> b <b>検査済証の写し</b> c <b>増改築等工事証明書（注）</b> (注) 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。	<input type="checkbox"/>
10	【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ <b>増改築等に係る工事の請負契約書の写し</b> などでその増改築等に係る工事が完了した年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの	<input type="checkbox"/>

○「受贈者の居住」に関する事項

12	【令和3年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	<input type="checkbox"/>
----	--	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

13	【増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】 【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げる <b>いずれか</b> の書類 a <b>住宅性能証明書</b> b <b>建設住宅性能評価書の写し</b> c <b>増改築等工事証明書</b> (注) 「増改築等工事証明書」は、増改築等に係る工事が住宅用の家屋を省エネ等住宅の基準に適合させるためのものであることについて証明されたものに限ります。	<input type="checkbox"/>
----	--	--------------------------

令和 年 月 日

受贈者の住所： \_\_\_\_\_ 受贈者の氏名： \_\_\_\_\_ フリガナ



令和2年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」のチェックシート⑧-1 **新築又は取得用**

このチェックシートは、令和2年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、61ページの「令和2年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシート⑨-1 **新築又は取得用**」を併せてご使用ください。

- ① 令和3年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合
- ② 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした場合

※ 上記①に該当する人は、『住宅用の家屋の新築又は取得』に関する事項の「取得をした」を「取得をする」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成12年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
4	令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
5	令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋の取得をしていますか。 (注) 1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和3年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。 3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する（共有持分を有する場合も含まれます。）ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。	はい	いいえ
6	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240㎡以下）がありますのでご注意ください。	はい	いいえ
7	<b>【住宅用の家屋の「取得」をした人のみ記入してください。】</b> 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内（耐火建築物の場合は25年以内）に建築されたもの (注) 「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして58ページの「添付書類一覧⑧-1」の「No.5・6・7」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋（上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。）で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき58ページの「添付書類一覧⑧-1」の「No.5・6・7」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和3年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、58ページの「添付書類一覧⑧-1」の「No.5・6・7」の③の証明書等により証明がされたもの	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

8	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの者の概要については10ページをご覧ください。	はい	いいえ
9	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和3年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	はい	いいえ

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。



令和2年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の添付書類一覧 ㊟-1 **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、令和2年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No.1～9」は、57ページのチェックシート㊟-1の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ <b>受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本</b> などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋の <b>新築に係る工事の請負契約書の写し</b> や <b>売買契約書の写し</b> など、新築に係る契約又は取得の相手方（新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類 (注) 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------

【令和3年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】

① **住宅用の家屋に関する登記事項証明書**

(注)1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。  
2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取  
得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。

② 次に掲げる**いずれか**の書類（取得した家屋が、チェックシート㊟-1の「7」の③に該当する場合のみ必要となります。）

a	<b>耐震基準適合証明書</b>
b	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>
c	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b>

(注)1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。

2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の前2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限ります。

3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の前2年以内に締結されたものに限ります。

③ 次に掲げる**いずれか**の申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等（取得した家屋が、チェックシート㊟-1の「7」の④に該当する場合のみ必要となります。）

	申請書等	証明書等
a	<b>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</b>	<b>耐震基準適合証明書</b>
b	<b>耐震基準適合証明申請書（仮申請書）</b>	<b>耐震基準適合証明書</b>
c	<b>建設住宅性能評価申請書（仮申請書）</b>	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>
d	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</b>	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b>

(注)1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限ります。

2 証明書等は、令和3年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限ります。

3 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限ります。

【令和3年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】

① **新築に係る工事の請負契約書の写し**などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類

② **新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類**（工事の完了予定年月の記載があるものに限ります。）

③ **新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類**

○「受贈者の居住」に関する事項

9	【令和3年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------

◎ その他に必要な添付書類

10	○ <b>相続時精算課税選択届出書</b>	<input type="checkbox"/>
----	-----------------------	--------------------------

令和 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ  
受贈者の氏名：

このチェックシートは、令和2年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、63ページの「令和2年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシート㉔-2増改築等用」を併せてご使用ください。

- ① 令和3年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の増改築等ができなかった場合
  - ② 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした場合
- ※ 上記①に該当する人は、『住宅用の家屋の増改築等』に関する事項の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「工事に要した」を「工事に要する」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成12年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
4	令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
5	令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
6	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240㎡以下）がありますのでご注意ください。	はい	いいえ
7	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、60ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.7」に掲げる書類により証明されたものですか。	はい	いいえ
8	増改築等に係る工事に要した費用の額は100万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

9	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの者の概要については10ページをご覧ください。	はい	いいえ
10	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和3年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	はい	いいえ

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

この添付書類一覧は、令和2年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No.1～10」は、59ページのチェックシート⑤-2の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ 受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日	<input type="checkbox"/>
2	② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋の増改築等に係る工事の請負契約書の写しなど増改築等に係る契約の相手方（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>						
5 6	<p>【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>○ 住宅用の家屋に関する登記事項証明書                      (注)1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。                      2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取付したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>						
7	<p>【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>○ 次に掲げるいずれかの書類</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>a</td> <td>確認済証の写し</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>検査済証の写し</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>増改築等工事証明書（注）</td> </tr> </table> <p>(注) 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。</p>	a	確認済証の写し	b	検査済証の写し	c	増改築等工事証明書（注）	<input type="checkbox"/>
a	確認済証の写し							
b	検査済証の写し							
c	増改築等工事証明書（注）							
8	<p>【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>○ 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの</p>	<input type="checkbox"/>						

○「受贈者の居住」に関する事項

10	<p>【令和3年3月15日までに居住していないのみチェックしてください。】</p> <p>① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類                      ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
----	--	--------------------------

◎ その他に必要な添付書類

11	○ 相続時精算課税選択届出書	<input type="checkbox"/>
----	----------------	--------------------------

令和 年 月 日  
 受贈者の住所： \_\_\_\_\_ フリガナ 受贈者の氏名： \_\_\_\_\_



このチェックシートは、「住宅取得等資金の非課税」、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」又は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」（以下、これらの3つの特例を「住宅取得等資金の贈与税の特例」といいます。）の適用を受ける人が、住宅取得等資金の贈与税の特例の災害に関する税制上の措置を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。ただし、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがある人が過去に災害に関する税制上の措置の適用を受けている場合には、要件が異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

なお、このチェックシートは**住宅用の新築又は取得をした人又はする人**を対象としています。

**(1) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合**

53ページの「令和2年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート④-1」（以下「チェックシート④-1」といいます。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「4、6、7、9、11、12」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「6」のチェック項目は除きます。）には、原則として「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

**(2) 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合**

57ページの「令和2年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート⑤-1」（以下「チェックシート⑤-1」といいます。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「4、5、7、9」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けることができます。

**(3) 「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合**

「令和2年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート⑥-1」（以下「チェックシート⑥-1」といいます。）及び「チェックシート④-1」（「チェックシート⑥-1」において確認した項目に限ります。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「チェックシート④-1」の「6、7、11」及び「チェックシート⑥-1」の「7、8、9」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

※ 「チェックシート⑥-1」は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】でご確認ください。

該当する回答を○で囲んでください

**○「受贈者」に関する事項**

1	【「チェックシート④-1」の「4」で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害 <sup>(注1)</sup> により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をしていますか。	はい	いいえ
---	--	----	-----

**○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項**

2	【「チェックシート④-1」の「6」又は「チェックシート⑤-1」の「4」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 あなたは、災害 <sup>(注2)</sup> に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。以下同じです。）又は取得（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。以下同じです。）をし贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てることはできなかったが、令和4年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てる見込みですか。	はい	いいえ
3	【「チェックシート④-1」の「7」又は「チェックシート⑤-1」の「5」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 あなたは、災害に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。以下同じです。）又は住宅用の家屋を取得することはできなかったが、令和4年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は住宅用の家屋を取得する見込みですか。 (注) 「新築の工事が完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
4	【「チェックシート④-1」の「9」、「チェックシート⑤-1」の「7」又は「チェックシート⑥-1」の「8」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 次のいずれかに該当しますか。 ① 取得をする住宅用の家屋は、建築後使用されたことのあるもので、耐震基準に適合するものとして54ページの「添付書類一覧④-1」の「No.7・8・9」の②、58ページの「添付書類一覧⑤-1」の「No.5・6・7」の②又は「添付書類一覧⑥-1」の「No.7・8」の①の書類により証明がされる見込みですか。 ② 取得をする住宅用の家屋は、建築後使用されたことのあるもの（上記①に該当しないものに限ります。）で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、54ページの「添付書類一覧④-1」の「No.7・8・9」の③、58ページの「添付書類一覧⑤-1」の「No.5・6・7」の③又は「添付書類一覧⑥-1」の「No.7・8」の②の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和4年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、54ページの「添付書類一覧④-1」の「No.7・8・9」の③、58ページの「添付書類一覧⑤-1」の「No.5・6・7」の③又は「添付書類一覧⑥-1」の「No.7・8」の②の証明書等により証明がされる見込みですか。	はい	いいえ

**○「受贈者の居住」に関する事項**

5	【「チェックシート④-1」の「11」又は「チェックシート⑤-1」の「9」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 次のいずれかに該当しますか。 ① 災害に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は住宅用の家屋を取得することはできなかったが、令和4年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は住宅用の家屋を取得する見込みであり、かつ、同日までに居住する見込みですか（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住する見込みですか。）。 ② 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、災害によりその住宅用の家屋が滅失をしたことにより居住することができませんでしたか。	はい	いいえ
---	---	----	-----

**○「非課税限度額」に関する事項**

平成21年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした人のみ記入します。

なお、平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている人が次のイに該当する場合の非課税限度額は、新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の種類（省エネ等住宅又は左記以外の住宅）ごとに、最初のこの特例の適用に係る住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。

6	右表の契約の締結日の区分に応じた非課税限度額を○で囲んでください。  (注) 「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、54ページの「添付書類一覧④-1」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。	住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結日	イ 右のロ以外の場合		ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合	
			省エネ等住宅	左記以外の住宅	省エネ等住宅	左記以外の住宅
		平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円		
		平成28年1月1日から平成31年3月31日まで	1,200万円	700万円		
		平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	1,200万円	700万円	3,000万円	2,500万円
		令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	1,000万円	500万円	1,500万円	1,000万円

(注) 1 「被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害」とは、同法の適用を受ける暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。同法の適用状況については、内閣府ホームページ【[http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/shiensa\\_jyokyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/shiensa_jyokyou.html)】をご覧ください。  
2 「災害」とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに公害、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。



この添付書類一覧は、「住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No. 1～6」は、61ページのチェックシート㉟-1の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は**住宅用の家屋の新築又は取得をした人又はする人**を対象としています。

また、申告に際しては、下記の添付書類に加え、54ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 1・2、3、5・12」（チェックシート㉟-1の「5」の②に該当する人は「No. 7・8・9、12」を含み、チェックシート㉟-1の「6」を記入した人は「No. 7・8・9、11」を含みます。）、58ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 1・2、3、10」（チェックシート㉟-1の「5」の②に該当する人は「No. 5・6・7」を含みます。）、又は「添付書類一覧㉟-1」の「No. 1」（チェックシート㉟-1の「5」の②に該当する人は「No. 7・8」を含みます。）に掲げる書類を提出する必要があります。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をしたことを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

2 ・ 3	<p><b>【災害に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得することはできなかったが、令和4年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みの場合】</b></p> <p>① 災害に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得ができなかったことを明らかにする書類</p> <p>② 住宅用の家屋の新築又は取得をしたときは遅滞なく新築又は取得をした住宅用の家屋に関する54ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8・9」の①又は58ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 5・6・7」の①の書類を提出することを約する書類で、新築又は取得の予定時期の記載のあるもの</p> <p>③ 新築に係る工事の請負契約書の写しや売買契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類（住宅用の家屋の新築をする場合又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋を取得する場合に限ります。）</p>	<input type="checkbox"/>
4	<p><b>【チェックシート㉟-1の「4」の①に該当する場合】</b> 住宅用の家屋の取得をしたときは遅滞なく取得をした住宅用の家屋に関する54ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8・9」の②、58ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 5・6・7」の②又は「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8」の①の書類の提出をすることを約する書類</p> <p><b>【チェックシート㉟-1の「4」の②に該当する場合】</b> 住宅用の家屋の取得をしたときは遅滞なく取得をした住宅用の家屋に関する54ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8・9」の③、58ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 5・6・7」の③又は「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8」の②に掲げる申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等の提出を約する書類</p>	<input type="checkbox"/>

○「受贈者の居住」に関する事項

5	<p><b>【チェックシート㉟-1の「5」の①に該当する場合】</b> 新築又は取得をする住宅用の家屋を居住の用に供する予定時期を記載した書類</p> <p><b>【チェックシート㉟-1の「5」の②に該当する場合】</b> 市町村長又は特別区の区長の証明書などで新築又は取得をした住宅用の家屋が災害により滅失をしたことにより令和3年3月15日までに居住の用に供することができなくなったことを明らかにする書類</p>	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

2 ・ 3 ・ 4 ・ 5①	<p><b>【災害に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得することはできなかったが、令和4年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みの場合】</b></p> <p>○ 新築又は取得をする住宅用の家屋が省エネ等住宅に該当する見込みである場合には、住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得をしたときは遅滞なく54ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No.12」の「【令和3年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】」の書類を提出することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
6	<p><b>【平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合】</b></p> <p>○ 新築又は取得をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合には、54ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No.12」に掲げる書類</p>	<input type="checkbox"/>
	<p><b>【平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合】</b></p> <p>① 市町村長又は特別区の区長の証明書などで、平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をしたことを明らかにするもの</p> <p>② 新築又は取得をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合には、54ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No.12」に掲げる書類</p>	<input type="checkbox"/>

令和 年 月 日

受贈者の住所： \_\_\_\_\_ フリガナ 受贈者の氏名： \_\_\_\_\_

このチェックシートは、「住宅取得等資金の非課税」、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」又は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」（以下、これらの3つの特例を「住宅取得等資金の贈与税の特例」といいます。）の適用を受ける人が、住宅取得等資金の贈与税の特例の災害に関する税制上の措置を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。ただし、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがある人が過去に災害に関する税制上の措置の適用を受けている場合には、要件が異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

なお、このチェックシートは住宅用の家屋の増改築等をした人又はする人を対象としています。

1 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合

55ページの「令和2年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-2」（以下「チェックシート㉔-2」といいます。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「4、6、7、9、12、13」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「6」のチェック項目は除きます。）には、原則として「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

2 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合

59ページの「令和2年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート㉔-2」（以下「チェックシート㉔-2」といいます。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「4、5、7、10」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けることができます。

3 「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合

「令和2年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-2」（以下「チェックシート㉔-2」といいます。）及び「チェックシート㉔-2」（「チェックシート㉔-2」において確認した項目に限ります。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「チェックシート㉔-2」の「6、7、9、12」及び「チェックシート㉔-2」の「7」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

※ 「チェックシート㉔-2」は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】でご確認ください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	【「チェックシート㉔-2」の「4」で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害 <sup>(注1)</sup> により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をしていますか。	はい	いいえ
---	--	----	-----

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

2	【「チェックシート㉔-2」の「6」又は「チェックシート㉔-2」の「4」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 あなたは、災害 <sup>(注2)</sup> に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。以下同じです。）をし贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てることはできなかったが、令和4年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てる見込みですか。	はい	いいえ
3	【「チェックシート㉔-2」の「7」又は「チェックシート㉔-2」の「5」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 あなたは、災害に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。以下同じです。）することはできなかったが、令和4年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みですか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建築物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
4	【「チェックシート㉔-2」の「9」又は「チェックシート㉔-2」の「7」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行うもので、一定の工事に該当することにつき、令和4年3月15日までに56ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.9」又は60ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.7」に掲げる書類により証明がされる見込みですか。	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

5	【「チェックシート㉔-2」の「12」又は「チェックシート㉔-2」の「10」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 次のいずれかに該当しますか。 ① 災害に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了することはできなかったが、令和4年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みであり、かつ、同日までに居住する見込みですか（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住する見込みですか。）。 ② 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、災害によりその住宅用の家屋が滅失をしたことにより居住することができませんでしたか。	はい	いいえ
---	--	----	-----

○「非課税限度額」に関する事項

平成21年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした人のみ記入します。

なお、平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている人が次のイに該当する場合の非課税限度額は、新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の種類（省エネ等住宅又は左記以外の住宅）ごとに、最初のこの特例の適用に係る住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。

6	右表の契約の締結日の区分に応じた非課税限度額を○で囲んでください。  (注) 「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、56ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.13」に掲げる書類により証明されたものをいいます。	住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結日	イ 右のロ以外の場合		ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合	
			省エネ等住宅	左記以外の住宅	省エネ等住宅	左記以外の住宅
		平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円		
		平成28年1月1日から平成31年3月31日まで	1,200万円	700万円		
		平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	1,200万円	700万円	3,000万円	2,500万円
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	1,000万円	500万円	1,500万円	1,000万円		

(注) 1 「被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害」とは、同法の適用を受ける暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。同法の適用状況については、内閣府ホームページ【[http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya\\_jyokuyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya_jyokuyou.html)】をご覧ください。

2 「災害」とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異常による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

この添付書類一覧は、「住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No. 1～6」は、63ページのチェックシート㉔-2の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は**住宅用の家屋の増改築等をした人又はする人**を対象としています。

また、申告に際しては、下記の添付書類に加え、56ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No. 1・2、3、5・13」（チェックシート㉔-2の「5」の②に該当する人は「No. 7・8、9、10、13」を含み、チェックシート㉔-2の「6」を記入した人は「No. 7・8、9、10、12」を含みます。）、60ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No. 1・2、3、11」（チェックシート㉔-2の「5」の②に該当する人は「No. 5・6、7、8」を含みます。）、又は「添付書類一覧㉔-2」に掲げる書類を提出する必要があります。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をしたことを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

2 ・ 3	<p>【災害に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了することはできなかったが、令和4年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みの場合】</p> <p>① 災害に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等ができなかったことを明らかにする書類</p> <p>② 住宅用の家屋の増改築等の工事が完了したときは遅滞なく56ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No. 7・8」の「【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」又は60ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No. 5・6」の「【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」に掲げる書類及びその増改築等に係る工事が完了した年月日及び増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにする書類を提出することを約する書類で、工事の完了予定日の記載のあるもの</p> <p>③ 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類</p>	<input type="checkbox"/>
4	住宅用の家屋の増改築等の工事が完了したときは遅滞なく56ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No. 9」の「【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」又は60ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No. 7」の「【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」に掲げる書類を提出することを約する書類	<input type="checkbox"/>

○「受贈者の居住」に関する事項

5	<p>【チェックシート㉔-2の「5」の①に該当する場合】</p> <p>増改築等後の住宅用の家屋を居住の用に供する予定時期を記載した書類</p> <p>【チェックシート㉔-2の「5」の②に該当する場合】</p> <p>市町村長又は特別区の区長の証明書などで増改築等をした住宅用の家屋が災害により滅失をしたことにより令和3年3月15日までに居住の用に供することができなくなったことを明らかにする書類</p>	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

2 ・ 3 ・ 4 ・ 50	<p>【災害に基因するやむを得ない事情により令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了することはできなかったが、令和4年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みの場合】</p> <p>○ 増改築等をする住宅用の家屋が省エネ等住宅に該当する見込みである場合には、増改築等をする住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく56ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.13」の「【令和3年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」に掲げる書類を提出することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
6	<p>【平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合】</p> <p>○ 増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合には、56ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.13」に掲げる書類</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>【平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合】</p> <p>① 市町村長又は特別区の区長の証明書などで、平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をしたことを明らかにするもの</p> <p>② 増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合には、56ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.13」に掲げる書類</p>	<input type="checkbox"/>

令和 年 月 日

受贈者の住所： \_\_\_\_\_ フリガナ 受贈者の氏名： \_\_\_\_\_



### Ⅲ 主な特例の概要等

#### 1 贈与税の配偶者控除の特例

##### (1) 特例の概要

婚姻期間が20年以上である配偶者から、①居住用不動産（信託財産が居住用不動産である場合の信託に関する一定の権利を含みます。）の贈与を受けた場合又は②金銭の贈与を受けその金銭で居住用不動産を取得した場合（贈与を受けた金銭を信託し、その信託の受託者が信託財産として居住用不動産を取得した場合の信託に関する一定の権利を含みます。）で、①及び②の場合ともそれぞれの贈与を受けた年の翌年3月15日までにその居住用不動産を受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときは、基礎控除額（110万円）のほかに、贈与された居住用不動産の価額と贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額との合計額から2,000万円（その合計額が2,000万円に満たないときにはその合計額）を控除することができます。

（注）1 「居住用不動産」とは、専ら居住の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で国内にあるものをいいます。

2 店舗兼住宅などのように居住の用とそれ以外の用に供されている不動産である場合は、居住の用に供している部分のみについて配偶者控除の特例が適用されます。

##### (2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

##### イ 贈与者及び贈与を受けた財産等の要件

要 件	
1	贈与者は、婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間が20年以上である（受贈者の）配偶者であること。
2	贈与を受けた財産は、国内にある居住用不動産又は国内にある居住用不動産の取得に充てるための金銭であること。
3	2の居住用不動産に現在居住している又は贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住する見込みであり、かつ、今後引き続きこの居住用不動産に居住する予定であること。
4	過去に今回の贈与者からの贈与について、この特例の適用を受けたことがないこと。

##### ロ 申告等の手続

この特例は、贈与税の申告書等に、この特例の適用により控除を受ける金額（配偶者控除額）その他必要な事項を記載するとともに、33ページの表に掲げる添付書類を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。



## 2 住宅取得等資金の非課税

### (1) 特例の概要

平成27年1月1日から令和3年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次のイ又はロの表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

#### ○ 受贈者ごとの非課税限度額（注1）

##### イ 下記ロ以外の場合〔住宅資金非課税限度額〕

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等 に係る契約の締結日（注3）	省エネ等住宅 （67ページ参照）	左記以外の住宅
平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円
平成28年1月1日から 令和2年3月31日まで	1,200万円	700万円
令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	1,000万円	500万円
令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	800万円	300万円

##### ロ 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合（注2） 〔特別住宅資金非課税限度額〕

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等 に係る契約の締結日（注3）	省エネ等住宅 （67ページ参照）	左記以外の住宅
平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	3,000万円	2,500万円
令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	1,500万円	1,000万円
令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	1,200万円	700万円

(注)1 受贈者ごとの非課税限度額は、新築等をする住宅用の家屋の種類ごとに、受贈者が最初にこの特例の適用を受けようとする住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。

なお、既にこの特例の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。ただし、上記ロの表における非課税限度額は、平成31年3月31日までに住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結し、既にこの特例の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合でも、その金額を控除する必要はありません。

また、平成31年4月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結してこの特例の適用を受ける場合において、上記イ及びロの表の非課税限度額のいずれも適用できるときは、これらの金額のうちいずれか多い金額となります。

#### ○ 住宅取得等資金の非課税（災害に関する税制上の措置）

##### 【住宅取得等資金の非課税の再適用（72ページ参照）】

1 平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告でこの特例の適用を受けた受贈者について、その適用を受けて新築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害<sup>(※)</sup>により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合で、その受贈者が新たに贈与を受けた金銭を住宅用の家屋の新築等の対価に充てて住宅用の家屋の新築等をするときは、既にこの特例の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合であっても、非課税限度額の算定に当たっては、その金額を控除する必要はありません。

※ 「被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害」とは、同法の適用を受ける暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。同法の適用状況については、内閣府ホームページをご覧ください。

内閣府ホームページ【[http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/shiensya\\_jyoukyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/shiensya_jyoukyou.html)】  
2 平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた受贈者について、その適用を受けて新築等をした住宅用の家屋が上記1の被災者生活再建支援法の自然災害により滅失をした場合で、一定の要件を満たすときは、この特例の適用を受けることができます。

(注) 「被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害」以外の災害の場合は、この措置（住宅取得等資金の非課税の再適用）の適用がありませんので、ご注意ください。

2 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記ロの表には該当しません。

3 この特例の適用を受けるためには、令和3年12月31日までに贈与により住宅取得等資金を取得するだけでなく、住宅用の家屋の新築等に係る契約を同日までに締結している必要があります（住宅用の家屋の新築等の日及び入居日などの要件については67ページ以降をご参照ください。）。

住宅取得等資金の非課税の適用後の残額には、暦年課税にあっては基礎控除（110万円）を適用することができ、また、相続時精算課税（4ページ参照）にあっては特別控除（2,500万円）を適用することができます。

なお、相続時精算課税の適用は、原則として、父母や祖父母からの贈与に限られます。

「省エネ等住宅」<sup>(注1)</sup>

省エネ等住宅とは、省エネ等基準（①断熱等性能等級4若しくは一次エネルギー消費量等級4以上であること、②耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上若しくは免震建築物であること又は③高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上であることをいいます。）に適合する住宅用の家屋であることにつき、次のいずれかの証明書などを贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものをいいます。

証明書などの種類 <sup>(注4)</sup>		証明対象の家屋
A	住宅性能証明書	① 新築をした住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋 <sup>(注2)</sup> ④ 増改築等をした住宅用の家屋 <sup>(注3)</sup>
B	建設住宅性能評価書の写し	
C	次の a 及び b の書類	
	a 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し b 住宅用家屋証明書（その写し） 又は 認定長期優良住宅建築証明書	
D	次の c 及び d の書類	① 新築をした住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのない住宅用の家屋
	c 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し d 住宅用家屋証明書（その写し） 又は 認定低炭素住宅建築証明書	

- (注) 1 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に住宅性能証明書などの申請があった場合には、断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上相当である住宅用の家屋も対象となります。  
 2 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の場合は、その取得の日前2年以内又は取得の日以降に、その証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限ります。  
 3 住宅用の家屋の増改築等をした場合に、省エネ等基準に適合させるための工事であることについての証明がされた「増改築等工事証明書」を、「住宅性能証明書」又は「建設住宅性能評価書の写し」に代えることができます。  
 4 上記の証明書などの発行については、国土交通省にお尋ねください。

(2) 適用要件

イ 受贈者等の要件

	要 件
1	贈与を受けた時に贈与者の直系卑属（贈与者は受贈者の直系尊属）であること。 (注) 配偶者の父母（又は祖父母）は直系尊属には該当しませんが、養子縁組をしている場合は直系尊属に該当します。
2	贈与を受けた年の1月1日において、20歳以上であること。
3	贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下であること。
4	平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがないこと。 ○ 災害に関する税制上の措置【住宅取得等資金の非課税の再適用（66ページ参照）】 平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた受贈者について、その適用を受けて新築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合で、一定の要件を満たすときは、この特例の適用を受けることができます。
5	自己の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋の取得をしたものではないこと、又はこれらの方との請負契約等により新築若しくは増改築等をしたものではないこと。
6	贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等を行うこと。 (※) 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する（共有持分を有する場合も含まれます。）ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。 ○ 災害に関する税制上の措置【取得期限及び居住期限の1年延長（72ページ参照）】 災害に基因するやむを得ない事情により、贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅用の家屋の新築等ができなかった場合には、上記の要件は、「贈与を受けた年の翌々年3月15日までに住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等を行うこと」となります。
7	贈与を受けた時に、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していること <sup>(注)</sup> 。 (注) 贈与を受けた時に、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合は対象となります。これらの者の概要については、10ページをご覧ください。

8	<p>贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること。</p> <p>(※) 下記の災害に基因するやむを得ない事情がある場合を除き、贈与を受けた年の翌年12月31日までにその家屋に居住していないときは、この特例の適用を受けることはできませんので修正申告が必要となります(71ページの「適用要件を満たさないこととなった場合の修正申告等について」参照)。</p>
	<p>○ 災害に関する税制上の措置</p> <p>【取得期限及び居住期限の1年延長(72ページ参照)】</p> <p>災害に基因するやむを得ない事情により、贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅用の家屋の新築等ができなかった場合には、上記の要件は、「贈与を受けた年の翌々年3月15日までにその家屋に居住すること又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること」となります。</p> <p>【居住要件の免除(72ページ参照)】</p> <p>新築等をした住宅用の家屋が災害によって滅失をしたことにより、贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住できなかったときであっても、この特例の適用を受けることができます。</p>

- (注)1 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。
- ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。
- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額
- ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。
- 2 「災害」とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件

「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含み、「住宅用の家屋の取得又は増改築等」には、その住宅の取得又は増改築等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

また、対象となる住宅用の家屋は日本国内にあるものに限られます。

A 新築又は取得の場合の要件

		要	件																										
1	<p>新築又は取得した住宅用の家屋の登記簿上の床面積(マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)が50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。</p>																												
2	<p>取得した住宅が次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋</p> <p>② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内(耐火建築物の場合は25年以内)に建築されたもの</p> <p>(注) 耐火建築物とは、登記簿に記録された家屋の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。</p> <p>③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき、次に掲げるいずれかの書類により証明されたもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">a</td> <td>耐震基準適合証明書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">b</td> <td>建設住宅性能評価書の写し</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">c</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</td> </tr> </table> <p>(注)1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の前日2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限り、2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の前日2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り、3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の前日2年以内に締結されたものに限り、</p> <p>④ 上記②及び③のいずれにも該当しない建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき次に掲げる申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、かつ、令和3年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき次に掲げる証明書等により証明がされたもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">申請書等</th> <th style="text-align: center;">証明書等</th> <th style="text-align: center;">(参考) 耐震改修を行うことについての申請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">a</td> <td>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</td> <td>耐震基準適合証明書</td> <td>都道府県知事等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">b</td> <td>耐震基準適合証明申請書(仮申請書)</td> <td>耐震基準適合証明書</td> <td>建築士、指定確認検査機関 登録住宅性能評価機関 住宅瑕疵担保責任保険法人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">c</td> <td>建設住宅性能評価申請書(仮申請書)</td> <td>建設住宅性能評価書の写し</td> <td>登録住宅性能評価機関</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">d</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</td> <td>住宅瑕疵担保責任保険法人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限り、2 証明書等は、令和3年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限り、3 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り、4 申請や証明などの詳細については、国土交通省にお尋ねください。</p>	a	耐震基準適合証明書	b	建設住宅性能評価書の写し	c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類		申請書等	証明書等	(参考) 耐震改修を行うことについての申請先	a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書	都道府県知事等	b	耐震基準適合証明申請書(仮申請書)	耐震基準適合証明書	建築士、指定確認検査機関 登録住宅性能評価機関 住宅瑕疵担保責任保険法人	c	建設住宅性能評価申請書(仮申請書)	建設住宅性能評価書の写し	登録住宅性能評価機関	d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類	住宅瑕疵担保責任保険法人		
a	耐震基準適合証明書																												
b	建設住宅性能評価書の写し																												
c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類																												
	申請書等	証明書等	(参考) 耐震改修を行うことについての申請先																										
a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書	都道府県知事等																										
b	耐震基準適合証明申請書(仮申請書)	耐震基準適合証明書	建築士、指定確認検査機関 登録住宅性能評価機関 住宅瑕疵担保責任保険法人																										
c	建設住宅性能評価申請書(仮申請書)	建設住宅性能評価書の写し	登録住宅性能評価機関																										
d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類	住宅瑕疵担保責任保険法人																										



## B 増改築等の場合の要件

要件	
1	増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が <u>50㎡以上 240㎡以下</u> で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。
2	増改築等に係る工事が、自己が所有し、かつ居住している家屋に対して行われたもので、一定の工事に該当することについて次のいずれかの書類により証明されたものであること。
	a 確認済証の写し
	b 検査済証の写し
	c 増改築等工事証明書（注）
	（注） 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。
3	増改築等に係る工事に要した費用の額が 100 万円以上であること。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、自己の居住の用に供される部分の工事に要したものであること。

- （注）1 「新築」には、贈与を受けた年の翌年3月15日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 2 「増改築等」には、贈与を受けた年の翌年3月15日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 3 「取得」の場合には、これらの状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその引渡しを受けていなければ、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることはできません。

### ○ 災害に関する税制上の措置【取得期限及び居住期限の1年延長（72ページ参照）】

災害に基因するやむを得ない事情により、贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅用の家屋の取得ができなかった場合には、68ページのAの2の④のうち「令和3年3月15日」とあるのは、「令和4年3月15日」となります。

## ハ 申告の手続

この特例は、原則として、贈与税の申告書の提出期間内（6ページ参照）に贈与税の申告書及び一定の添付書類を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

## Q & A 父と祖父から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の「住宅取得等資金の非課税」の適用

問： 私は令和2年5月に父と祖父から住宅取得のための資金として1,000万円ずつ贈与を受け、その資金で同月中に省エネ等住宅（67ページ参照）の取得に係る契約を締結し、同年中に居住を開始しました。贈与者ごとに「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられますか。

なお、この家屋の取得の対価の額に含まれる消費税等の税率は10%でした。

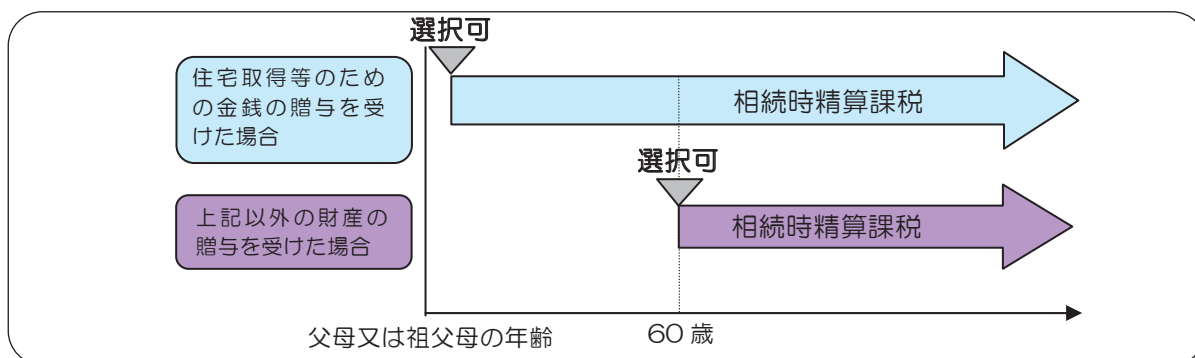
答： この場合の非課税限度額（特別住宅資金非課税限度額）は、受贈者1人について1,500万円が限度となります（66ページの「○ 受贈者ごとの非課税限度額」のロ参照）ので、あなたが贈与を受けた2,000万円（1,000万円×2）のうち1,500万円について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

なお、「住宅取得等資金の非課税」の適用に当たって、誰からの贈与について、いくらの適用を受けるかは、受贈者の選択となります。

## 3 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例

### (1) 特例の概要

平成15年1月1日から令和3年12月31日までの間に、父母又は祖父母からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合で、一定の要件を満たすときには、贈与者がその贈与の年の1月1日において60歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。





## (2) 適用要件

この特例の適用を受けるには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

### イ 受贈者等の要件

次の要件のいずれかに該当するほか「住宅取得等資金の非課税」の「イ 受贈者等の要件」(67、68ページ参照)の2、5、6、7及び8の要件のいずれにも該当する必要があります。

要件	
1	贈与を受けた時に贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人であること。
2	贈与を受けた時に贈与者の孫であること。

○ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(災害に関する税制上の措置)  
一定の場合には、67、68ページの【取得期限及び居住期限の1年延長】又は68ページの【居住要件の免除】の措置の適用を受けることができます。

### ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件

「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含み、「住宅用の家屋の取得又は増改築等」には、その住宅の取得又は増改築等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

また、対象となる住宅用の家屋は日本国内にあるものに限られます。

#### A 新築又は取得の場合の要件

次の要件のほか「住宅取得等資金の非課税」の「ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件」の「A 新築又は取得の場合の要件」(68ページ参照)の2の要件に該当する必要があります。

要件	
新築又は取得した住宅用の家屋の登記簿上の床面積(マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)が50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。	

#### B 増改築等の場合の要件

次の要件のほか「住宅取得等資金の非課税」の「ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件」の「B 増改築等の場合の要件」(69ページ参照)の2及び3の要件に該当する必要があります。

要件	
増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積(マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)が50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。	

### ハ 申告の手続

この特例は、贈与税の申告書の提出期間内(6ページ参照)に贈与税の申告書及び一定の添付書類を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

#### Q & A 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用後の贈与

問： 私は、令和元年中に父(満57歳)から住宅取得のための資金として3,500万円の贈与を受け、令和元年分の贈与税の申告では「住宅取得等資金の非課税」と「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けています。

令和2年中に父から、自動車の購入資金として300万円の贈与を受けました。

私の令和2年分の贈与税はどのような申告になりますか。

答： 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けた場合には、その特例の対象となる住宅取得等資金の贈与があった年分以降、その特例に係る特定贈与者から贈与を受けた財産については、たとえ特定贈与者が60歳に達していなくとも財産の種類にかかわらず、全て相続時精算課税の適用を受けることとなります。

したがって、あなたが贈与を受けた自動車の購入資金は、相続時精算課税を適用して申告することになります。

### 《所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を適用する場合》

「住宅取得等資金の非課税」又は「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（以下、この欄においてこれらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）の適用を受ける人が、所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合において、次の1の金額が2の金額を超えるときには、その超える部分に相当する金額については、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用はありませんのでご注意ください。

- 1 住宅借入金等の年末残高の合計額
  - 2 住宅用の家屋の新築、取得若しくは増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）又は住宅用家屋の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等（特定）断熱改修工事等を含む増改築等若しくは特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等（以下「住宅の増改築等」といいます。）の対価の額又は費用の額<sup>(注1)</sup>から、住宅取得等資金の贈与の特例を受けた部分の金額を差し引いた額<sup>(注2)</sup>
- (注) 1 1の住宅借入金等のうちにその住宅用の家屋の敷地の用に供されている一定の土地等の取得に係るものがある場合には、その土地の対価を含みます。  
2 住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額も差し引きます。

### 《適用要件を満たさないこととなった場合の修正申告等について》

「住宅取得等資金の非課税」又は「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けて令和2年分の贈与税の申告をした人で、次の1から3のいずれかに該当する人が、**令和3年12月31日までに**その住宅用の家屋に居住していない場合には、これらの特例の適用を受けることはできませんので、令和4年2月28日（月）まで（下記の災害に関する税制上の措置の適用がある場合には、令和5年2月28日（火）まで）に、令和2年分の贈与税について修正申告書の提出及びその修正申告書の提出により納付することとなる税額の納付をしなければなりません。

なお、令和2年分の贈与税の申告で、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けていた人の場合には、相続時精算課税選択届出書の提出はなかったものとみなされます。

- 1 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をしたが居住していない人
- 2 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築に係る工事が完了（その工事が完了した状態が屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態まで工事が進行しているものに限ります。）していない人
- 3 令和3年3月15日までに増改築等に係る工事が完了（増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態まで工事が進行しているものに限ります。）していない人

#### ○ 災害に関する税制上の措置

##### 【居住期限の1年延長（72ページ参照）】

災害に基因するやむを得ない事情により、令和3年12月31日までにその住宅用の家屋に居住できなかった場合には、上記の令和3年12月31日の期限は、令和4年12月31日まで延長されます。

##### 【取得期限及び居住期限の1年延長（72ページ参照）】

災害に基因するやむを得ない事情により、取得期限及び居住期限を1年延長し、「住宅取得等資金の非課税」又は「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けて令和2年分の贈与税の申告をした場合（67、68ページ参照）には、上記の令和3年12月31日の期限は、令和4年12月31日まで延長されます。

## 4 震災に係る住宅取得等資金の非課税

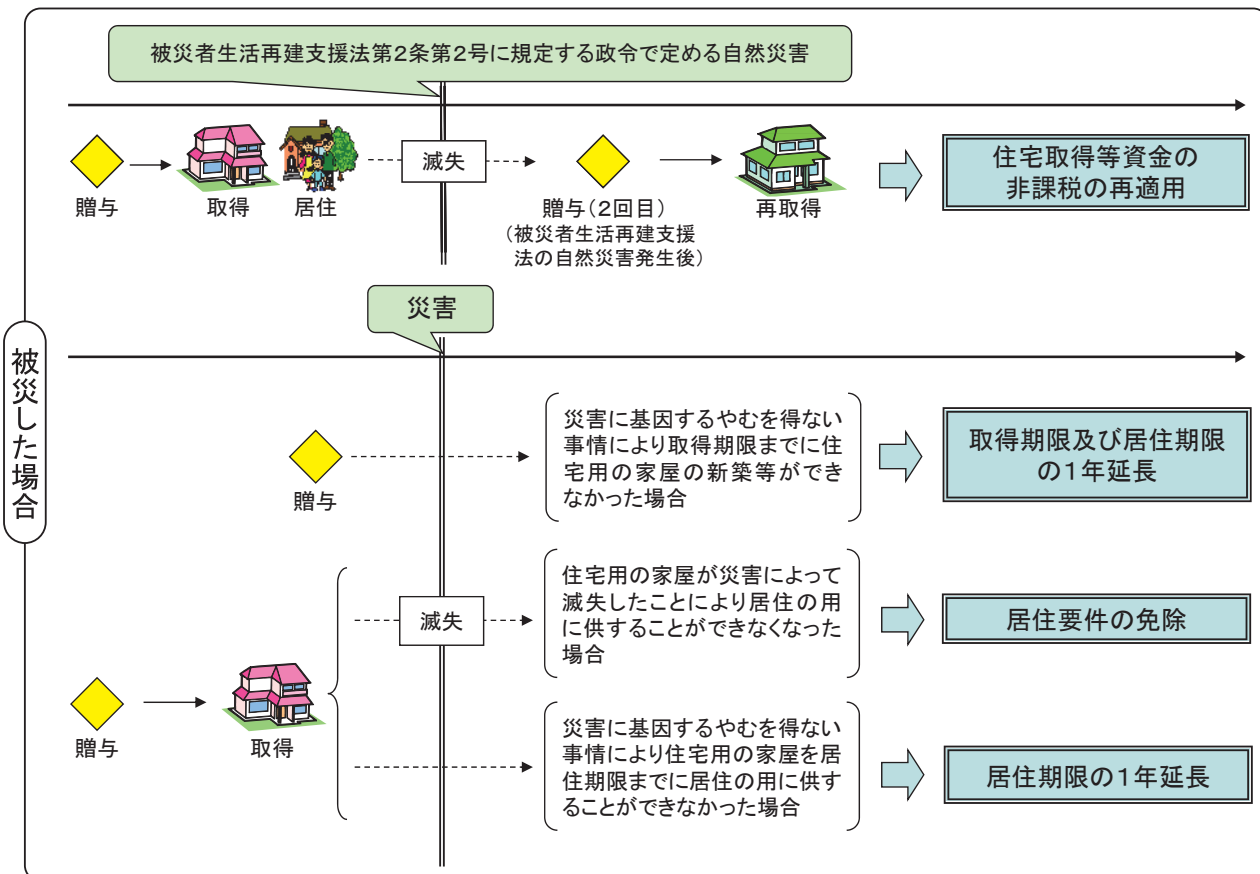
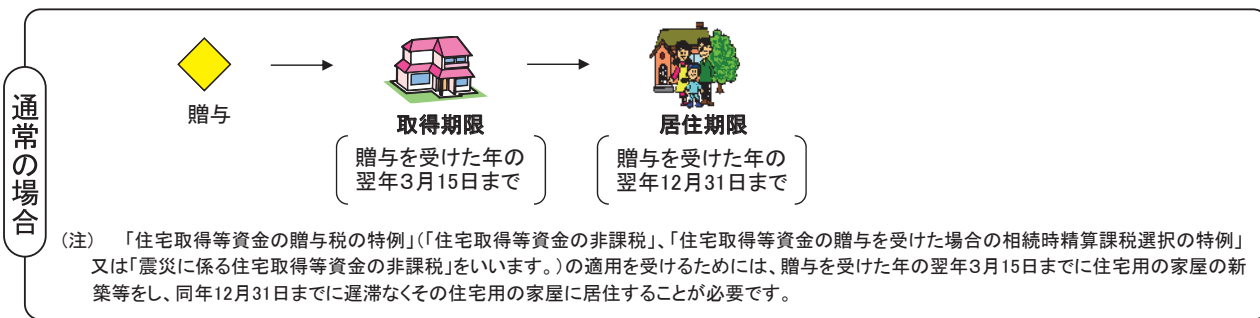
### ○ 特例の概要

①東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした住宅に居住していた人（居住しようとしていた人を含みます。）が、平成27年1月1日から令和3年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金（66ページ参照）の贈与を受けた場合又は②警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在する住宅に居住していた人（居住しようとしていた人を含みます。）が、その警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日以後1年を経過する日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、一定の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

(注) 一定の要件及び一定の非課税限度額については、国税庁ホームページに掲載されている「令和2年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート①-1」又は「令和2年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート①-2」をご覧ください。

○ 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、東日本大震災により被害を受けた方の申告・納税等に關する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等を掲載しています。このほか、東日本大震災で被災された皆様への支援制度情報等については、首相官邸ホームページ【<https://www.kantei.go.jp/saigai>】をご覧ください。

○ 住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）の適用のイメージ図



## 5 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（教育資金の非課税）

### ○ 制度の概要

平成25年4月1日から令和3年3月31日までの間に、個人（30歳未満の方に限ります。以下この5において「受贈者」といいます。）が、教育資金<sup>(注1)</sup>に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。以下この5において「贈与者」といいます。）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等有価証券を購入した場合には、これらの信託受益権、金銭又は金銭等（以下この5において「信託受益権又は金銭等」といいます。）の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります<sup>(注2)</sup>。

なお、契約期間中に贈与者が死亡した場合には、原則として<sup>(注3)</sup>、その死亡日における非課税抛出額<sup>(注4)</sup>から教育資金支出額<sup>(注5)</sup>（学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円を限度とします。以下この5において同じです。）を控除した残額のうち、その死亡前3年以内にその贈与者から取得した信託受益権又は金銭等の価額でこの特例の適用を受けたものに対応する金額（以下この5において「管理残額」といいます。）を、贈与者から相続等により取得したこととされます。

また、受贈者が30歳<sup>(注6)</sup>に達することなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税抛出額から教育資金支出額を控除（管理残額がある場合には、管理残額も控除します。）した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

（注）1 教育資金とは、次の(1)及び(2)に掲げる金銭（23歳以上の者については、一定の金銭に限られます。）をいいます。

(1) 学校等に対して直接支払われる入学金、授業料など一定の金銭

(2) 学校等以外の者（学習塾や水泳教室など）に対して直接支払われる一定の金銭で教育を受けるために支払われるものとして社会通念上相当と認められるもの

2 信託受益権又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この特例の適用を受けることができません（平成31年4月1日以後に取得する信託受益権又は金銭等に係る贈与税について適用されます。）。

3 贈与者の死亡日において受贈者が23歳未満である場合や平成31年4月1日以後に非課税抛出がない場合など、一定の場合には相続等により取得したこととされません。

4 非課税抛出額とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの特例の適用を受けるものとして記載された金額の合計額（1,500万円を限度とします。）をいいます。

5 教育資金支出額とは、金融機関等の営業所等において、教育資金の支払の事実を証する書類等（領収書等）により教育資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいいます。

6 30歳到達時において、現に学校等に在学している場合等には、最長で40歳まで延長されます。

詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」をご覧ください。

なお、教育資金及び学校等の範囲については、文部科学省ホームページ【<https://www.mext.go.jp>】（教育資金及び学校等の範囲に関する情報が掲載されています。）をご確認ください。



### Q & A 「教育資金の非課税」の特例の適用

問：「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、どのような手続を行えばよいのですか。

答：「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、その適用を受けようとする受贈者が、教育資金非課税申告書とその申告書に記載された取扱金融機関の営業所等を経由して、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日（以下「預入等期限」といいます。）までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。また、教育資金非課税申告書が取扱金融機関の営業所等に受理された場合には、その受理された日にその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。

なお、預入等期限までに教育資金非課税申告書の提出がない場合には、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできません。

（注）教育資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を経由して提出しなければなりません。

したがって、預入等期限までに税務署で行っていただく手続はありません。



## 6 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（結婚・子育て資金の非課税）

### ○ 制度の概要

平成27年4月1日から令和3年3月31日までの間に、個人（20歳以上50歳未満の方に限ります。以下この6において「受贈者」といいます。）が、結婚・子育て資金<sup>(注1)</sup>に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。以下この6において「贈与者」といいます。）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合には、これらの信託受益権、金銭又は金銭等（以下この6において「信託受益権又は金銭等」といいます。）の価額のうち1,000万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります<sup>(注2)</sup>。

なお、契約期間中に贈与者が死亡した場合には、その死亡日における非課税拋出額<sup>(注3)</sup>から結婚・子育て資金支出額<sup>(注4)</sup>（結婚に際して支払う金銭については、300万円を限度とします。以下この6において同じです。）を控除した残額（以下この6において「管理残額」といいます。）を、贈与者から相続等により取得したこととされます。

また、受贈者が50歳に達することなどにより、結婚・子育て資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除（管理残額がある場合には、管理残額も控除します。）した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

(注) 1 結婚・子育て資金とは、次の(1)及び(2)に掲げる金銭をいいます。

(1) 結婚に際して支払う次のような金銭（300万円限度）をいいます。

① 挙式費用、衣装代等の婚礼（結婚披露）費用（婚姻の日の1年前の日以後に支払われるもの）

② 家賃、敷金等の新居費用、転居費用（一定の期間内に支払われるもの）

(2) 妊娠、出産又は育児に要する次のような金銭をいいます。

③ 不妊治療・妊婦健診に要する費用

④ 分べん費等・産後ケアに要する費用

⑤ 子の医療費、幼稚園・保育所等の保育料（ベビーシッター代を含む）など

2 信託受益権又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この特例の適用を受けることができません（平成31年4月1日以後に取得する信託受益権又は金銭等に係る贈与税について適用されます。）。

3 非課税拋出額とは、結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書にこの特例の適用を受けるものとして記載された金額の合計額（1,000万円を限度とします。）をいいます。

4 結婚・子育て資金支出額とは、金融機関等の営業所等において、結婚・子育て資金の支払の事実を証する書類（領収書等）により結婚・子育て資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」をご覧ください。

なお、結婚・子育て資金の範囲については、内閣府ホームページ【<https://www.cao.go.jp>】（結婚・子育て資金の範囲に関する情報が掲載されています。）をご確認ください。



### Q & A 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用

問： 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、どのような手続きを行えばよいのですか。

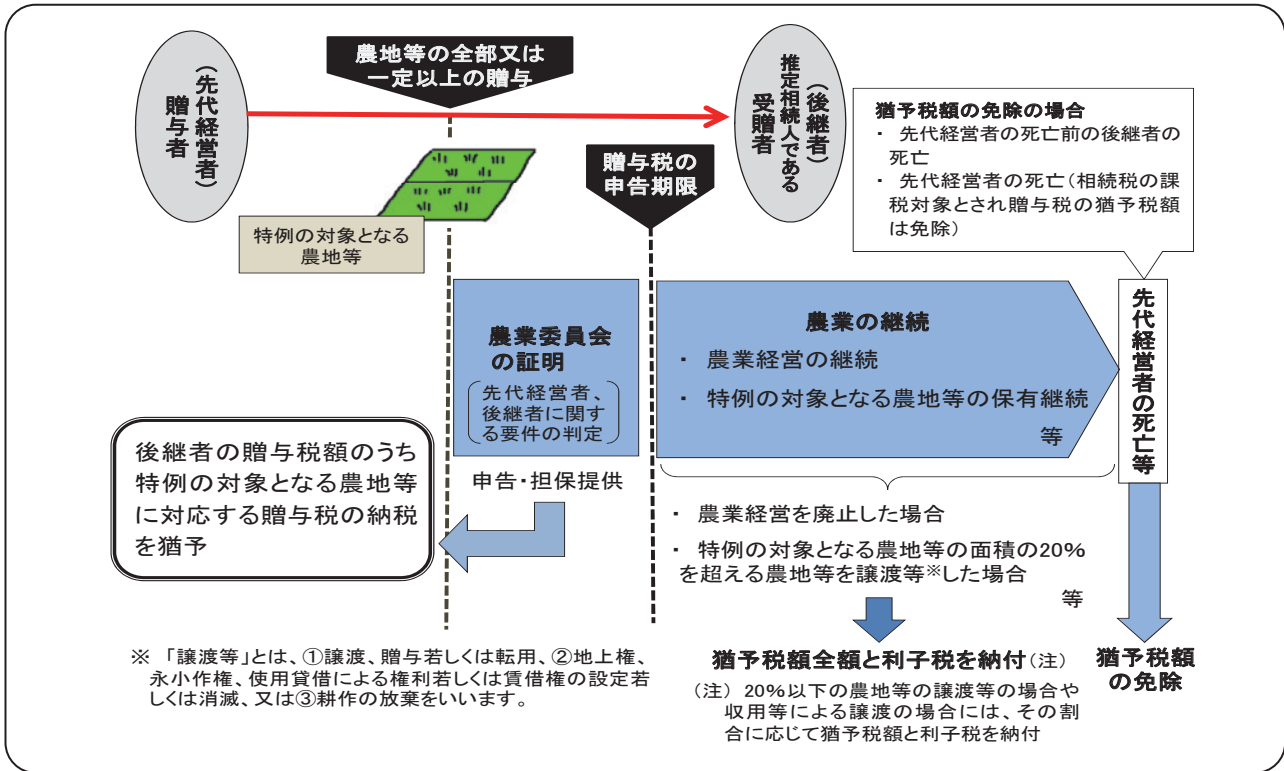
答： 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、その適用を受けようとする受贈者が、結婚・子育て資金非課税申告書をその申告書に記載された取扱金融機関の営業所等を経由して、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日（以下「預入等期限」といいます。）までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。また、結婚・子育て資金非課税申告書が取扱金融機関の営業所等に受理された場合には、その受理された日にその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。

なお、預入等期限までに結婚・子育て資金非課税申告書の提出がない場合には、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けることはできません。

(注) 結婚・子育て資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を経由して提出しなければなりません。したがって、預入等期限までに税務署で行っていただく手続はありません。

## 7 農地等についての納税猶予及び免除の特例

### (1) 特例の概要



農業の後継者が贈与を受けた一定の農地等<sup>(注1)</sup>の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下に、その農地等の贈与者の死亡の日まで納税が猶予されます(猶予される贈与税額を「農地等納税猶予税額」といいます。)

この特例の適用を受けた農地等(以下「特例農地等」といいます。)は、贈与者の死亡の際、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象とされ、その時に農地等納税猶予税額は免除されます。

また、受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合には、受贈者の死亡の時に農地等納税猶予税額は免除されます。

贈与者又は受贈者の死亡の前日に、この特例農地等について一定の事由が生じた場合には、その農地等納税猶予税額の全部又は一部の納税猶予が打ち切られ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。か、税務署にお尋ねください。

(注) 1 「農地等」とは、農地(特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条第1項又は第33条第1項の規定による利用意向調査に係るもので、同法第36条第1項各号に該当するとき(同項各号に該当することについて正当の事由があるときを除きます。))におけるその農地を除きます。)及び採草放牧地(特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。)並びに準農地をいいます。

2 「特定市街化区域農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市(首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市(東京都の特別区を含みます。))をいいます。以下同じです。)の区域内に所在するもの(都市営農農地等に該当するものを除きます。)をいいます。

3 「都市営農農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する次の(1)から(3)までに掲げる農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市の区域内に所在するものをいいます。

(1) 生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地(次に掲げるものを除きます。)

イ 買取りの申出がされたもの

ロ 生産緑地法第10条第1項に規定する申出基準日までに特定生産緑地の指定がされなかったもの

ハ 生産緑地法第10条の3第2項に規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の期限の延長がされなかったもの

ニ 特定生産緑地の指定の解除がされたもの

(2) 田園住居地域内にある農地((1)に掲げる農地を除きます。)

(3) 地区計画農地保全条例による制限を受ける区域内にある農地((1)及び(2)に掲げる農地を除きます。)

4 「準農地」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

## (2) 適用要件

この特例の適用が受けられるのは、次の要件のいずれにも該当する場合に限られます。

### イ 贈与者の要件

贈与の日まで3年以上引き続いて農業を営んでいた個人で、次に掲げる場合に該当しない人であること。

要 件	
1	贈与をした日の属する年（以下「対象年」といいます。）の前年以前において、その農業の用に供していた農地を推定相続人に対し贈与している場合であって、その農地が相続時精算課税の適用を受けるものであるとき (注) 過去の年分において、贈与者の推定相続人に農地を贈与し、その推定相続人が相続時精算課税の適用を受けている場合には、その贈与者の全ての推定相続人がこの特例を受けられないこととなります。
2	対象年において、今回の贈与以外に農地等を贈与している場合
3	過去に農地等の贈与税の納税猶予の特例に係る一括贈与を行っている場合

### ロ 受贈者の要件

贈与者の推定相続人のうちの1人で、次に掲げる要件の全てに該当するものとして農業委員会が証明した個人であること。

要 件	
1	贈与を受けた日において、年齢が18歳以上であること。
2	贈与を受けた日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと。
3	贈与を受けた後、速やかにその農地及び採草放牧地によって農業経営を行うこと。
4	農業委員会の証明の時において、効率的かつ安定的な農業経営の基準として、次のいずれかに該当する農業経営を行っていること。 ① 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けていること。 ② 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けていること。 ③ 農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想に定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標を満たしていること。

(注) 贈与を受けた農地等について、この特例の適用を受ける場合には、その農地等については相続時精算課税の適用を受けることはできません。

### ハ 農地等の要件

贈与者の農業の用に供している農地等のうち「農地の全部」、「採草放牧地の3分の2以上の面積のもの」及び「準農地の3分の2以上の面積のもの」について一括して贈与を受けること。

(注) 今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地又は準農地のうち相続時精算課税の適用を受けたものがある場合には、一括して贈与しなければならない採草放牧地又は準農地の面積が上記と異なりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

## 二 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に一定の書類を添付して、その**申告書を贈与税の申告書の提出期間内に提出**するとともに、農地等納税猶予税額及び利子税の額に見合う**担保を提供**する必要があります。詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

なお、担保は必ずしも特例農地等でなくても差し支えありませんが、その場合の担保については、9ページのハを参照してください。

### ホ 納税猶予期間中の手続

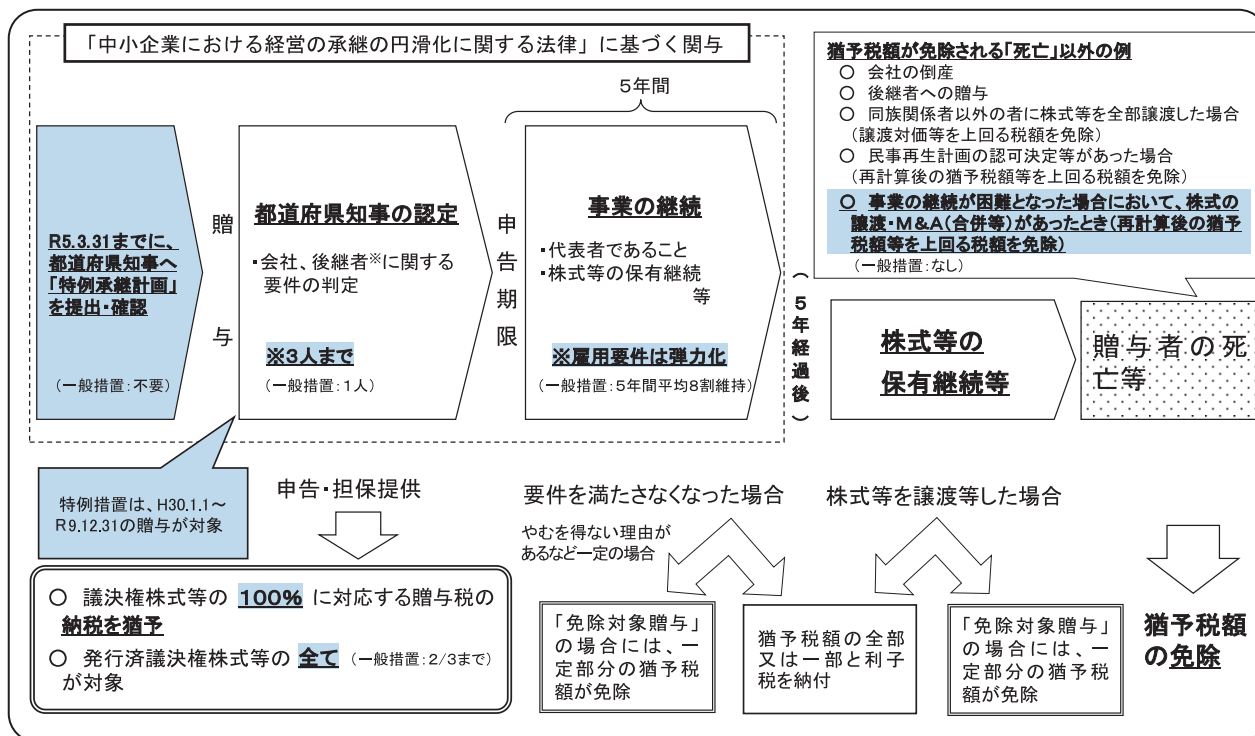
この特例の適用を受けた人は、納税猶予の期限が確定するまでの間、贈与税の申告期限から3年目ごとに、引き続きこの特例の適用を受ける旨及び特例農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書（以下「継続届出書」といいます。）を提出しなければなりません。

(注) 継続届出書の提出がないと納税猶予は打ち切れ、農地等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

## 8 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等

この特例等には、租税特別措置法第70条の7の5から第70条の7の8までの各規定による措置（「特例措置」といいます。）と租税特別措置法第70条の7から第70条の7の4までの各規定による措置（「一般措置」といいます。）の2つの制度があり、その概要は、次の図のとおりです。

なお、特例措置については、平成30年1月1日から令和9年12月31日までの10年間の制度とされています。



### (参考) 特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 【平成30年4月1日から令和5年3月31日まで】	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 【平成30年1月1日から令和9年12月31日まで】	なし
対象株数 <sup>(注1)</sup>	全株式 <sup>(注1)</sup>	総株式数 <sup>(注1)</sup> の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与: 100%、相続等: 80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化 <sup>(注2)</sup>	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	譲渡対価の額等に基づき再計算した猶予税額を納付し、従前の猶予税額との差額を免除	なし (猶予税額を納付)
相続時精算課税の適用	60歳以上の贈与者から20歳以上の者への贈与 (租税特別措置法第70条の2の7等)	60歳以上の贈与者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与 (相続税法第21条の9・租税特別措置法第70条の2の6)

(注) 1 議決権に制限のない株式等に限り、ます。

2 雇用確保要件を満たさなかった場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「円滑化省令」といいます。)第20条第3項に基づき、要件を満たさなかった理由等を記載した報告書を都道府県知事に提出し、その確認を受ける必要があります。

なお、この報告書及び確認書の写しは、納税猶予期間中に一定の時期ごとに提出する継続届出書の添付書類とされており、これらの書類の提出がなかった場合には、納税の猶予に係る期限が確定することになりますので、ご注意ください。



## 1 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）

### 【特例措置】

#### (1) 制度の概要

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」といいます。）の認定<sup>(注1)</sup>を都道府県知事から受ける非上場会社の後継者である受贈者（以下「特例経営承継受贈者」といいます。）が、贈与者から非上場会社の株式又は出資（以下「非上場株式等」といいます。）を贈与により取得（①平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の最初のこの制度の適用に係る贈与による取得<sup>(注2)</sup>及び②その取得の日から特例経営贈与承継期間<sup>(注3)</sup>の末日までの間に贈与税の申告期限が到来する贈与による取得に限ります。）をし、その会社を運営していく場合には、特例経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、一定の税額の納税が猶予され、贈与者が死亡した場合等<sup>(注4)</sup>には、その全部又は一部が免除されます。

ただし、免除されるまでに、特例措置の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、その猶予された税額の全部又は一部について納税の猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されている下記の資料をご覧ください。

#### 【非上場株式等の納税猶予及び免除の特例】

- あらし  
・非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらし  
・非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）に係る災害等に関する措置の概要  
・法人版事業承継税制の適用を受けられている方に～継続届出書の提出について～  
・非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予（担保の提供に関するQ&A）
- チェックシート  
・（令和2年分用）「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の適用要件及び提出書類チェックシート
- 贈与税の申告のしかた  
・申告書の作成例（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例を適用し暦年課税を選択する場合）  
・特例の概要等（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等）

(注) 1 都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けるためには、原則として、贈与を受けた年の翌年1月15日までにその申請を都道府県知事に対して行う必要があります。また、円滑化法の認定を受けるに当たっては、平成30年4月1日から令和5年3月31日までに円滑化省令第16条第1号に規定する特例承継計画を都道府県知事に提出し、円滑化省令第17条第1項第1号に該当することについての同条第1項の都道府県知事の確認を受ける必要があります。

円滑化法の認定、特例承継計画の提出・確認のための具体的な要件や手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課にお尋ねください。担当課については、パンフレット「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらし」などでご確認ください。

2 特例経営承継受贈者が、その会社の非上場株式等について、最初に「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受けている場合には、その適用に係る相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）による取得となります。この相続税の特例については「相続税の申告のしかた」を参照してください（以下同じです。）。

3 「特例経営贈与承継期間」とは、この制度の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの制度の適用を受ける特例経営承継受贈者若しくは特例経営承継受贈者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

① 特例経営承継受贈者の最初のこの制度の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

② 特例経営承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

4 贈与者が死亡した場合、この制度の適用を受けた非上場株式等は、その贈与者から相続等により取得したものとみなされて相続税の課税の対象となります。なお、その際、一定の要件を満たす場合には、その相続税についても納税の猶予の特例措置（租税特別措置法第70条の7の8）の適用が受けられます。

詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

#### (2) 適用要件

この制度の適用を受けるためには、次の要件などを満たす必要があります。詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。か、税務署にお尋ねください。

##### イ 贈与者の要件

次の区分に応じ、それぞれ次の要件に該当する人であること。

	下記②以外の場合
① 要件	次のイからニまでの要件を全て満たすこと。 イ 贈与の時前のいずれかの日において会社の代表権 <sup>(注1)</sup> を有していたことがあること。 ロ 贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総株主等議決権数 <sup>(注2)</sup> の50%超の議決権数 <sup>(注2)</sup> を保有し、かつ、特例経営承継受贈者となる者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと。 ハ 贈与者が贈与の直前に代表権を有していなかった場合には、ロのほか、代表権を有していた期間のいずれかの日において、ロと同様の保有状況であったこと。 ニ 贈与の時において会社の代表権を有していないこと。
②	贈与の直前において、次に掲げる者のいずれかに該当する者がいる場合 イ 会社の非上場株式等について、この制度、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」 <sup>(注3)</sup> の適用を受けている者 ロ 上記①の要件を満たす者からこの制度の適用に係る贈与により会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除きます。） ハ 租税特別措置法施行令第40条の8の6第1項第1号に定める者から「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続等により会社の非上場株式等の取得をしている者（イに掲げる者を除きます。）
要件	贈与の時において会社の代表権を有していないこと。

- (注) 1 「代表権」には、制限が加えられたものを除きます（次のロにおいて同じです。）。
- 2 「総株主等議決権数」及び「議決権数」には、会社の有する自己の株式など株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数などは含まれません（次のロ及びハにおいて同じです。）。
- 3 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」については、「相続税の申告のしかた」を参照してください（以下同じです。）。

#### ロ 特例経営承継受贈者の要件

特例経営承継受贈者は、贈与者からこの制度の適用に係る贈与により会社の非上場株式等を取得した人で、次のいずれにも該当する人<sup>(注1)</sup>であること。

①	贈与の日において20歳以上であること。
②	贈与の時において会社の代表権を有していること。
③	贈与の時において、その者及びその者と特別の関係がある者が会社の総株主等議決権数の50%超の議決権数を保有していること。
④	次のイ又はロの場合に応じ、それぞれの要件を満たすこと <sup>(注2)</sup> 。 イ その非上場株式等を取得した者が1人の場合 贈与の時において、その者が保有する会社の非上場株式等に係る議決権数が、その者と特別の関係がある者 <sup>(注3)</sup> （その者以外のこの制度、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける者を除きます。ロにおいて同じです。）のうちいずれの者が保有する会社の非上場株式等に係る議決権数をも下回らないこと。 ロ その非上場株式等を取得した者が2人又は3人の場合 贈与の時において、その者が保有する会社の非上場株式等に係る議決権数が、会社の総株主等議決権数の10%以上であること及びその者と特別の関係がある者のうちいずれの者が保有する会社の非上場株式等に係る議決権数をも下回らないこと。
⑤	贈与の時から申告期限（申告期限までにその者が死亡した場合は、その死亡の日）まで引き続きこの制度の適用を受ける非上場株式等の全てを保有していること。
⑥	贈与の日まで引き続き3年以上、会社の役員 <sup>(注4)</sup> であること。
⑦	会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（下記③参照）、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」 <sup>(注5)</sup> 又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」 <sup>(注5)</sup> の適用を受けていないこと。
⑧	円滑化省令第17条第1項の確認（同項第1号に係るものに限るものとし、円滑化省令第18条第1項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの）を受けた会社のその確認に係る円滑化省令第16条第1号ロに規定する特例後継者であること。

- (注) 1 該当する人が2人又は3人以上ある場合には、その会社が定めた2人又は3人までに限ります。
- 2 ④のイ又はロのいずれの場合に該当するかは、同一の贈与者から同一年中に同一の会社の非上場株式等を贈与により取得した者の数によります。
- 3 「特別の関係がある者」とは、その者の親族などその者と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます（以下同じです。）。
- 4 「会社の役員」とは、会社法第329条第1項に規定する役員又は業務を執行する社員をいいます。
- 5 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」及び「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

## ハ 会社の要件

制度の対象となる会社は、非上場会社で、次のいずれにも該当する会社であること。

①	「円滑化法の認定」を受けていること。
②	贈与の時に於いて常時使用する従業員の数が1人以上であること。 なお、この制度の対象となる会社の特別関係会社 <sup>(注1)</sup> が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合 <sup>(注2)</sup> には、常時使用する従業員の数が5人以上であること。
③	資産管理会社 <sup>(注3)</sup> に該当しないこと。
④	風俗営業会社 <sup>(注4)</sup> に該当しないこと。
⑤	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。）が零を超えること <sup>(注5)</sup> 。
⑥	租税特別措置法施行令第40条の8の5第1項第2号イからハまでに掲げる者（上記イ②に掲げる者）以外の者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めのある種類株式を保有していないこと。
⑦	中小企業者 <sup>(注6)</sup> であること。
⑧	贈与前3年以内に特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得をした資産がある場合において、贈与の時に於けるその資産の価額 <sup>(注7)</sup> の合計額が会社の資産の価額の合計額の70%以上とならないこと。
⑨	会社の特定特別関係会社 <sup>(注8)</sup> が非上場会社に該当すること。
⑩	会社の特定特別関係会社が風俗営業会社 <sup>(注4)</sup> に該当しないこと。
⑪	会社の特定特別関係会社が中小企業者 <sup>(注6)</sup> であること。

(注) 1 「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項において準用する同令第40条の8第7項に規定する会社をいい、この制度の適用を受ける非上場株式等に係る会社、その会社の代表権を有する者やその会社の代表権を有する者の親族などが、総株主等議決権数の50%を超える議決権数を保有する場合の会社（会社法第2条第2号に規定する外国会社を含みます。）をいいます。

2 その会社又はその会社との間に支配関係（その会社が他の法人の発行済株式又は出資（他の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に定める関係をいいます。）がある法人がその特別関係会社の株式等を有する場合に限りま。

3 「資産管理会社」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第3号に規定する資産保有型会社<sup>\*1</sup>又は同項第4号に規定する資産運用型会社<sup>\*2</sup>をいいます。

なお、⑦贈与の日まで引き続き3年以上にわたり、商品の販売や資産の貸付け（特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者に対する貸付けを除きます。）などの業務を行っていること、⑩贈与の時に於いて特例経営承継受贈者及び当該特例経営承継受贈者と生計を一にする親族以外の常時使用する従業員の数が5人以上であること、①贈与の時に於いてその会社が①の常時使用する従業員が勤務している事務所、店舗、工場等を所有し又は賃借していること、など一定の要件を満たす場合には、資産管理会社に該当しません。

※1 「資産保有型会社」とは、贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間内に特定資産<sup>\*3</sup>の保有割合が会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額の70%以上の会社をいいます。

ただし、平成31年4月1日以後に事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことなど一定の事由が生じたことにより当該期間内のいずれかの日において会社に係る特定資産<sup>\*3</sup>の保有割合が70%以上となった場合には、その事由が生じた日から同日以後6か月を経過する日までの期間は、除かれます。

2 「資産運用型会社」とは、贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から納税の猶予に係る期限が確定する日までに終了する事業年度の末日までの期間内のいずれかの事業年度における特定資産<sup>\*3</sup>からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社をいいます。

ただし、平成31年4月1日以後に事業活動のために必要な資金を調達するために特定の資産を譲渡したことなど一定の事由が生じたことによりその期間内に終了するいずれかの事業年度における会社に係る特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合には、その事業年度の開始の日からその事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間は、除かれます。

3 「特定資産」とは、有価証券、自ら使用していない不動産（不動産の一部について現に自ら使用していない場合には、自ら使用していない部分に限りま。）、現金・預貯金等（特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者に対する貸付金、未収金及びその他これらに類する資産を含みます。）をいいます。

4 「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。



- 5 贈与の日がその贈与の日の属する事業年度の末日である場合には、その贈与の日の属する事業年度及びその事業年度の直前の事業年度における総収入金額が零を超える必要があります。
- 6 「中小企業者」とは、円滑化法第2条各号のいずれかに該当する会社をいいます。
- 7 その会社が贈与の時ににおいて現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合には、その贈与の時に有していたものとしたときにおけるその資産の価額をいいます。
- 8 「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第7項において準用する同令第40条の8第8項に規定する会社をいい、この制度の適用を受ける非上場株式等に係る会社、その会社の代表権を有する者やその会社の代表権を有する者と生計を一にする親族などが、総株主等議決権数の50%を超える議決権数を保有する場合の会社（会社法第2条第2号に規定する外国会社を含みます。）をいいます。

## 二 特例対象贈与の要件

この制度の適用を受けるためには、次の表の区分に応じ、それぞれ次の一定数以上の非上場株式等の贈与を受けていることが要件となります。

①	要件	特例経営承継受贈者が1人の場合	
		次のイ又はロの区分に応じ、それぞれの数の贈与	
		イ $a \geq b \times 2/3 - c$ の場合	「 $b \times 2/3 - c$ 」以上の数の贈与
		ロ $a < b \times 2/3 - c$ の場合	「 $a$ 」の全ての贈与
②	要件	特例経営承継受贈者が2人又は3人の場合	
		次のイ及びロを満たす数の非上場株式等の贈与	
		イ $d \geq b \times 1/10$	ロ $d > e$

- (注) 1 ①又は②のいずれの場合に該当するかは、同一の贈与者から同一年中に同一の会社の非上場株式等を贈与により取得した者の数によります。
- 2 上記の表の算式中の符号は次のとおりです。  
「a」… 贈与者が贈与の直前に保有する会社の非上場株式等の数  
「b」… 贈与の時ににおける会社の発行済株式等の総数  
「c」… 特例経営承継受贈者が贈与の直前に保有する会社の非上場株式等の数  
「d」… 贈与直後におけるそれぞれの特例経営承継受贈者の保有する会社の非上場株式等の数  
「e」… 贈与直後における贈与者の保有する会社の非上場株式等の数
- 3 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限り、持分会社の場合も上記に準じます。

## ホ 申告の手続

この制度の適用を受けるためには、贈与税の申告書に一定の書類を添付して期限内に提出するとともに猶予される税額及び利子税の額に見合う担保（この制度の適用を受ける非上場株式等でなくても差し支えありません。）を提供する必要があります。

- (注) 1 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（特例措置）に係る適用要件チェックシート及び提出書類チェックシート」を掲載しています。
- 2 この制度の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、猶予された税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。
- 3 非上場会社の株式を担保として提供する場合については、詳しくは税務署にお尋ねください。

## ヘ 納税猶予期間中の手続

この制度の適用を受けている特例経営承継受贈者は、猶予されている税額が免除されるまで又は猶予されている税額の全部について納税の猶予が打ち切られるまでの間、特例経営贈与承継期間内は毎年、特例経営贈与承継期間の経過後は3年ごとに、引き続いてこの制度の適用を受ける旨及びこの制度の適用を受けた非上場株式等に係る会社の状況等に関する事項を記載した届出書（以下「継続届出書」といいます。）に、一定の書類を添付して提出しなければなりません。

なお、継続届出書の提出がない場合には、原則として、この制度の適用が打ち切られ、猶予されている税額と利子税を納付しなければなりません。



## 2 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例措置の適用を受ける場合の相続時精算課税適用者の特例

1の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける特例経営承継受贈者（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります。）については、その贈与を受けた時において贈与者（同日において60歳以上の者に限ります。）の「直系卑属（子や孫など）である推定相続人」又は「孫」以外の者であっても、相続時精算課税の適用を受けることができます。

なお、相続時精算課税の適用を受ける場合の手続については5ページを参照してください。

## 3 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）【一般措置】

### ○ 制度の概要

円滑化法の認定（注1）を都道府県知事から受ける非上場会社の後継者である受贈者（以下「経営承継受贈者」といいます。）が、贈与者から当該非上場会社の非上場株式等を贈与により取得（経営贈与承継期間（注2）の末日までに贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与に限ります。）をし、その会社を経営していく場合には、経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、一定の税額の納税が猶予され、贈与者が死亡した場合等には、その全部又は一部が免除されます。

ただし、免除されるまでに、一般措置の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、その猶予された税額の全部又は一部について納税の猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

この制度の適用要件など、詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されている下記の資料をご覧ください。

#### 【非上場株式等の納税猶予及び免除の特例】

##### ○ あらまし

- ・ 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし
- ・ 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）に係る災害等に関する措置の概要
- ・ 法人版事業承継税制の適用を受けられている方に～継続届出書の提出について～
- ・ 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予（担保の提供に関するQ&A）

##### ○ チェックシート

- ・ （令和2年分用）「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（一般措置）の適用要件及び提出書類チェックシート

##### ○ 贈与税の申告のしかた

- ・ 特例の概要等（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等）

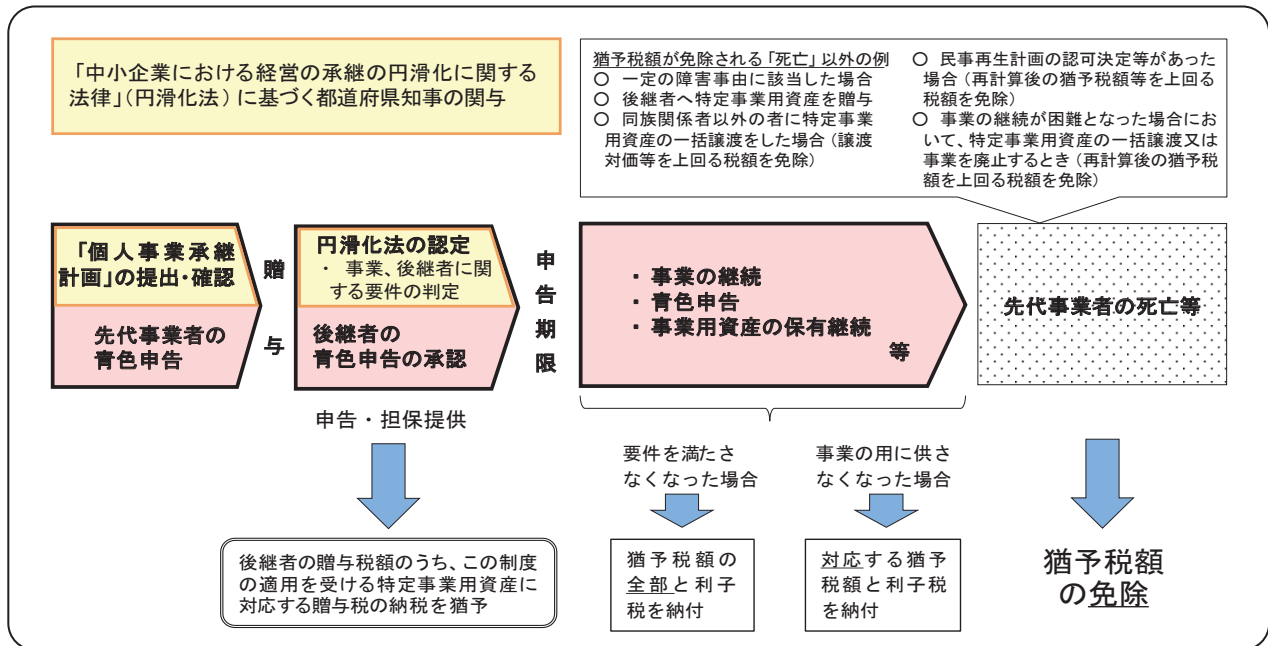
（注）1 都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けるためには、原則として、贈与を受けた年の翌年1月15日までにその申請を行う必要があります。この認定を受けるための具体的な要件や手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課にお尋ねください。担当課については、パンフレット「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし」などでご確認ください。

2 「経営贈与承継期間」とは、この制度の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの制度の適用を受ける経営承継受贈者若しくは経営承継受贈者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

- ① 経営承継受贈者の最初のこの制度の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
- ② 経営承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

## 9 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等

この特例の概要は、次の図のとおりです。なお、この特例については、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの10年間の特例とされています。



### 1 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除

#### (1) 特例の概要

円滑化法の認定<sup>(注1)</sup>を都道府県知事から受ける後継者である受贈者(以下「特例事業受贈者」といいます。)が、青色申告(租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限ります。)に係る事業(不動産貸付業等を除きます。)を行っていた贈与者からその事業に係る特定事業用資産<sup>(注2)</sup>の全てを贈与により取得(①平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間の取得で最初のこの特例の適用に係る贈与による取得及び②その期間内の取得で①の取得の日<sup>(注3)</sup>から1年を経過する日までの間の贈与による取得に限ります。)をし、その事業を営んでいく場合には、特例事業受贈者が納付すべき贈与税のうち、一定の税額の納税が猶予され、特例事業受贈者が死亡した場合等<sup>(注4)</sup>には、その全部又は一部が免除されます。

ただし、免除されるまでに、この特例の適用を受けた事業用資産を特例事業受贈者の事業の用に供さなくなった場合など一定の場合には、その猶予された税額の全部又は一部について納税の猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されている下記の資料をご覧ください。

#### 【個人の事業用資産の納税猶予及び免除の特例】

- あらまし
  - ・ 個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(個人版事業承継税制)のあらまし
- チェックシート
  - ・ (令和2年分用)「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用要件及び提出書類チェックシート
- 贈与税の申告のしかた
  - ・ 特例の概要等(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等)

(注) 1 都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けるためには、原則として、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。また、円滑化法の認定を受けるに当たっては、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに円滑化省令第16条第3号に規定する個人事業承継計画を都道府県知事に提出し、円滑化省令第17条第1項第3号に該当することについての同条第1項の都道府県知事の確認を受ける必要があります。

円滑化法の認定に係る申請書の提出に関する窓口は特例事業受贈者の主たる事務所が所在する都道府県です。また、個人事業承継計画の提出に関する窓口については贈与者の主たる事務所が所在する都道府県になります。担当課については、パンフレット「個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(個人版事業承継税制)のあらまし」などでご確認ください。

2 「特定事業用資産」については、85ページを参照してください。

3 特例事業受贈者が、その事業に係る特定事業用資産について、最初に「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けている場合には、「①の取得の日」は、その適用に係る相続又は遺贈による取得の日となります。

4 贈与者が死亡した場合、この特例の適用を受けた特定事業用資産は、その贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象となります。なお、その際、一定の要件を満たす場合には、その相続税についても納税の猶予が受けられます。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

## (2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件等を満たす必要があります。詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。税務署にお尋ねください。

### イ 贈与者の要件

次の区分に応じ、それぞれの要件に該当する人であること。

①	特定事業用資産を有していた者が贈与の時前において特定事業用資産に係る事業を行っていた者である場合
要件	<p>イからハマまでの要件を全て満たすこと。</p> <p>イ その贈与の時において所得税の納税地の所轄税務署長にその事業を廃止した旨の届出書を提出していること又はこの特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限までに提出する見込みであること。</p> <p>ロ その事業について、贈与の日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書により所得税の納税地の所轄税務署長に提出していること。</p> <p>ハ 既にこの特例の適用に係る贈与をしている者<sup>(注1)</sup>に該当しないこと。</p>
②	上記①以外の場合
要件	<p>イからハマまでの要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 特定事業用資産に係る事業を行っていた者に係るこの特例又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」<sup>(注2)</sup>の適用に係る贈与又は相続開始の直前において、その者と生計を一にする親族であること。</p> <p>ロ イの贈与の時又は相続開始の時に贈与をした贈与者であること。</p> <p>ハ 既にこの特例の適用に係る贈与をしている者<sup>(注1)</sup>に該当しないこと。</p>

(注) 1 同一年中に他の特例事業受贈者に特定事業用資産の贈与をしている者は含まれません。

2 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」については、「相続税の申告のしかた」を参照してください(以下同じです)。

### ロ 特例事業受贈者の要件

贈与者からこの特例の適用に係る贈与により特定事業用資産を取得した人で、次のいずれにも該当する人であること。

①	贈与の日において20歳以上であること。
②	「円滑化法の認定」を受けていること。
③	贈与の日まで引き続き3年以上にわたり特定事業用資産に係る事業(その事業に準ずるものとして一定のものを含みます。)に従事していたこと。
④	贈与の時から申告期限までの間に特定事業用資産に係る事業を引き継ぎ、その申告期限まで引き続きその特定事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供していること。
⑤	申告期限において、特定事業用資産に係る事業について開業の届出書を提出していること及び青色申告の承認を受けていること <sup>(注1)</sup> 。
⑥	特定事業用資産に係る事業が、贈与の時において、資産保有型事業 <sup>(注2)</sup> 、資産運用型事業 <sup>(注3)</sup> 及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれにも該当しないこと。
⑦	円滑化省令第17条第1項の都道府県知事の確認(同項第3号に係るものに限るものとし、円滑化省令第18条第7項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの)を受けた者であること。

(注) 1 青色申告の承認を受けるためには、業務を開始した日(贈与の日)から2か月以内に、税務署長に申請を行う必要があります。ただし、後継者が、贈与前から他の業務を行っている場合には、青色申告をしようとする年分のその年の3月15日までに申請を行うことが必要です。

2 「資産保有型事業」とは、租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号に規定する事業をいい、この特例の適用に係る贈与の日の属する年の前年1月1日から猶予されていた税額の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間内において、特定資産\*の保有割合が、その事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額の70%以上の事業をいいます。

ただし、特例事業受贈者の事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことなど一定の事由が生じたことにより、その保有割合が70%以上となった場合には、その事由が生じた日から同日以後6か月を経過する日までの期間は、上記の期間から除かれます。



※ 「特定資産」とは、有価証券、自ら使用していない不動産（不動産の一部について現に自ら使用していない場合には、自ら使用していない部分に限ります。）、現金・預貯金等（特別関係者に対する貸付金、未収金及びその他これらに類する資産を含みます。）の一定の資産をいいます。

3 「資産運用型事業」とは、租税特別措置法第70条の6の8第2項第5号に規定する事業をいい、この特例の適用に係る贈与の日の属する年の前年1月1日から猶予されていた税額の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日の属する年の前年12月31日までの期間内のいずれかの年において、特定資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の事業をいいます。

ただし、特例事業受贈者の事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことなど一定の事由が生じたことにより、その運用収入の割合が75%以上となった場合には、その事由が生じた年の1月1日からその翌年の12月31日までの期間は、上記の期間から除かれます。

## ハ 特例の対象となる特定事業用資産

特例の対象となる特定事業用資産は、贈与者の事業の用に供されていた次に掲げる資産（贈与者のこの特例の適用に係る贈与の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表※に計上されているものに限ります。）をいいます。

※ 贈与者が84ページのイ②の者に該当する場合には、特定事業用資産に係る事業を行っていた者に係るこの特例の適用に係る贈与の日又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続開始の日の属する年の前年分のその事業を行っていた者の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表となります。

(イ) 宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいい、その宅地等の面積の合計のうち400㎡以下の部分であって、建物又は構築物の敷地の用に供されている一定のものに限ります。）

(ロ) 建物（その建物の床面積の合計のうち800㎡以下の部分であって一定のものに限ります。）

(ハ) 減価償却資産（(ロ)に掲げるものを除きます。）で次に掲げるもの

A 固定資産税の課税対象とされる償却資産（機械装置など）

B 自動車税又は軽自動車税において営業用の標準税率が適用される自動車

C その他一定のもの（貨物運送用など一定の自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産）

(注) 上記(イ)から(ハ)までに掲げる資産は、その事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、その事業の用に供されていた部分に限られます。

## ニ 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、**贈与税の申告書に一定の書類を添付して期限内に提出するとともに猶予される税額及び利子税の額に見合う担保を提供する**必要があります。

なお、この特例の適用に係る贈与により宅地等又は建物である特定事業用資産を取得した日の属する年中においてその贈与者から贈与により宅地等又は建物である特定事業用資産を取得した他のこの特例を受けようとする者がいる場合には、その特例事業受贈者がこの特例を受けるものの選択についてのその他の者の同意が必要です。

(注) 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除に係る適用要件チェックシート及び提出書類チェックシート」を掲載しています。

## ホ 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けている特例事業受贈者は、猶予されている税額が免除されるまで又は猶予されている税額の全部について納税の猶予が打ち切られるまでの間、**3年ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及びこの特例の適用を受けた事業用資産に係る事業の状況等に関する事項を記載した届出書（以下「継続届出書」といいます。）に、一定の書類を添付して提出しなければなりません。**

なお、**継続届出書の提出がない場合には、原則として、この特例の適用が打ち切られ、猶予されている税額と利子税を納付しなければなりません。**

## 2 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合の相続時精算課税適用者の特例

1の「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受ける特例事業受贈者（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります。）については、その贈与を受けた時において贈与者（同日において60歳以上の者に限ります。）の「直系卑属（子や孫など）である推定相続人」又は「孫」以外の者であっても、相続時精算課税の適用を受けることができます。

なお、相続時精算課税の適用を受ける場合の手続については5ページを参照してください。



## 10 災害により被害を受けた場合

### (1) 課税価格の計算の特例（建物・家庭用財産・自動車等の特例）

贈与税の申告期限前に、贈与を受けた財産が災害により被害を受けた場合で、次の表のいずれかに該当するときは、贈与税額の計算におけるその財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した価額とすることができます。

1	贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうち被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。
2	贈与税の課税価格の計算の基礎となった動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木（以下「動産等」といいます。）の価額のうちその動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。

### (2) 課税価格の計算の特例（特定土地等・特定株式等の特例）

特定非常災害発生日<sup>(注)</sup>の属する年（その特定非常災害発生日が1月1日から贈与税の申告書の提出期限までの間にある場合には、その前年。（3）において同じです。）の1月1日からその特定非常災害発生日の前日までの間に贈与を受けた財産でその特定非常災害発生日において所有していたもののうちに、次の表に掲げる特定土地等又は特定株式等がある場合には、贈与税額の計算におけるそれらの価額は、その特定非常災害発生日に係る特定非常災害の発生直後の価額とすることができます。

(注)1 「特定非常災害」とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいい、「特定非常災害発生日」とは、同項の特定非常災害発生日をいいます（(3)において同じです。）。

2 「特定非常災害」以外の災害の場合は、この特例の適用がありませんので、ご注意ください。

特定土地等	特定非常災害により被災者生活再建支援法第3条第1項の規定の適用を受ける地域（同項の規定の適用がない場合には、特定非常災害により相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域。以下「特定地域」といいます。）内にある土地又は土地の上に存する権利
特定株式等	特定地域内にあった動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木の価額の合計額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等（金融商品取引所に上場されている株式など一定のものを除きます。）

### (3) 贈与税の申告書の提出期限の特例

特定非常災害発生日の属する年の1月1日から12月31日までの間に贈与を受け、上記(2)の適用を受けることができる人の贈与税の申告書の提出期限が特定日（特定非常災害に係る国税通則法第11条の規定により延長された申告に関する期限と特定非常災害発生日の翌日から10か月を経過する日とのいずれか遅い日をいいます。）の前日以前である場合には、その贈与税の申告書の提出期限は、その特定日となります。

(注) 「特定非常災害」以外の災害の場合は、この特例の適用はありませんが、次の(4)の期限延長の適用を受けることができます。

### (4) 個別指定による期限延長

災害その他やむを得ない理由によって、申告書の提出期限までに申告・納付ができないときは、受贈者の住所地の所轄税務署長に申請することにより、その理由がやんだ日から2か月以内に限り、申告・納付の期限が延長されます。

○ 「住宅取得等資金の非課税」、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」又は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用に係る災害に関する税制上の措置については、それぞれの特例の概要を参照してください。

#### 【その他特例の概要等】

- 贈与税については、これらの特例のほか、次の特例があります。次の特例の概要等について、詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されている下記の資料をご覧ください。
- ・ 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除・税額控除の特例
  - ・ 医療法人の持分を有する個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例
  - ・ 医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例
  - ・ 相続時精算課税の適用を受ける山林についての相続税の課税価格の軽減措置

## 贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

国税庁ホームページでは、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

### ● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合）

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	㉑	円
基礎控除額	㉒	1,100,000 円
㉒の控除後の課税価格【㉑-㉒】	㉓	,000 円
㉓に対する税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	㉔	円

(例) 特例贈与財産 6,000,000 円を取得した場合

〔 特例贈与財産の価額の合計額(㉑)から基礎控除額(㉒)を控除した課税価格(㉓)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(㉔)を計算します。 〕

㉑6,000,000 円 - ㉒1,100,000 円 = ㉓4,900,000 円  
㉓4,900,000 円 × 20% (特例税率) - 300,000 円 (控除額) = ㉔680,000 円

#### 【速算表（特例贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000 千円以下	4,000 千円以下	6,000 千円以下	10,000 千円以下	15,000 千円以下	30,000 千円以下	45,000 千円以下	45,000 千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	—	100 千円	300 千円	900 千円	1,900 千円	2,650 千円	4,150 千円	6,400 千円

<ご注意ください！> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

①「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（1,100 千円）を差し引いた後の課税価格が 3,000 千円を超えるとき

②「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（1,100 千円）を差し引いた後の課税価格\*が 3,000 千円を超えるとき

\*「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額（1,100 千円）と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

### ● 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合）

「特例税率」の適用がない贈与により取得した財産（「一般贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	㉕	円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	㉖	円
基礎控除額	㉗	1,100,000 円
㉕及び㉖の控除後の課税価格【㉕-㉖-㉗】	㉘	,000 円
㉘に対する税額 ※ 下記の【速算表（一般贈与財産用）】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	㉙	円

(例) 一般贈与財産 14,000,000 円を取得した場合  
(配偶者控除 10,000,000 円を適用する場合)

〔 一般贈与財産の価額の合計額(㉕)から配偶者控除額(㉖)及び基礎控除額(㉗)を控除した課税価格(㉘)に【速算表(一般贈与財産用)】を使用して税額(㉙)を計算します。 〕

㉕14,000,000 円 - ㉖10,000,000 円 - ㉗1,100,000 円 = ㉘2,900,000 円

㉘2,900,000 円 × 15% (一般税率) - 100,000 円 (控除額) = ㉙335,000 円

#### 【速算表（一般贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000 千円以下	3,000 千円以下	4,000 千円以下	6,000 千円以下	10,000 千円以下	15,000 千円以下	30,000 千円以下	30,000 千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(一般税率)	—	100 千円	250 千円	650 千円	1,250 千円	1,750 千円	2,500 千円	4,000 千円

平成 28 年分以降用

(特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用)

## 贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

（注）この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

国税庁ホームページでは、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

平成28年分以降用

（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取付した場合用）

### ● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 （申告書第一表の①の金額）	㉑	円
一般贈与財産の価額の合計額 （申告書第一表の②の金額）	㉒	円
配偶者控除額 （申告書第一表の③の金額）	㉓	円
暦年課税分の課税価格の合計額【㉑+㉒-㉓】 （申告書第一表の④の金額）	㉔	円
基礎控除額	㉕	1,100,000円
㉔の控除後の課税価格【㉔-㉕】 （申告書第一表の⑥の金額）	㉖	,000円
㉖の金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】 を使用して計算します。	㉗	円
特例贈与財産に対応する税額 【㉗×㉑/㉖】	㉘	円
㉖の金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（一般贈与財産用）】 を使用して計算します。	㉙	円
一般贈与財産に対応する税額 【㉙×（㉒-㉓）/㉖】	㉚	円
税額（㉘+㉚） （申告書第一表の⑦欄に転記します。）	㉛	円

（例）特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合

特例贈与財産の価額（㉑）と一般贈与財産の価額（㉒）の合計額（㉔）から基礎控除額（㉕）を控除した課税価格（㉖）に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算した税額（㉗・㉙）について、それぞれ（1）及び（2）のとおり按分計算し、その合計額（㉛）を計算します。

#### (1) 特例贈与財産に対応する税額（㉗及び㉘欄の計算）

㉗  $13,900,000円 \times 40\%$ （特例税率） $-1,900,000円$ （控除額） $= 5,360,000円$

㉘  $5,360,000円 \times (5,000,000円 / 15,000,000円)$   
 $= 1,786,667円$ （注）1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

#### (2) 一般贈与財産に対応する税額（㉙及び㉚欄の計算）

㉙  $13,900,000円 \times 45\%$ （一般税率） $-1,750,000円$ （控除額） $= 5,505,000円$

㉚  $5,505,000円 \times (10,000,000円 - 0円) / 15,000,000円$   
 $= 3,670,000円$ （注）1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

#### (3) 贈与税額の計算（㉛欄の計算）

㉛  $1,786,667円 + 3,670,000円 = 5,456,667円$

#### 【速算表（特例贈与財産用）】

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

<ご注意ください！> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

① 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（1,100千円）を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき

② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（1,100千円）を差し引いた後の課税価格\*が3,000千円を超えるとき

\* 「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額（1,100千円）と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

#### 【速算表（一般贈与財産用）】

「特例税率」の適用がない財産（「一般贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（一般税率）	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

税務署に提出

相続時精算課税選択届出書

(令和2年分以降)

令和____年____月____日 _____ 税務署長	受贈者	住所 又は 居所	〒	電話( - - )	
		フリガナ			
	氏名 (生年月日)	(大・昭・平	年	月	日) <span style="float: right;">㊟</span>
	特定贈与者との続柄				

私は、下記の特定贈与者から令和\_\_\_\_年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 添付書類

次の書類が必要となります。

なお、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

- (1) 受贈者の氏名、生年月日
- (2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(※) 1 租税特別措置法第70条の6の8((個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除))の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

2 租税特別措置法第70条の7の5((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例))の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	㊟	電話番号	
-------	---	------	--

※	税務署整理欄	届出番号	—	名簿					確認
---	--------	------	---	----	--	--	--	--	----

※欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一)(令2.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。



## 書 き か た 等

1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。

2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。

なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。

3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。

4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」欄には、推定相続人又は孫となった理由（養子縁組等）及び推定相続人又は孫となった年月日を記入してください。

なお、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるとき（租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用により、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けるとき）には、この欄の記入は要しません（その年の1月1日から推定相続人となった時前までの間に、特定贈与者の孫となった場合には、孫となった理由及び孫となった年月日を記入してください。）。

また、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けないとき（租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用を受けないとき）には、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、暦年課税により贈与税額を計算します。

6 その他

(1) 受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人又は孫になった場合、原則として、推定相続人又は孫となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

(2) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。

この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。

# 本人確認書類 (写) 添付台紙

住所 又は 事業所 事務所 居所など		フリガナ 氏名	
--------------------------------	--	------------	--

※ 本人確認書類の写しの添付は、申告書等の提出の都度必要です。

## のりしろ

### ◆ マイナンバーカード (個人番号カード) をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の**写し**を貼ってください。

(マイナンバーカード表面)



(マイナンバーカード裏面)



### ◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

「①番号確認書類」の**写し**と「②身元確認書類」の**写し**をそれぞれ貼ってください。

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

#### ① 番号確認書類

《本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》

- 通知カード  
(現在の氏名・住所等が記載されている場合に  
限ります。)
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書  
(マイナンバーの記載があるものに限ります。)

などのうちいずれか1つ

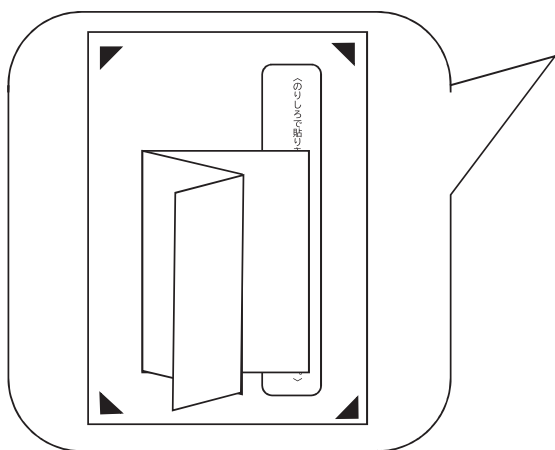
#### ② 身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを  
確認できる書類の写し》

- 運転免許証
  - 公的医療保険の被保険者証  
(保険者番号及び被保険者等記号・番号部分が見えない  
程度にマスキング(塗りつぶし)をお願いします。)
  - パスポート
  - 身体障害者手帳
  - 在留カード
- などのうちいずれか1つ

※ のりしろに貼りきれない大きな書類の写しを本人確認書類として提出する場合は、この台紙の裏面部分に貼ってください。

へのりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。



取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の記載要領

種類	細目	利用区分・銘柄等		
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別		
	畑			
	宅地	自用地、貸宅地、貸家建付地、借地権、居住建物 <sup>(注)</sup> の敷地の用に供される土地などの別		
	山林	普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）		
	その他の土地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）		
家屋	家屋（構造及び用途）、構築物	家屋については自家用屋、貸家、居住建物 <sup>(注)</sup> の別、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別		
事業(農業) 用財産	機械、器具、農機具その他の減価償却資産	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齡、営業権についてはその事業の種目と商号など		
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「財産の価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。		
	売掛金			
	その他の財産	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称。なお、電話加入権については、その加入局と電話番号		
有価証券	株式、 出資	上場株式等	その銘柄	
		取引相場の ない株式、 出資		配当還元方式によるもの
				その他の方式によるもの
	公債、社債			
	証券投資信託、貸付信託の受益証券			
現金、預貯金等		現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別及び贈与の目的		
家庭用財産		その名称と銘柄		
その他の財産 (利益)	生命保険金等			
	立木		その樹種と樹齡（保安林であるときは、その旨）	
	その他		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業に関係ない自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付金、書画・骨とうなどの別</li> <li>2 自動車についてはその名称と年式、電話加入権については、その加入局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など</li> <li>3 著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合など贈与によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等を除きます。）については、その財産（利益）の内容</li> </ol>	

(注) 「居住建物」とは、配偶者居住権の目的となっている建物をいいます。

(参考) 「取引相場のない株式、出資」の「細目」欄への記載については、例えば、「株式 配当還元方式」や「出資 その他の方式」と記載していただいで差し支えありません。



# 贈与税の申告書は、 国税庁ホームページで作成！



STEP

## 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



◎ 税務署に行く手間がかかりません！

◎ 確定申告期間中は 24 時間いつでも利用できます！

(注) 確定申告期間以外利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Taxホームページでご確認ください。

STEP

## 2 申告書を作成

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

## 3 申告書を提出 申告書の提出は e-Tax（データ送信）または郵送等で！

### e-Tax で送信して提出



#### マイナンバーカードを使って送信 (マイナンバーカード方式)

用意するものは、次の2つ

① マイナンバーカード



取得方法は表面  
を見てね！



② ICカードリーダーライター  
又は  
マイナンバーカード対応のスマートフォン



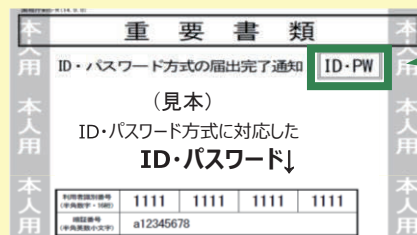
又は



一部の端末のみ

(注) 詳しくは、e-taxホームページ【<https://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

#### IDとパスワードで送信 (ID・パスワード方式) (注)



ID・PW  
が目印

- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
- ・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。  
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。  
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

### 印刷して郵送等で税務署へ提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。



#### ●添付書類のイメージデータによる提出について

贈与税の申告書作成コーナーから、e-Tax で贈与税の申告書を送信する場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある特定の添付書類（例：戸籍の謄本など）について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。